

ま え が き

発生源規制をはじめとする公害対策の総合的な推進によって、市域における環境汚染は年々全般的にかなりの改善をみている。

しかしながら、高度の社会、経済活動がたゆまず営まれている中で、交通公害にみられるように都市構造や生活活動と密接に結びついている公害現象は、改善の傾向を示していない。

道路周辺における窒素酸化物汚染や騒音・振動、あるいは商業活動に伴う近隣騒音の問題など、都市・生活型といえるこれらの公害は、発生源が多様で改善への方策が多面にわたり、かつ具体的対策の実施が非常に困難な分野である。

これに対処していくためには、これまでの公害対策の拡充・強化とあわせ、土地利用の適正化、都市施設の整備などをはじめとする幅広い環境改善の施策を、各方面の理解と協力を得ながら、さらに積極的に推進していく必要がある。

このため、地域における公害の諸要因や汚染実態等をなお一層精密に把握し、環境問題についての正確な将来展望を行うことが重要であり、これを今後の各般にわたる対策に常に適切に反映していくよう努めなければならない。

本書は、このような観点に立って、54年度における本市の公害の現況とその対策をまとめたものである。

昭和55年10月

大 阪 市

目 次

序 説

大阪市の概況	1
1 位置、地勢及び気象	1
2 市域の面積	1
3 人口の推移	2
4 産業の動向	4
5 河川、道路及び公園	5
6 土地利用	6
公害行政の経過	7
1 戦前から昭和30年代	7
2 昭和40年代	8
3 昭和50年代	10
第1章 大 気 汚 染	13
第1節 大気汚染の要因	13
1 主要工場・事業場分布	14
2 燃料使用量	15
3 届出施設等	15
4 自動車保有台数等	21
第2節 大気汚染の現況	23
1 二酸化硫黄濃度(SO_2)	26
2 二酸化窒素濃度(NO_2)及び一酸化窒素濃度(NO)	28
3 一酸化炭素濃度(CO)	32
4 光化学オキシダント濃度(Ox)	34
5 浮遊粉じん濃度	35
6 降下ばいじん量	37
7 ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん中の重金属成分	38
第3節 固定発生源対策	40

1	法律・条例による規制	40
2	クリーンエアプランの推進	43
3	規制指導	45
4	大気汚染発生源常時監視	48
第4節	自動車排出ガス対策	51
1	自動車排出ガス規制	51
2	大阪自動車排出ガス対策推進会議活動	54
3	電気自動車の普及促進	55
4	調査研究等	55
第5節	緊急時対策	56
1	オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策	56
2	発令状況及び被害の訴え状況	59
第2章	水質汚濁	61
第1節	水質汚濁の要因	61
1	工場・事業場排水	63
2	家庭排水等	63
第2節	水質汚濁の現況	66
1	定期観測結果	66
2	水質モニタリングステーション測定結果	83
3	底質調査結果	85
第3節	水質汚濁防止対策	86
1	法律、条例による規制	86
2	クリーンウォータープランの推進	88
3	規制指導	89
4	下水道整備	93
5	水質常時監視システムの整備	95
第3章	騒音・振動	97
第1節	騒音の要因	97
1	工場・事業場騒音	97
2	建設作業騒音	101

3	自動車騒音	102
4	鉄道騒音	102
5	航空機騒音	103
6	その他の騒音	104
第2節	騒音公害の現況	105
1	市内における騒音の概況	105
2	工場・事業場騒音	108
3	建設作業騒音	110
4	自動車騒音	111
5	鉄道騒音	114
6	航空機騒音	117
第3節	騒音防止対策	119
1	法律、条例による規制	119
2	規制指導	120
3	その他の騒音対策	122
第4節	振動公害	127
1	振動公害の現況	127
2	振動防止対策	129
第4章	地盤沈下	131
第1節	地盤沈下の現況	131
1	地盤沈下の概要	131
2	水準測量及び地下水位観測結果	131
第2節	地盤沈下防止対策	134
1	地下水の採取規制	134
2	地下水採取規制法の要点	136
第5章	悪臭	137
第1節	悪臭の現況	137
第2節	悪臭防止対策	140
1	法律による規制	140
2	規制指導	140

3	化製場対策	141
4	悪臭の評価方法の検討	143
第6章	産業廃棄物	145
第1節	環境汚染の要因	145
1	廃棄物の種類と定義	145
2	産業廃棄物の排出量と処理処分状況	147
第2節	産業廃棄物処理対策	149
1	法律による規制	149
2	大阪市廃棄物処理計画の推進	152
3	規制指導	153
4	その他の対策	154
5	調査研究等	155
第7章	公害保健対策	157
第1節	公害健康被害補償制度	157
1	健康被害者の認定	157
2	補償給付	159
3	公害保健福祉事業	161
第2節	公害保健に関する調査	163
1	植物指標による影響調査	163
2	培養細胞による浮遊粒子状物質影響調査	167
3	学童の頭髪中重金属影響調査	167
4	健康被害者の喫煙状況調査	170
5	公害指定疾病調査	171
第8章	その他の公害対策	173
第1節	工場適正分散事業	173
1	工場跡地買収事業	173
2	公害発生源工場の集団化事業	174
第2節	公害防止設備資金融資	178
1	融 資	178

2 助 成	180
第3節 公害の紛争、苦情相談.....	181
第4節 市政モニターアンケート（公害）.....	186
付 属 資 料	191
1 環境基準	192
（大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線騒音）	
2 大阪市公害対策審議会答申（意見）の概要	210
3 大阪市公害対策関係本部組織	213
4 55年度大阪市公害関係予算総括表	214
5 公害規制関係職員数	216
6 公害規制関係組織機構	217
7 公害関係協議会等一覧表.....	222
8 公害年表	232

序 說

序 説

大 阪 市 の 概 況

1. 位置、地勢及び気象

本市は東経135度24分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にある。西は大阪湾に面し、南北を大和川、神崎川で隔てられているものの周辺都市とほとんど市街を連ねている。

市の中央部からやや東寄りの南北9Km、東西2Kmにわたる上町台地は、東側にゆるく、西側に急斜をなしているために本市の東部は概して高く、西部に行くにしたがって次第に低くなっている。市域は海拔—2.05m（西淀川区大和田）から46.3m（鶴見区茨田浜町）の範囲にあるが、海拔3m前後の土地が大部分を占めている。

本市の気候はおおむね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属しており、54年の平均気温は17.1℃である（最高35.8℃・最低—0.3℃）。冬は西寄りの季節風がかなり吹くが、概して北東および西寄りの風が多く、風速は年間平均3.2m/S程度である。なお、年間の快晴日数は49日、晴天は149日、曇天は167日、降雨日数は124日で年間降雨量は1,430mmとなっている。

2. 市域の面積

本市の面積は210.41km²（東西17.69Km、南北20.25Km）で、大阪府全面積（1,863.01km²）の約11.3%を占めている。

明治22年4月市制実施当時は、わずかに15.27km²にすぎなかったが、明治30年4月の第1次市域拡張によって55.67km²となり、次いで大正14年4月の第2次市域拡張によって181.68km²に膨張した。さらに昭和30年4月、東部の隣接6か町村の編入によって、ほぼ現在の市域が形成されたが、その後も港湾の埋立てにより少しずつ市域の拡張が続いている。

区 別 面 積

(単位; km²)

区 名	面 積	区 名	面 積	区 名	面 積
北	5.54	南	2.96	城 東	8.47
都 島	5.86	浪 速	3.83	鶴 見	8.10
福 島	4.68	大 淀	4.51	阿 倍 野	6.06
此 花	10.97	西 淀 川	13.12	住 之 江	16.71
東	5.92	淀 川	12.71	住 吉	9.16
西	5.27	東 淀 川	13.15	東 住 吉	9.68
港	8.26	東 成	4.51	平 野	15.34
大 正	9.15	生 野	8.24	西 成	7.42
天 王 寺	4.68	旭	6.11	全 市	210.41

(昭和54年10月1日現在国土地理院発表)

3. 人口の推移

明治22年の市制施行当時、わずかに47万人を数えるにすぎなかった大阪市の人口は、明治30年および大正14年の2度にわたる市域拡張と産業経済の隆盛によって飛躍的な増加を続け、昭和15年の第5回国勢調査では325万人と戦前戦後を通じて最大の人口を記録した。その後、第2次世界大戦に突入し、終戦直後の20年11月1日現在で実施した人口調査では110万人と明治末期頃の水準にまで逆戻りした。

しかし、戦後世情の安定と経済の復興とともに本市の人口は急速に回復し、25年国勢調査には195.6万人に達し、30年国勢調査では周辺6か町村の編入もあって254.7万人を数えた。さらに35年国勢調査では301.1万人と300万人を越え、40年国勢調査には315.6万人と戦後の最高を記録するに至った。がこれを境に本市の人口構造は大きな変化をみせはじめ、45年国勢調査では戦後はじめて減少に転じ298.0万人と300万人を下回った。その後も減少傾向が続き、50年国勢調査では人口は277万8,975人、世帯数は90万6,593世帯となった。その後定住施策の推進により減少の傾向は低下し、54年10月1日現在の推計人口は2,682,221人で大阪府(推計人口8,471,793人)の約31.7%を占めている。

一方、昼間流入人口は、40年に88万人、45年に108万人、50年に121万人と増加の一途をたどっており、人口吸引力としての本市の経済力の強さがうかがわれる。

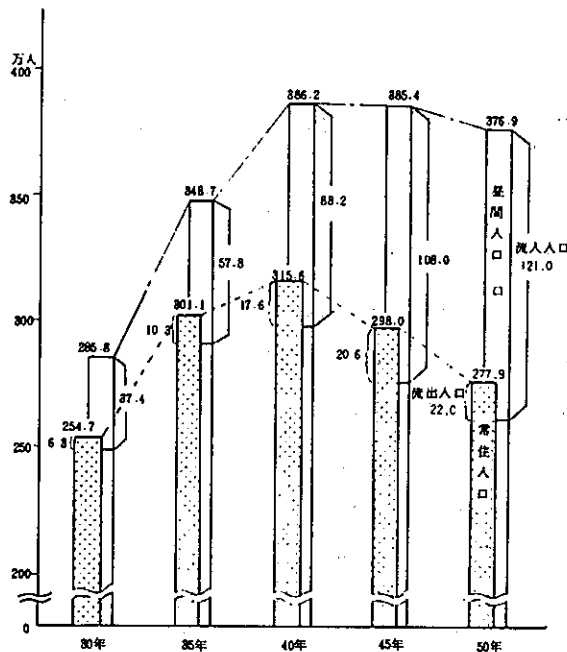
区別推計人口

(昭和54年10月1日現在)

区名	世帯数	人口	(人口密度) 1km ² 当り	区名	世帯数	人口	(人口密度) 1km ² 当り
北	15,834	48,712	7,890	淀川	56,882	153,834	12,103
都島	30,845	83,569	14,261	東淀川	58,968	165,847	12,612
福島	20,417	59,777	12,773	東成	29,176	90,259	20,013
此花	25,047	75,031	6,840	生野	56,160	178,766	21,695
東	8,137	25,487	4,305	旭	41,730	116,382	19,048
西	17,561	51,705	9,811	城東	53,539	156,708	18,502
港	33,811	99,993	12,106	鶴見	27,823	89,421	11,040
大正	27,907	86,230	9,424	阿倍野	45,557	121,190	19,998
天王寺	19,870	56,227	12,014	住之江	37,922	112,156	6,712
南	14,637	38,248	12,922	住吉	63,201	171,460	18,718
浪速	20,796	51,264	13,385	東住吉	54,888	160,978	16,630
大淀	14,596	43,410	9,625	平野	60,407	201,316	13,124
西淀川	31,153	91,942	7,008	西成	66,401	157,310	21,201
(総合計画局資料)				計	932,907	2,682,221	12,748

大阪市の常住人口と昼間人口

(国勢調査より)



4. 産業の動向

わが国の二大中枢都市の一つであり、特に西日本経済活動の中核として発展してきた本市は、大商工都市としてあらゆる産業が集まり常に主要な役割を果している。

主な生産指標をみると、53年で事業所数は26.0万カ所、従業者は240.9万人で、これらの活動により製造業の出荷額56,60.8億円、商品の販売額387,660億円(51年)の実績をあげ、市内純生産は79,019億円、市民所得は52,109億円となっている。

経済活動の状況を工業面からみると、鉄鋼業、一般機械製造業、化学工業、出版印刷業、金属製品製造業の5業種で本市総出荷額の5割強を占め、事業所数では東部工業地帯を形成している生野、東住吉、平野、城東、東成の各区が総数の39.5%を占めているが、中小規模の企業が多いため出荷額では23.1%となっている。これに対し、北部の淀川区と西部臨海工業地帯の此花、西淀川区では事業所数は全市の11.4%であるが、重化学工業を主体とする大規模事業所があるため出荷額は全市の24.7%を占め前者の東部5区を上回っている。

一方、中心区域(東、北、南、西の各区)はいわゆるビジネス地域として経済活動の主軸をなし、全市卸売業の商品販売額36.3兆円の84.4%(30.6兆円)を取引し、これらの商活動は市内における自動車交通の急速な増大とも重なり交通混雑の主因ともなっている。

製造業の構成

(昭和53年工業統計調査)

業種名	事業所数	従業員数 (人)	出荷額等 (億円)
鉄鋼・金属製品	7,237	82,247	14,207
機械	7,559	96,809	12,337
化学・石油製品	581	30,991	7,250
食料品	1,590	24,106	3,828
繊維・繊維製品	5,219	40,188	4,401
出版印刷	3,764	45,226	5,677
木材・木製品	2,232	15,791	1,647
その他	7,260	63,618	7,261
合計	35,542	393,976	56,608

商業の構成

(昭和51年商業統計調査)

業種名	店舗数	従業員数 (人)	販売額等 (億円)
卸売業	29,160	406,920	362,937
各種商品小売業	63	21,579	7,014
織物・衣服・身のまわり品小売業	9,997	32,447	3,235
飲食料品小売業	21,963	64,903	5,660
飲食店	34,363	148,784	4,993
自動車・自転車小売業	1,548	9,438	1,403
家具・建具業	5,618	20,960	2,514
什器小売業	14,275	48,564	4,897
その他の小売業			
合計	116,987	753,595	392,653

5. 河川、道路及び公園

本市は「水の都」の名の示すように大小幾多の河川が市内を縦横に貫流し、これらを結ぶ運河と相まって水運の便をもたらし、本市の発展に大いに役立ってきた。

市内河川は大部分が人工河川で、古くは、仁徳朝の難波（なにわ）の堀江の開削、淀川の築堤にはじまり、恒武朝の神崎川疎通、慶長3年の天満川、天和3年の道頓堀川開削、そして昭和27年～28年の平野川水路の開削等によるもので、市内の2大河川といわれる淀川、大和川もその例外ではなく、淀川は明治36年に、また大和川は宝永元年（1704年）に築造されたものである。

しかし、都市交通形態の変革によってその利用も極めて少なくなり、また、治水対策等の関係もあって一部河川、運河については埋立られ、道路、公園等の用に供している。

市内の河川は一級河川が23川（延長132.4Km）、準用河川が1川（1.1Km）普通河川が14川（32.5Km）、全体で38川、延長165.9Km、面積20.8km²となっている。

また、市内の道路は、国道12、府道28、市道10,798、計10,838路線を数え、総延長3,765.1Km、延面積34.9km²で、面積では市域の16.5%を占め、増加する交通量によりさらに整備が進められている。

一方、公園は642を数え、その内訳は、児童公園572、近隣公園42、地区公園15と、大阪城、天王寺、中之島の特殊公園及び都市基幹公園10となっており、国営（淀川河川公園）及び府営（住吉公園、住之江公園）を含めた公園面積は6.35km²で市域の3.01%を占め、市民1人当たり2.37km²という割合になっている。

河川、道路及び公園の概況

（54.4.1現在）

河 川			道 路			公 園	
川 数	延 長	面 積	路 線 数	延 長	面 積	園 数	面 積
88	165.9 Km	20.8 km ²	10,838	3,765.1 Km	34.9 km ²	642	6.35 km ²

(注)1 河川には、港湾法にもとづく運河等は含まれていない。

2 道路には、有料道路は含まない。

3 公園には、国営1カ所及び府営2カ所を含む。

6. 土地利用

本市の面積は210.41㎏であるが、そのうち市街化区域は203.7㎏である。その土地利用は、中心部の商業業務地、西部の臨海工業地、北部の工業地（うち東部は、おおむね住宅地）、東部の軽工業地（住宅と工業が併存）、南部の住宅地と大別できるが、全体的に土地利用が、整然としておらず適正な土地利用と用途地域の純化をはかることが必要である。

本市における都市計画法に基づく用途地域の状況は次のとおりである。

用途地域の状況

(55.3現在)

用途地域	面積 (ha)	割合 (%)
第2種住居専用地域	2,519	12.4
住居地域	6,838	33.6
近隣商業地域	345	1.7
商業地域	3,106	15.2
準工業地域	4,380	21.7
工業地域	1,076	5.3
工業専用地域	2,106	10.3
合計	20,370	100.0

(注) 第1種住居専用地域はない。

公害行政の経過

1. 戦前から昭和30年代

本市における公害問題とその対策の歴史は古く、明治16～17年に紡績工場のばい煙が問題化し、その取締りのため、明治21年に全国に先がけて、旧市内に煙突を立てる工場の建設を禁ずる旨の府令が出され、さらに明治29年には、「製造場取締規則」（府令21号）が制定されている（ここで、わが国で初めて「公害」の用語が用いられた）。その後一段と工業化が進む中で、昭和2年に「大阪煤煙防止調査委員会」が発足し、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施しており、昭和6年にはばい煙防止規則の制定について、国および大阪府に働きかけ、昭和7年10月、大阪府は、「煤煙防止規則」を制定施行した。また、大正11年以降大阪市衛生試験所（現・環境科学研究所）を中心に降下ばいじんの測定を実施し、多くの記録を残している。

第2次大戦後、産業活動の活発化に伴い25年8月には「大阪府事業場公害防止条例」が東京都に次いで制定施行され、事業場から出るばい煙等が規制されたが、激増する公害問題に対処するため、29年4月には条例の全面改正が行われた。

30年代にはいり、経済の飛躍的な発展、技術革新、産業構造の変革とともに大気汚染、水質汚濁等がさらに深刻化し、国における立法措置が望まれてきた。ようやく33年に公害防止を直接目的とする最初の法律として、「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質2法が制定されて、水質汚濁対策の基本的方針がうち出され、次に37年6月「煤煙の排出の規制に関する法律」が制定され、本市など大気汚染の著しい地域における法規制が実施されることとなった。本市では、特にスモッグ対策の緊要性、広域制に鑑み、府、堺市をはじめ隣接都市と協調しながら対策を進めるとともに、事業主による自主的防止活動や、ばい煙防止月間等啓発活動の推進を図ってその成果をあげてきた。

地盤沈下の防止に関しては、昭和9年の高潮被害を契機に、観測体制の整備を図るとともに26年から工業用水道の建設整備を始め、また37年制定の「建築物用地下水の規制に関する法律」に先だち、34年に本市独自の「地盤

沈下防止条例」を制定し地下水採取の規制に努めた結果、沈下量も年々減少の一途をたどることとなった。

また、騒音については、29年本市の世論調査をもとに33年から、交通騒音を主眼とする「町を静かに」の市民運動を展開し非常な効果をおさめた。

このほか、37年4月には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」を発足させ、40月12月、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関してわが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たすこととなる。

2. 昭和40年代

35・36年における四日市喘息の多発、39年の阿賀野川水銀中毒患者の多発などに代表される公害被害の続出と、公害追放の世論の盛りあがり背景に、42年には、公害対策の基本的姿勢を盛りこんだ「公害対策基本法」が制定され、公害の範囲を明確にするとともに環境基準の設定方針も明らかにされた。これに伴い、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」、「公害紛争処理法」等の関連法が整備され、さらに45年のいわゆる公害国会において「公害対策基本法」の改正をはじめとする関連8法の一部改正と「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」、「水質汚濁防止法」など6法律が制定された。引続き46年の通常国会では「悪臭防止法」、「環境庁設置法」など4法が、その後48年には「公害健康被害補償法」が制定され、わが国の公害関係諸法が整備されてきた。

環境基準については44年に二酸化硫黄、45年に一酸化炭素と水質、46年に一般騒音、47年に浮遊粒子状物質、48年に航空機騒音、窒素酸化物、光化学オキシダントについて設定されている。これら法制度の整備に伴い、大阪府においても、46年3月、従来の「大阪府公害防止条例」を全面的に改正し、新条例として制定するとともに、47年12月、「大阪地域公害防止計画」、48年9月、「大阪府環境管理計画」を策定した。

本市においては、従来衛生局環境衛生課の一部門であった公害指導、規制部門を強化するため、44年4月に公害指導課を、45年10月に公害規制課を新設する一方、大気汚染濃度の高い西部臨海地域の西淀川、此花、木津川周辺

区について、45年6月以後、公害特別機動隊を発足させ、大気汚染対策を中心とした特別対策を実施した。

また、公害の規制に関する権限が府県から大幅に指定都市に移譲されたのを機に、46年6月には、衛生局と総合計画局公害対策部を統合し、新たに環境保健局として行政の一元化を図り、公害担当部として環境部を新設するとともに、保健所に環境課（環境係）を設置し、体制の強化を図った。

大気汚染の観測体制についても、40年に、大気モニタリングステーションを設置し、環境大気の常時監視を開始したが、43年4月に「大気汚染管理センター」を開設し、46年6月に「環境汚染監視センター」と改称するとともに、検査部門を併設し、大気汚染及び発生源の常時監視と科学的究明を行っている。

これらの組織・機構の整備とあわせ、本市では、46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、強力な防止対策を実施したが、48年11月には、これをさらに改訂整備し、自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」を策定した。また、自動車排出ガス問題については、43年に大阪府警察本部、大阪陸運局、関係民間団体とともに、「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を発足させ、各種の運動を展開している。

水質汚濁防止対策では、48年3月、下水道整備、河川の浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、また、49年6月に「河川浄化対策本部」を設置し、各種事業の調整をはかりながら河川浄化対策を強力に推進している。

他方、企業の生産活動や公害防止対策から発生する産業廃棄物については、40年頃から問題意識が各界でもたれるようになり、本市でも43年に実態調査を実施するとともに、46年9月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に先立ち、46年2月に大阪府と共同で「（財）大阪産業廃棄物処理公社」を設立し、産業廃棄物処理対策を実施してきた。

公害被害者救済については、44年12月に西淀川区を対象に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」にもとづく救済措置を行ってきたが、48年6月に「大阪市公害被害者の救済に関する規則」を定め、国の補償制度が施行されるまでの“つなぎ措置”として、療養生活補助費等の支給を行ってきた。

た。その後、49年9月「公害健康被害補償法」が施行され49年11月、50年12月の地域指定の拡大によって、全市域が同法の指定地域となっている。

また土壌汚染については、45年11月に本市の一部でカドミウムによる農用地汚染が指摘されたが、その原因究明と健康調査を実施し防除につとめた。

その他42年9月から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改善を進めているほか、45年から公害防止事業団事業等を活用して公害発生源工場の移転、集団化事業を促進するとともに、買収跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めている。

3. 昭和50年代

40年代後半以後における法令の整備、組織の強化、各種施策の推進によって、公害対策は急速に進展し、かつての危機的な環境汚染については、これを一応克服することができた。

しかし、都市の発展、生活様式の向上とともに公害問題はますます複雑、多様化の様相を示し、交通公害、水質汚濁、廃棄物対策をはじめとする各般の施策について新たな対応が必要となってきた。

このような情勢の中で、環境庁では長期的、総合的な環境行政の推進に資するため、52年5月に「環境保全長期計画」を策定し、また新機構として53年10月に交通公害対策室を設置した。

法令等の整備強化も順次進められ、51年6月には「振動規制法」の制定、51年12月には自動車排出ガスに係る52年度及び53年度規制の告示、53年1月には同54年規制の告示、さらに54年8月には、ガソリン・LPG貨物車等に対する56年規制が告示された。一方、53年6月の水質関連法の改正では、瀬戸内海等の閉鎖性水域を対象に水質総量規制制度の導入が図られ、54年6月に化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針が示された。また、瀬戸内海の富栄養化対策として、54年7月に燐およびその化合物の削減指導方針の策定に関する指示が行われた。

このほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法等についても規制の強化が図られた。

環境基準については、50年7月に「新幹線に係る環境基準」が設定され、53年7月に「二酸化窒素に係る環境基準」が改定された。

大阪府においては、52年9月に「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料基準」を告示し53年3月から適用するとともに、「大阪地域公害防止計画」についてもその見直しを図り、53年3月に新たな計画として策定した。また、55年4月には、化学的酸素要求量に係る総量削減計画を告示した。

瀬戸内海の富栄養化対策については、55年1月に「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定するとともに、55年5月には磷及びその化合物に係る削減指導方針を告示した。

本市においては、産業廃棄物問題の深刻化に対応するため、51年3月に「大阪市廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の資源化、減量化、無害化等を推進するとともに「大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会」を設置して都市廃棄物の総合処理システムづくりを進めているが、さらに広域的に対処するため、52年6月に大阪府、大阪市ほか関係市ならびに関係団体からなる「大阪廃棄物対策推進会議」を設立した。

また、自動車交通量の増大に伴う大気汚染、騒音、振動等による生活障害、都市機能の低下などの諸問題に対処するため、51年4月「大阪市総合交通対策本部」を設置し、都市交通体系の整備など総合的な施策の推進を図ることとした。

さらに、52年3月には、本市の大気汚染の現状に鑑み、硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質に係る「大気環境基準達成手法ならびに環境管理のあり方」について、本市公害対策審議会に諮問した。このうち、硫黄酸化物については既に答申を得、この答申をもとに「大阪市硫黄酸化物対策指導要領」を定めて指導の強化を図っている。また、窒素酸化物については、対策の基本となる「総量規制実施のための技術的基礎」について、54年1月に同審議会から中間報告を得た。

水質汚濁防止対策については、総量規制の実施に伴う監視体制の整備を進めており、54年3月に水質常時監視システムの完成をみたが、今後さらに整備充実を図っていくこととしている。また、大阪湾の富栄養化に関して、合成洗剤対策等の推進を図っていくこととしている。

第 1 章

大 气 污 染

第1章 大気汚染

第1節 大気汚染の要因

大気汚染物質の発生源としては、工場、事業場の固定発生源と自動車・船舶等の移動発生源に大別され、汚染物質の大半はこれらの発生源で使用される燃料の燃焼に伴い発生する。

本市の固定発生源の分布状況は、比較的大規模の発生源が臨海地域に立地し、中小規模の発生源は市内全域に散在しており、なかでも事業場は市内中心部に集中している。

また、本市に隣接する臨海周辺都市には、石油コンビナートをはじめ重化学工場等が立地し、大気の汚染が相互に影響しあって対策をより困難なものにしている。

固定発生源における燃料使用量をみると、48年以降の経済の低成長と省エネルギー施策等によって減少傾向が続いている。

他方、自動車については、保有台数、燃料販売量がともに増加し、これとともに市内の高速道路交通量、交通渋滞回数等は増大している。

自動車排出ガス中の大気汚染物質としては、大気汚染防止法により、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、鉛化合物、窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質の5物質が定められており、年々排出規制の強化が図られているが、抜本的な対策として自動車交通量の適切な削減が必要となっている。

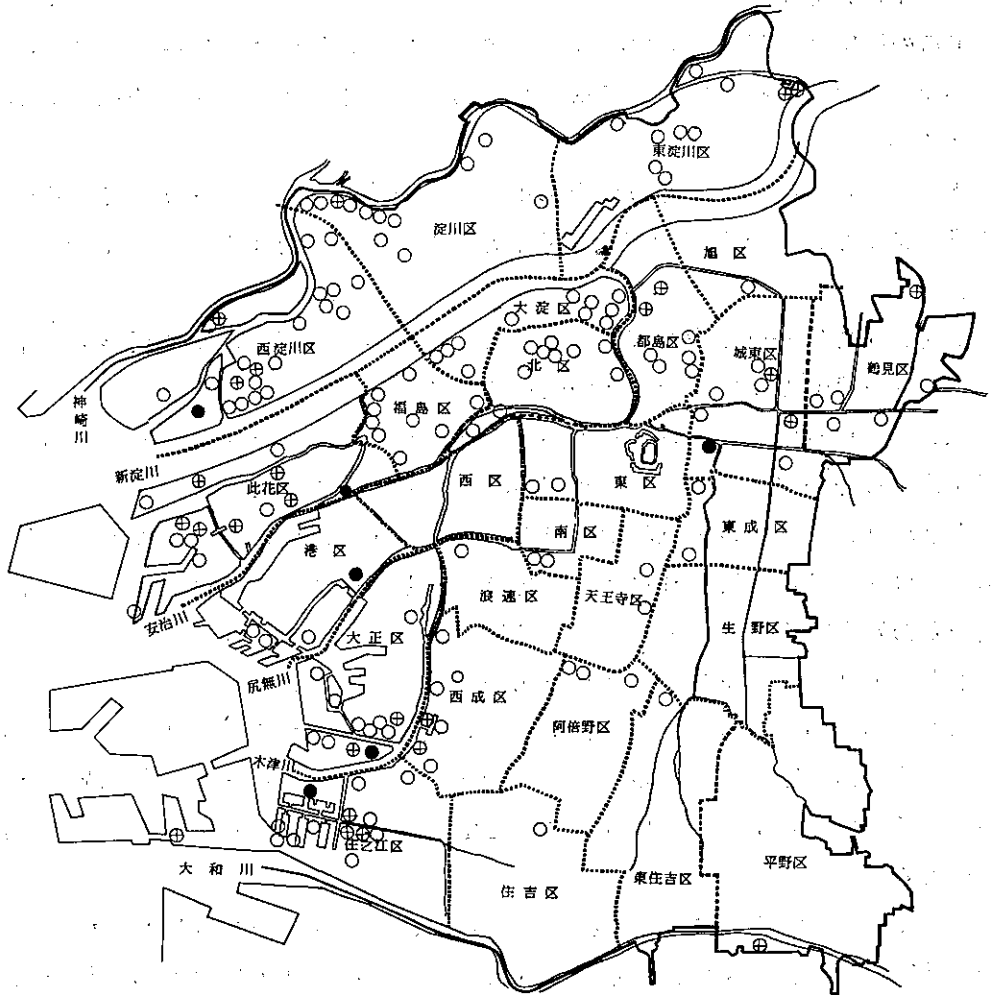
これらの要因とともに、気象、地形との関連も見過すことはできない。大阪平野は三方を山に囲まれ、本市はほぼこの中央に位置しているため、海風、陸風等が複雑にからみあって大阪特有の気象を生みだし、本市の大気汚染に大きな影響を与えている。

このように大気汚染は、発生源の分布状況、汚染物質の排出状況、地形、気象の条件等、複雑多様な要因が重り合っており、その実態の把握や汚染解析は容易ではない。適切な対策を着実に推進していくためには、これらの要因を十分把握しながら、より科学的な汚染実態の調査解析をさらに充実する必要がある。

1. 主要工場・事業場分布

本市の主要工場・事業場は図1-1に示すとおり、西部臨海部（住之江、大正、此花、西淀川）から北部（福島、大淀、淀川、東淀川）及び東北部（都島、城東、鶴見）にかけて分布しているが、比較的大規模の工場は西部臨海部に立地しており、広域大気汚染の要因となっている。

図1-1 主要工場・事業場分布図



凡 例

燃料原料使用量（重油換算値）

● 100,000 kt/年以上

⊕ 100,000 ~ 10,000

○ 10,000 ~ 1,000

2. 燃料使用量

市域内における燃料・原料使用量を把握するため、毎年、大気汚染防止法対象工場約2,500工場について、アンケート方式により燃料・原料使用状況調査を実施し、全市推計を行っている。

表1-1の燃料使用量の推移をみると、53年度においては、原・重油、コークス、都市ガスの使用量は前年度とほぼかわらなかったが、灯・軽油、石炭は、前年に比べて若干の減少を示している。また、表1-2の区別燃料使用量をみると、此花、大正、西淀川、住之江区の臨海地域において、市域の原・重油使用量の約70%を占めている。

表1-1 燃料使用量の推移

燃料 \ 年度	45	46	47	48	49	50	51	52	53
原・重油 (千kℓ)	2,535	2,742	2,842	2,438	1,751	1,682	1,592	1,522	1,537
灯・軽油 (千kℓ)	98	125	172	292	287	269	285	326	270
石炭 (千トン)	445.5	74.9	52.6	25.7	4.5	2.6	1.1	0.9	0.4
コークス (千トン)	839	815	743	613	779	666	796	769	827
都市ガス (10^6Nm^3)	19	-	28	350	348	392	363	263	277

3. 届出施設等

大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づき、届出が必要とされているばい煙発生施設等を有する工場・事業場数は、表1-3に、またばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置状況は、表1-4、表1-5に示すとおりである。

表 1 - 2 区別燃料使用量

(昭和53年度)

区別 項目	原・重油 (kl)	灯・軽油 (kl)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10 ³ Nm ³)
北	32,759	12,569			20,568
都島	7,138.2	1,205	3	178	5,238
福島	4,430.5	5,752	3	216	6,848
此花	286,064	68,290			95,652
東	2,186.2	4,708			2,051.1
西	7,440	625		10	4,789
港	7,029	11,401		12	6,772
大正	113,851	21,873		554,089	11,422
天王寺	6,969	3,373	22		2,679
南	10,053	1,222			5,427
浪速	4,397	482		50	1,673
大淀	19,499	3,936			12,795
西淀川	97,236	50,329	348	259,567	24,722
淀川	46,074	20,918		573	12,057
東淀川	7,774.0	5,888			2,471
東成	8,450	991		27	10,379
生野	7,808	930		54	874
旭	6,296	1,035	6		2,402
城東	39,201	9,092	3	724	5,358
鶴見	19,115	13,036			3,879
阿倍野	6,620	1,564	41		1,870
住之江	553,210	4,789		93,222	8,230
住吉	4,213	2,431			2,144
東住吉	4,143	120			3,226
平野	7,800	3,303		789	582
西成	32,841	20,073	15	1,855	4,046
合計	1,536,357	269,935	441	827,466	276,614

表 1 - 3 区別届出対象工場事業場数

(昭和55年3月31日現在)

	大 気 汚 染 防 止 法				大 阪 府 公 害 防 止 条 例		
	ばい煙		粉じん	計	硫黄酸化物 ・ばいじん	有害物質 ・粉じん	計
	工場	事業場					
北	13	224		237	14	128	142
都 島	34	25		59	36	118	154
福 島	30	25	1	56	32	271	303
此 花	49	10	12	71	48	263	311
東	11	345		356	15	80	95
西	1	104		105	2	243	245
港	22	18	7	47	27	247	274
大 正	54	6	9	69	54	353	407
天王寺	2	52		54	3	56	59
南	2	143		145	2	68	70
浪 速	21	27		48	25	219	244
大 淀	51	27		78	52	202	254
西淀川	105	13	6	124	99	547	646
淀 川	109	60		169	116	555	671
東淀川	86	31	1	118	90	384	474
東 成	41	18		59	44	742	786
生 野	51	13		64	50	651	701
旭	26	12		38	27	190	217
城 東	84	23	2	109	84	519	603
鶴 見	54	4		58	56	250	306
阿倍野	1	26		27	2	55	57
住之江	62	24	1	87	56	150	206
住 吉	6	7		13	10	21	31
東住吉	9	16		25	20	77	97
平 野	41	19	1	61	50	237	287
西 成	52	22	3	77	62	193	255
計	1,017	1,294	43	2,354	1,076	6,819	7,895
	2,311						

(注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

表 1 - 4 ばい煙発生施設設置

	1	2	3		4			5	6	7	8	9	10	11	12
	ボ イ ラ	ガ ス 発 熱 生 炉	焙 焼 炉	焼 結 炉	高 炉	転 炉	平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	加 熱 炉	触 媒 再 生 塔	焼 溶 成 融 炉	反 直 応 火 炉	乾 燥 炉	電 気 炉
北	399(391)							7	5			4			
都 島	87(47)							2	1			1			1
福 島	83(48)							3	3			6			
此 花	120(15)	15						3	139	2				9	9
東	532(521)								4						
西	143(143)							1							
港	43(17)							3	6					1	
大 正	48(8)			1	2	2		15	43	1		4		30	11
天王寺	107(106)														
南	197(195)														
浪 速	91(57)														
大 淀	95(54)							7	5			11		2	
西淀川	116(17)		3	1	1	2		14	80	5		7		30	6
淀 川	254(95)							8	19	13		2	4		2
東淀川	137(46)							2	12	3			10		
東 成	71(26)							2	24					4	1
生 野	66(14)							2				1			
旭	54(21)								1			2			
城 東	127(32)							12	8	3		3	4	6	6
鶴 見	67(1)							1	22					6	
阿倍野	52(51)														
住之江	130(35)							1	44			2	5	13	8
住 吉	20(20)													1	
東住吉	20(15)											3		7	
平 野	48(21)							6	9	1		7			
西 成	65(27)							3	21	3		13		5	
計	3,172 (2,023)	15	3	2	3	4		92	451	31		66	23	114	44

(注) 1. ()内は事業場関係。
2. 電気・ガス事業法関係を含む。

状況（大気汚染防止法）

（昭和55年3月31日現在）

13	14	17	19	21	22	23	24	25	28	施設計	工場数	事業場数	計
廃焼 棄却 物炉	溶転 鉍 炉	溶 解 槽	反施 応・ 吸 収設	反焼 応・ 濃 縮成	弗吸 酸・ 濃 縮収	燐乾 酸・ 反 応燥	鉛溶 精解 鍊炉	鉛溶 蓄電 池解	コ ーク ス炉				
5(5)							22			442(396)	13	224	237
4(2)										96(49)	34	25	59
2(0)			1							98(48)	30	25	55
9(1)			13				11		5	335(16)	49	10	59
2(1)										538(522)	11	345	356
										144(143)	1	104	105
4(4)							3			60(21)	22	18	40
3(3)		1	3	1					3	173(11)	54	6	60
1(1)								2		110(107)	2	52	54
										197(195)	2	143	145
1(0)										92(57)	21	27	48
1(0)							3			124(54)	51	27	78
7(3)			1							273(20)	105	13	118
8(0)					6	1	3	2		322(95)	109	60	169
4(4)				2						170(50)	86	31	117
1(0)										103(26)	41	18	59
										69(14)	51	13	64
1(0)										58(21)	26	12	38
11(1)	1		2							133(33)	84	23	107
9(3)										105(4)	54	4	58
										52(51)	1	26	27
26(6)	1									230(41)	62	24	86
1(0)										22(20)	6	7	13
4(0)										34(15)	9	16	25
8(7)										79(28)	41	19	60
6(3)										116(30)	52	22	74
118 (44)	2	1	20	3	6	1	42	4	8	4,225 (2,067)	1,017	1,294	2,311

表 1 - 5 粉じん発生施設設置状況（大気汚染防止法）

（昭和55年3月31日現在）

	1	2	3	4	5	施設 設計	工場 数
	コークス炉	堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩擦機	ふるい		
北							
都 島							
福 島		1				1	1
此 花	5	25	116	5	2	153	12
東							
西							
港		2	17	3		22	7
大 正	3	12	54	5	7	81	9
天王寺							
南							
浪 速							
大 淀							
西淀川		9	29			38	6
淀 川							
東淀川		1				1	1
東 成							
生 野							
旭							
城 東			2			2	2
鶴 見							
阿倍野							
住之江			1			1	1
住 吉							
東住吉							
平 野		1	1			2	1
西 成		1	3	1		5	3
計	8	52	223	14	9	306	43

（注） 電気、ガス事業法関係施設を含む。

4. 自動車保有台数等

自動車の保有台数、交通量、交通渋滞回数の推移は、図1-2に示すとおり市内保有台数は48年から53年まで増加を続けてきたが、54年は減少し約69万台となっている。一方、府下の保有台数は増加を続け、54年では約211万台となっている。

他方、市内の交通量をみると、阪神高速道路では供用線の追加もあって年々増加しているが、市内主要交差点では、ここ数年横ばいの傾向にある。

しかし、交通渋滞は年々増加してきており、交通容量が飽和状態にあることを示している。

表1-6の府域の燃料別保有台数の推移では、ジーゼル乗用車の増加が目立ってきている。

なお、府域における自動車用燃料の販売量を表1-7に示した。

図1-2 自動車排出ガス汚染諸要因の推移

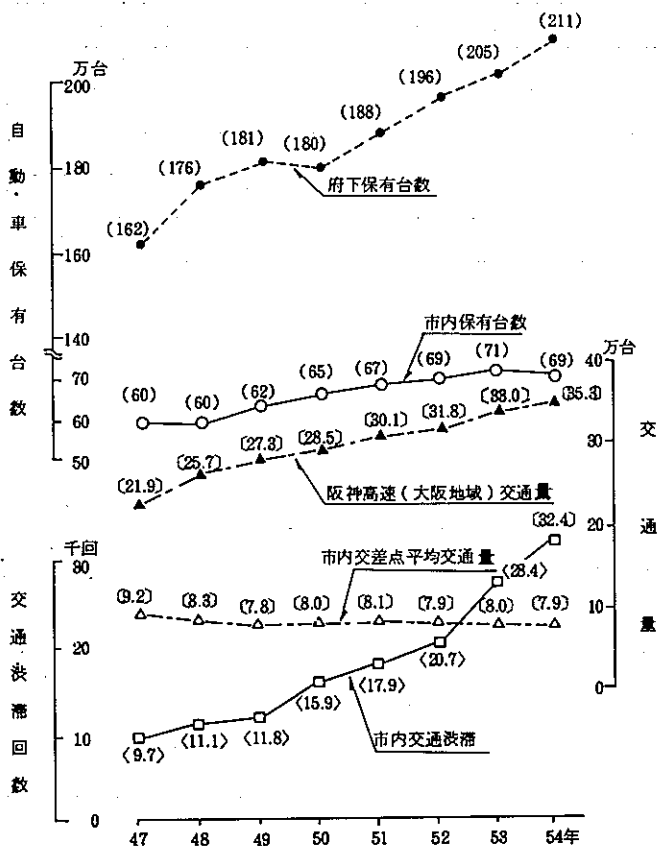


表 1 - 6 大阪府域における燃料別保有台数の推移

(各年12月末)

燃料別	年次	乗 用		バ ス		トラ ック		特 種 (殊)		計
		営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	
ガ ソ リ ン	49	185	755,200	17	3,429	4,119	384,988	106	9,065	1,157,109
	50	167	824,633	17	3,185	3,896	394,407	111	9,368	1,235,784
	51	141	879,926	15	3,007	3,757	408,773	115	9,318	1,305,052
	52	183	941,941	13	2,762	3,583	414,959	114	9,191	1,372,746
	53	165	1,007,770	11	2,493	3,231	416,537	113	9,136	1,439,456
	54	145	1,042,172	7	2,205	2,936	420,088	115	9,033	1,476,701
L P G	49	19,155	2,427	0	0	277	491	0	40	22,390
	50	19,395	2,433	0	0	196	470	0	49	22,593
	51	19,690	2,556	0	0	134	409	1	55	22,845
	52	19,694	2,617	0	0	107	319	1	70	22,308
	53	19,772	2,511	0	0	82	268	1	73	22,707
	54	19,837	2,185	0	0	61	237	1	68	22,389
軽 油	49	50	180	4,724	2,021	42,291	71,876	4,251	15,455	140,348
	50	51	176	4,931	2,223	42,252	73,786	4,255	15,905	143,579
	51	112	352	4,644	2,124	43,706	73,798	4,255	16,545	150,536
	52	107	1,213	4,592	2,255	45,239	85,628	4,401	17,639	161,074
	53	114	2,817	4,586	2,359	46,270	93,444	4,585	18,772	172,947
	54	128	4,945	4,443	2,536	48,457	104,882	4,846	20,339	190,576

(注) 表には、原動機付自転車、軽自動車等は含まれていない。

(大阪陸運局調)

表 1 - 7 自動車用燃料販売量の推移

(単位:万Kℓ/年)

種別		年次	48	49	50	51	52	53	54
自動車燃料 販売量 (万 Kℓ)	府 域	ガソリン	209 (100)	189 (90)	196 (94)	207 (99)	216 (103)	225 (108)	226 (108)
		LPG	400 (100)	345 (86)	263 (66)	234 (59)	236 (59)	298 (75)	255 (64)
		軽油	125 (100)	113 (90)	111 (89)	105 (84)	106 (85)	104 (83)	108 (86)

(注) ()内は48年を100とした場合の指数

第2節 大気汚染の現況

本市では、40年度から大気汚染常時監視機構の整備を進め、現在、図1-3に示すとおり大気測定用モニタリングステーション(測定局)25カ所と、各モニタリングステーションから専用電話回線によるテレメーターシステムを通じて伝送されてくる汚染物質及び気象関係の測定値を1カ所で把握することのできる総合監視局を環境汚染監視センター内に設置している。

これにより、大気汚染の状態を常時把握して、測定値をさまざまな面から解析し対策に役立てるとともに、汚染が進むと光化学スモッグなどの緊急時の措置が講じられることとなっている。

大気測定用モニタリングステーションは、その目的に応じて次の2種類に分かれている。

(1) 大気モニタリングステーション

測定位置は地上10m～15mで、二酸化硫黄(SO_2)、窒素酸化物(NO 、 NO_2)、浮遊粉じん、オキシダント(O_x)などの広域的大気汚染の状態と風向、風速を測定する。

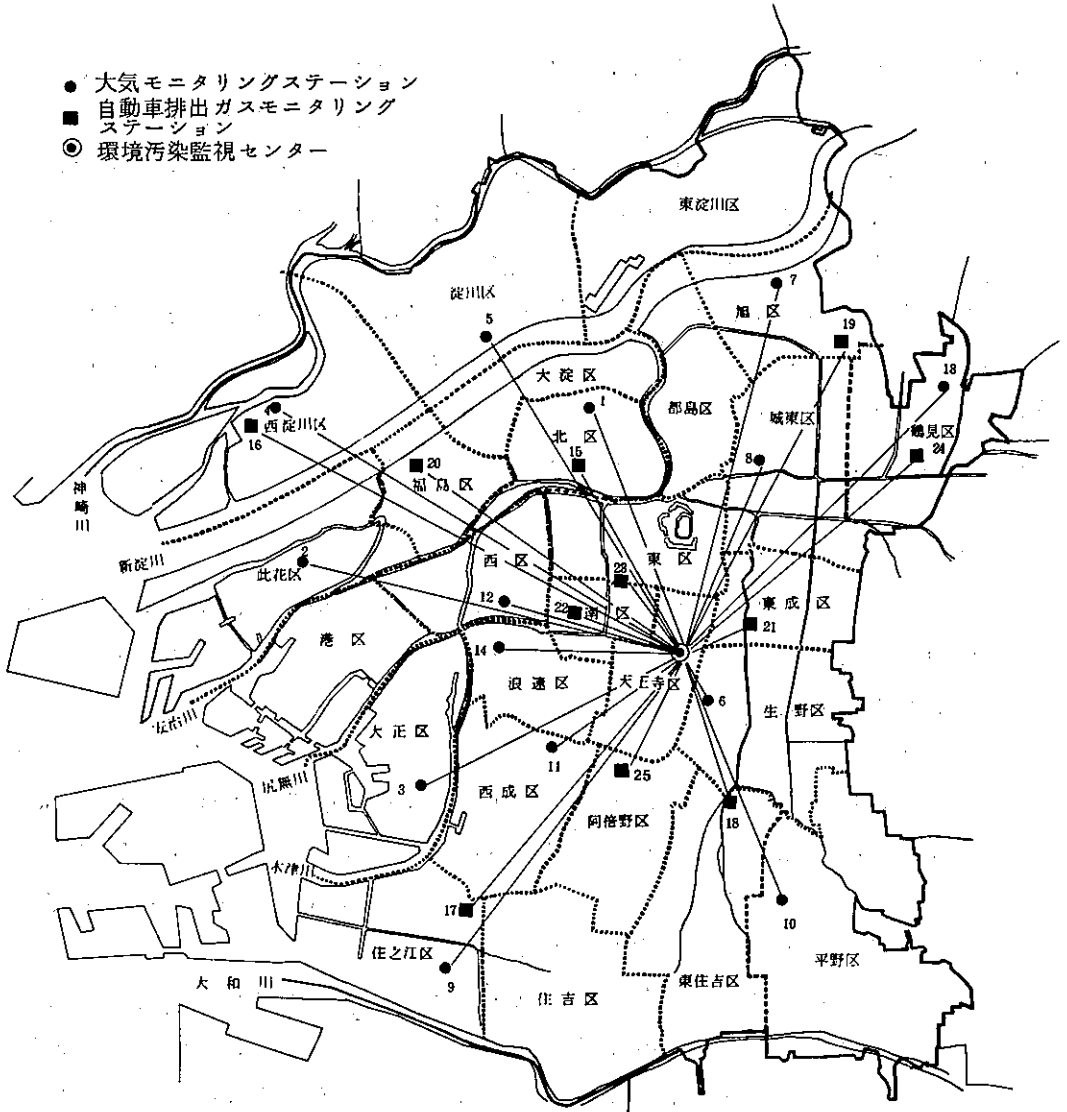
(2) 自動車排出ガスモニタリングステーション

測定点は地上1.5m～3mで、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO 、 NO_2)、炭化水素(HC)など、主として自動車排出ガスによる汚染状態を測定する。

大気測定用モニタリングステーションにおける主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化は、図1-4に示すとおりである。

なお、大気汚染状況を大きく左右する気象条件、特に汚染物質の輸送・拡散状態に大きく影響を与える風向・風速について、ここでは大阪の代表的な状態を見るために、大阪管区气象台(東区)の観測資料により、54年度の風向・風速の観測結果を表1-8及び図1-5に示した。

図 1 - 3 大気測定用モニタリングステーション配置図



大気モニタリングステーション	
番号	測定局名
1	北 区 扇町中学校
2	此花区 此花区役所
3	大正区 平尾小学校
4	西淀川区 淀中学校
5	淀川区 淀川区役所
6	生野区 勝山中学校
7	旭 区 大宮中学校
8	城東区 聖賢小学校
9	住之江区 南陵中学校
10	平野区 摂陽中学校
11	西成区 今宮中学校
12	西 区 堀江小学校
13	鶴見区 茨田小学校
14	浪速区 難波中学校

自動車排出ガスモニタリングステーション	
番号	測定局名
15	北 区 梅田新道
16	西淀川区 出来島小学校
17	住之江区 北粉浜小学校
18	東住吉区 抗全町交差点
19	旭 区 新森小路小学校
20	福島区 海老江西小学校
21	東成区 今里交差点
22	南 区 心斎橋交差点
23	東 区 農人橋交差点
24	鶴見区 茨田中学校
25	阿倍野区 阿倍野橋交差点

主な測定項目	
測定局	測定項目
①~⑭	SO ₂ .NO.NO ₂ 粉じん.Ox.風向.風速
⑮~⑰	Ox
⑱~㉔	CO.NO.NO ₂
㉕~㉗	CO

図 1 - 4 主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化

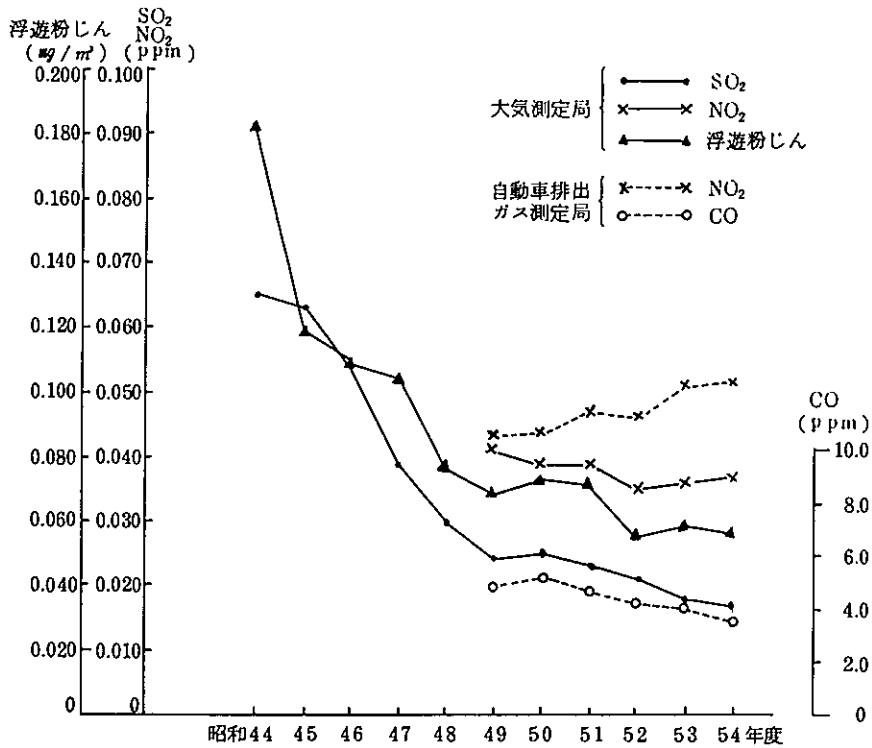
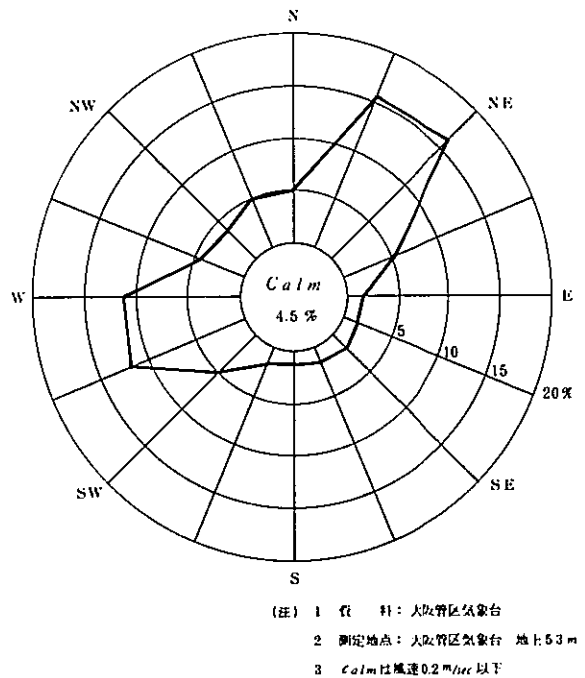


表 1 - 8 昭和 54 年度平均風速

(単位: m/sec)

月	上旬	中旬	下旬	月平均
4	4.1	3.6	3.3	3.7
5	3.4	3.6	3.0	3.3
6	3.4	3.1	3.8	3.4
7	2.8	3.4	3.2	3.2
8	3.5	3.1	3.3	3.3
9	3.0	2.7	3.5	3.0
10	3.2	3.9	1.9	2.9
11	3.5	2.8	2.6	3.0
12	2.5	2.3	2.0	2.3
1	3.0	4.0	3.7	3.6
2	4.2	3.5	2.5	3.5
3	3.2	2.5	3.1	2.9

図 1 - 5 風配図 (昭和 54 年度)



1. 二酸化硫黄濃度 (SO₂)

二酸化硫黄濃度は、溶液導電率法により12カ所の大気測定局で常時観測を行っている。45年度からの年平均値の経年変化は、表1-9に示すとおり年々改善の傾向にあり、54年度の市内平均値は0.017 ppmとなっている。

表1-9 二酸化硫黄(SO₂)濃度経年変化

— 大気モニタリングステーション —

(単位：ppm)

年度 測定局	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
北扇町中学校	0.063	0.061	0.039	0.032	0.026	0.028	0.028	0.025	0.020	0.016
此花区 此花区役所	0.065	0.065	0.047	0.034	0.028	0.029	0.025	0.020	0.018	0.017
大正区 平尾小学校	0.070	0.056	0.039	0.029	0.025	0.024	0.020	0.017	0.016	0.014
西淀川区 淀川中学校	0.078	0.060	0.042	0.032	0.024	0.020	0.023	0.017	0.013	0.013
淀川区 淀川区役所	0.065	0.053	0.040	0.031	0.028	0.026	0.023	0.024	0.023	0.021
生野区 勝山中学校	0.055	0.053	0.035	0.027	0.020	0.026	0.024	0.027	0.019	0.017
旭区 大宮中学校	0.053	0.045	0.031	0.026	0.020	0.024	0.021	0.018	0.017	0.018
城東区 聖賢小学校	0.070	0.058	0.042	0.031	0.028	0.027	0.026	0.026	0.023	0.022
住之江区 南稜中学校	0.055	0.049	0.039	0.028	0.023	0.030	0.022	0.015	0.016	0.015
平野区 撰陽中学校	0.051	0.042	0.035	0.026	0.022	0.024	0.021	0.022	0.019	0.013
西成区 今宮中学校	0.071	0.054	0.040	0.031	0.023	0.023	0.024	0.019	0.017	0.017
西堀江区 堀江小学校	—	—	0.036	0.030	0.021	0.021	0.023	0.024	0.019	0.015
市内平均	0.063	0.054	0.039	0.030	0.024	0.025	0.023	0.021	0.018	0.017

- (注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均とする。
 2. 扇町中学校のデータは49年5月まで旧市立衛生研究所のものである。
 3. 堀江小学校の47～49年度のデータは江之子島のものである。

54年度における二酸化硫黄の環境基準対比は、表1-10に示すとおり、日平均値の2%除外値でみると0.024 ppm~0.037 ppmの範囲にあり、長期的評価(日平均値の2%除外値が0.04 ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと)で全ての測定局において適合している。

表1-10 二酸化硫黄(SO₂)の環境基準対比

— 大気モニタリングステーション —

測定局	年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値0.04 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.04 ppmを超えた日数
		ppm	時間	%	日				
北 区 扇町中学校	0.016	0	0	1	0.3	0.080	0.029	○	0
此花区 此花区役所	0.017	0	0	1	0.3	0.090	0.035	○	0
大正区 平尾小学校	0.014	0	0	0	0	0.070	0.030	○	0
西淀川区 淀中学校	0.013	0	0	0	0	0.070	0.024	○	0
淀川区 淀川区役所	0.021	0	0	2	0.6	0.080	0.037	○	0
生野区 勝山中学校	0.017	0	0	0	0	0.080	0.032	○	0
旭 区 大宮中学校	0.018	0	0	0	0	0.070	0.030	○	0
城東区 聖賢小学校	0.022	0	0	1	0.3	0.080	0.036	○	0
住之江区 南稜中学校	0.015	0	0	0	0	0.070	0.029	○	0
平野区 拱陽中学校	0.013	0	0	0	0	0.060	0.026	○	0
西成区 今宮中学校	0.017	0	0	2	0.6	0.090	0.035	○	0
西 区 堀江小学校	0.015	0	0	0	0	0.070	0.033	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04 ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04 ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

2. 二酸化窒素濃度 (NO₂) 及び一酸化窒素濃度 (NO)

二酸化窒素濃度及び、一酸化窒素濃度は、ザルツマン試薬を用いる吸光度法により、12カ所の大気測定局及び7カ所の自動車排出ガス測定局で常時観測を行っている。

二酸化窒素の49年度からの年平均値の経年変化は、表(1-11)に示すとおり、大気測定局では全般的にみて横ばいであるが、自動車排ガス局ではやや増加の傾向を示している。

表1-11 二酸化窒素(NO₂)濃度経年変化

単位：ppm

測定局		年度					
		49	50	51	52	53	54
大 気 モ ニ タ リ ン グ ス テ ー シ ョ ン	北扇町中学校区校	(0.037)	0.039	0.037	0.035	0.037	0.038
	此花区役所	0.034	0.035	0.037	0.035	0.038	0.041
	大平尾正小学校区校	0.039	0.036	0.038	0.034	0.038	0.036
	西淀川区中学校区校	0.046	0.041	0.040	0.034	0.034	0.032
	淀川区役所	0.043	0.043	0.042	0.042	0.041	0.039
	生野区中学校区校	0.034	0.033	0.030	0.026	0.033	0.033
	旭大宮中学校区校	0.041	0.040	0.040	0.036	0.034	0.034
	城東区小学校区校	0.052	0.050	0.047	0.040	0.041	0.040
	住之江区中学校区校	0.036	0.035	0.036	0.032	0.031	0.036
	平野区中学校区校	(0.037)	0.031	0.036	0.028	0.030	0.035
	西成区中学校区校	0.051	0.048	0.052	0.042	0.041	0.040
	西堀江区小学校区校	0.041	0.039	0.035	0.031	0.037	0.039
市内平均		0.041	0.039	0.039	0.035	0.036	0.037

測定局		年度					
		49	50	51	52	53	54
自動車排出ガスモニタリングステーション	北梅田新区道	0.052	0.047	0.050	0.053	0.053	0.050
	西淀川区 出来島小学校	0.037	0.039	0.044	0.036	0.042	0.051
	住之江区 北小浜小学校	0.047	0.045	0.051	0.055	0.057	0.053
	東住吉区 杭全町交差点	0.044	0.042	0.045	0.048	0.056	0.050
	旭新森区 森小路小学校	0.048	0.049	0.050	0.047	0.048	0.048
	福島区 海老江西小学校	0.038	(0.040)	0.045	0.046	0.049	0.053
	東成区 今里交差点	0.033	0.045	0.045	0.039	0.053	0.059
市内平均		0.043	0.044	0.047	0.046	0.051	0.052

- (注) 1. 市内平均は、各測定局の年平均値の平均とする。
2. 堀江小学校の49年度のデータは江之子島のものである。
3. ザルツマン係数は0.84
4. 49～52年度のデータは測定方法の変更に伴う措置(昭和53年8月1日環大企第287号)により従来の測定法による年平均値に0.86を乗じたものである。
5. ()は測定時間が6,000時間未満である。

54年度における二酸化窒素の環境基準対比は、表1-12に示すとおり、日平均値の98%値でみると、大気測定局では0.057ppm～0.074ppmの範囲にあり、0.06ppm以下が3局あるが、自動車排出ガス測定局では0.079ppm～0.095ppmの範囲となっている。

また、改訂前の環境基準を超えた日数の割合は93.2%～100%となっている。

一方、54年度における一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果は表1-13に示すとおりである。

一般に発生源から排出される窒素酸化物の大部分が一酸化窒素であり、それが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。したがって排出後の時間の経過に伴い二酸化窒素が増加し、一酸化窒素が減少するため、二酸化窒素濃度と窒素酸化物濃度との比は、影響する主要な発生源の遠近の目安となる。

自動車排出ガスステーションの窒素酸化物濃度は、大気測定局の2～3倍であり、二酸化窒素濃度と窒素酸化物濃度との比(%)は、大気測定局で47.8～57.4%、自動車排出ガス局では24.2～33.4%であった。

表 1-12 二酸化窒素 (NO₂) の環境基準対比

測 定 局	年 平 均 値	日平均値が 0.06 ppm を超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日 数とその割合		日平均 値の年 間 98 % 値 (ppm)	98% 値評 価による日 平均値が 0.06 ppm を超えた日数 (日)	※日平均値が 0.02 ppm を超えた日 数とその割合 (ザルツマン係 数 = 0.72)		
		(ppm)	(日)	(%)	(日)			(%)	(日)	(%)
大 気 モ ニ タ リ ン グ ス テ ー シ ョ ン	北 扇 町 中 学 区 校	0.038	9	2.5	143	39.2	0.062	2	365	100.0
	此 花 区 役 所	0.041	38	10.5	160	44.1	0.073	31	345	95.0
	大 平 尾 小 学 区 校	0.036	12	3.5	107	31.5	0.068	5	336	98.8
	西 淀 川 区 校	0.032	3	0.8	87	24.1	0.057	0	341	94.5
	淀 川 区 役 所	0.039	19	5.2	147	40.6	0.064	12	360	99.4
	生 勝 山 中 学 区 校	0.033	6	1.7	82	23.6	0.057	0	341	98.0
	旭 大 宮 中 学 区 校	0.034	6	1.7	86	24.6	0.060	0	341	97.7
	城 聖 賢 小 学 区 校	0.040	22	6.5	140	41.2	0.068	15	338	99.4
	住 之 江 区 校	0.036	8	3.0	101	38.3	0.062	3	249	94.8
	平 撰 野 中 学 区 校	0.035	13	3.6	100	27.5	0.065	6	351	96.4
	西 今 宮 中 学 区 校	0.040	20	5.8	136	39.5	0.068	13	339	98.5
自 動 車 排 出 ガ ス モ ニ タ リ ン グ ス テ ー シ ョ ン	西 堀 江 小 学 区 校	0.039	21	7.1	115	39.1	0.074	15	274	93.2
	北 梅 田 新 道 区	0.050	61	16.9	234	64.8	0.079	54	361	100.0
	西 淀 川 区 校	0.051	82	24.5	173	51.6	0.082	75	334	99.7
	住 之 江 区 校	0.053	88	24.9	210	59.3	0.085	81	353	99.7
	北 粉 浜 小 学 区 校	0.050	64	19.0	201	59.8	0.080	57	335	99.7
	東 住 吉 区 校	0.048	56	16.2	192	55.5	0.088	49	345	99.7
	旭 新 森 小 路 小 学 区 校	0.053	97	27.2	187	52.4	0.086	90	356	99.7
	福 島 区 校	0.059	152	43.7	165	47.4	0.095	145	348	100.0

(注) 1. ザルツマン係数 = 0.84
 2. [98% 値評価による日平均値 0.06 ppm を超えた日数] とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98% の範囲にあって、かつ 0.06 ppm を超えたものの日数である。
 3. ※改訂前環境基準 (市クリーンエアプラン、73 目標) 対比

表 1 - 1 3 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

測 定 局		一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
		年 平 均 値	一時間 値 の 最高値	日平均値 の年間 98%値	年 平 均 値	一時間 値 の 最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 ($\frac{\cdot NO}{NO+NO_2}$)
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
大 気 モ ニ タ リ ン グ ス テ ー シ ョ ン	北扇町 中学校 区	0.034	0.37	0.115	0.071	0.46	0.161	52.8
	此花区 役所 区	0.045	0.54	0.172	0.085	0.65	0.231	47.8
	大平尾 小学校 区	0.032	0.36	0.110	0.068	0.42	0.170	54.0
	西淀川 中学校 区	0.029	0.35	0.101	0.060	0.41	0.145	52.8
	淀川区 役所 区	0.040	0.48	0.135	0.079	0.57	0.195	49.9
	生野区 中学校 区	0.032	0.31	0.098	0.065	0.42	0.144	50.8
	旭大宮 中学校 区	0.037	0.36	0.120	0.071	0.44	0.165	48.2
	城東区 小学校 区	0.038	0.48	0.128	0.078	0.58	0.185	51.6
	住之江区 中学校 区	0.034	0.57	0.119	0.069	0.64	0.159	52.4
	平野区 中学校 区	0.026	0.33	0.105	0.061	0.42	0.170	57.4
自 動 車 排 出 ガ ス モ ニ タ リ ン グ ス テ ー シ ョ ン	西今宮 中学校 区	0.038	0.40	0.128	0.077	0.55	0.193	51.0
	西堀江 小学校 区	0.030	0.42	0.113	0.067	0.51	0.166	56.6
	北梅田 新道 区	0.100	0.60	0.210	0.149	0.69	0.268	38.4
	西淀川区 出来島小学校 区	0.135	0.75	0.259	0.185	0.87	0.321	27.5
	住之江区 北粉浜小学校 区	0.120	0.61	0.232	0.172	0.77	0.287	30.6
	東住吉区 杭全町交差点 区	0.109	0.84	0.256	0.159	1.00	0.323	31.6
	旭新森区 小路小学校 区	0.140	0.68	0.298	0.187	0.75	0.355	25.7
	福島区 海老江西小学校 区	0.165	0.64	0.332	0.217	0.74	0.402	24.2
東今成区 里交差点 区	0.136	0.62	0.293	0.195	0.74	0.365	30.3	

(注) 1. ザルツマン係数=0.84、酸化効率70%である。
 2. 〔日平均値の年間98%値〕とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%に相当するものである。

3. 一酸化炭素濃度(CO)

一酸化炭素濃度は、非分散型赤外線吸収法(NDIR法)により11カ所の自動車排出ガス測定局で常時観測を行っている。

49年度からの年平均値の経年度変化は表1-14に示すとおり、おおむね減少傾向にある。

表1-14 一酸化炭素(CO)濃度経年変化

— 自動車排出ガスモニタリングステーション —

(単位: ppm)

測定局 \ 年度	49	50	51	52	53	54
北梅田新区道	3.7	3.3	(3.3)	3.0	2.9	2.2
西淀川区校 出来島小学校	3.4	3.7	3.4	3.0	3.3	3.9
住之江区校 北粉浜小学校	(5.2)	5.1	4.8	4.6	4.4	3.7
東住吉区点 杭全町交差	4.6	4.5	4.0	4.2	3.7	2.9
旭新森小路区校 森小路小学校	3.8	3.7	3.7	3.6	3.8	3.2
福海島区校 老江西小学校	4.2	3.2	3.6	2.5	3.2	2.9
東今成区点 里成交差	4.8	5.2	5.0	4.5	4.2	4.0
南心齐区点 心齐橋交差	5.9	6.4	5.7	4.7	5.3	4.1
東農人区点 農人橋交差	4.9	(4.6)	4.6	4.1	4.3	3.3
鶴茨田区校 茨田中学校	5.5	6.6	5.9	(5.4)	3.5	3.7
阿倍野区点 阿倍野橋交差	(7.7)	9.4	6.5	5.6	5.3	4.5
市内平均	4.9	5.1	4.6	4.1	4.0	3.5

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均とする。

2. ()内は測定時間数 $\frac{2}{3}$ 未満

54年度における一酸化炭素の環境基準対比は、表1-15に示すとおり、日平均値の2%除外値でみると3.8 ppm～9.6 ppmの範囲にあり、長期的評価（日平均値の2%除外値が10 ppmを超えずかつ年間を通じて日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しないこと）で全ての測定局において適合している。

表1-15 一酸化炭素（CO）の環境基準対比

— 自動車排出ガスモニタリングステーション —

測定局	年平均 均値	8時間値が 20 ppmを こえた回数 とその割合		日平均値が 10 ppmを こえた日数 とその割合		一時間 値の 最高値	日平均 値の2 %除外 値	日平均値が 10 ppmを こえた日が 2日以上連 続したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値10 ppm をこえた 延日数
		ppm	回	%	日				
北梅田新区道	2.2	0	0	0	0	15	3.8	○	0
西淀川区 出来島小学校	3.9	0	0	0	0	12	6.0	○	0
住之江区 北粉浜小学校	3.7	0	0	0	0	11	5.3	○	0
東住吉区 杭全町交差点	2.9	0	0	0	0	14	5.3	○	0
旭新森区 新森小路小学校	3.2	0	0	0	0	18	6.0	○	0
福島区 海老江西小学校	2.9	0	0	0	0	13	5.1	○	0
東成区 今里交差点	4.0	0	0	0	0	15	7.0	○	0
南心斎橋区 交差点	4.1	0	0	5	1.5	24	9.6	○	0
東農人橋区 交差点	3.3	0	0	0	0	15	6.0	○	0
編見区 茨田中学校	3.7	0	0	0	0	18	6.5	○	0
阿倍野区 阿倍野橋交差点	4.5	0	0	0	0	17	7.6	○	0

（注）環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10 ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10 ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

4. 光化学オキシダント濃度 (Ox)

光化学オキシダント濃度は、光化学反応によって発生する大気汚染の状況を示す重要な指標の一つであり、市内に12カ所の測定点を設置し、中性ヨウ化カリウム吸光光度法を用い常時観測を行っている。

54年度の測定結果及び環境基準対比は表1-16に示すとおり、環境基準対比では1時間値が0.06 ppmを超えた時間数が53時間～184時間の範囲にあり全ての測定点において不適合となっている。

表1-16 光化学オキシダント(Ox)の測定結果及び環境基準対比

測定点	環境基準	1時間値が0.06 ppm をこえた ※ 時間数とその割合	
	昼間の年平均値 ppm	時間	%
此花区 此花区役所	0.023	114	2.2
西淀川区 淀中学校	0.022	74	1.4
淀川区 淀川区役所	0.020	62	1.2
生野区 勝山中学校	0.022	68	1.5
旭区 大宮中学校	0.021	85	1.6
城東区 聖賢小学校	0.021	114	2.1
住之江区 南稜中学校	0.021	63	1.2
平野区 摂陽中学校	0.025	164	3.1
西成区 今宮中学校	0.020	53	1.0
西区 堀江小学校	0.025	184	3.8
鶴見区 茨田北小学校	0.025	165	3.1
浪速区 難波中学校	0.019	73	1.4

- (注) 1. ※環境基準との対比は昼間のデータをもって行い1時間値が0.06 ppmをこえる時間数が0であること。
2. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

5. 浮遊粉じん濃度

(1) デジタル粉じん計による濃度

大気中に浮遊している粉じんに光を当てると、同一粒子系では粉じんによる散乱光の量は重量濃度に比例する。

この散乱光の強弱を電氣的にパルス数として測定するのがデジタル粉じん計であり、1時間値の連続測定ができる。この計器を用いて測定した12カ所の測定局における浮遊粉じん濃度の年平均値の経年変化は、表1-17のとおりである。

過去10年間の推移をみると、52年度までは着実に減少しているが、ここ1、2年は横ばいの傾向を示している。

表1-17 浮遊粉じん濃度経年変化(デジタル粉じん計による)

— 大気モニタリングステーション —

(単位: mg/m^3)

年度 測定局	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
北扇町区 中学校	0.130	0.108	0.052	0.055	0.063	0.093	0.074	0.060	0.056	0.051
此花区 此花区役所	0.080	0.050	0.044	0.044	0.062	0.063	0.068	0.053	0.055	0.057
大正区 平尾小学校	0.117	0.134	0.132	0.090	0.071	0.094	0.088	0.055	0.063	0.062
西淀川区 淀中学校	0.106	0.097	0.114	0.084	0.083	0.083	0.081	0.053	0.053	0.046
淀川区 淀川区役所	0.114	0.107	0.100	0.077	0.073	0.069	0.062	0.054	0.054	0.050
生野区 勝山中学校	0.115	0.144	0.085	0.060	0.059	0.055	0.061	0.059	0.060	0.061
旭区 大宮中学校	0.081	0.076	0.090	0.067	0.056	0.053	0.058	0.053	0.063	0.052
城東区 望賢小学校	0.109	0.086	0.107	0.080	0.070	0.065	0.064	0.058	0.055	0.064
住之江区 南陵中学校	0.156	0.149	0.148	0.091	0.076	0.080	0.074	0.058	0.062	0.062
平野区 摂陽中学校	0.126	0.099	0.103	0.086	0.070	0.076	0.081	0.062	0.063	0.063
西成区 今宮中学校	0.172	0.154	0.159	0.101	0.069	0.083	0.074	0.057	0.058	0.052
西堀江区 堀江小学校	—	—	0.107	0.087	0.081	0.062	0.061	0.051	0.061	0.059
市内平均	0.119	0.109	0.103	0.077	0.069	0.073	0.071	0.056	0.059	0.057

- (注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均とする。
 2. 扇町中学校のデータは49年7月まで旧市立衛生研究所のものである。
 3. 堀江小学校の47~49年度のデータは江之子島のものである。

(2) 浮遊粒子状物質濃度と環境基準対比

浮遊粒子状物質とは、粒径10ミクロン以下の粒子状物質と定義されている。浮遊粒子状物質濃度と環境基準とを対比するためには、デジタル粉じん計とローボリュームエアサンプラーによる同時測定を行い、重量濃度へ換算する必要がある。

54年度の測定結果及び環境基準対比は表1-18に示すとおり、環境基準対比では、日平均値の2%除外値でみると0.120mg/m³～0.228mg/m³の範囲にあり、0.10mg/m³以下の測定局はなく全ての測定局において不適合となっている。

表1-18 浮遊粒子状物質の環境基準対比

— 大気モニタリングステーション —

測定局	年平均値 mg/m ³	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時 間数とその 割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数とその割 合		1時間 値の最 高値 mg/m ³	日平均 値の2 %除外 値 mg/m ³	日平均値 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無 有(×)・無(○)	環境基準の 長期的評価 による日平 均値0.10 mg/m ³ を超 えた日数 日
		時間	%	日	%				
北扇町中学校区校	0.053	94	1.1	24	6.7	0.60	0.143	×	24
此花区役所	0.059	177	2.1	42	11.7	0.57	0.164	×	42
大正区校 尾小学校	0.064	235	2.8	48	13.6	0.66	0.185	×	48
淀川区校 淀中学校	0.047	44	0.5	16	4.5	0.50	0.120	×	16
淀川区役所	0.052	52	0.6	22	6.1	0.45	0.138	×	22
生野区校 勝山中学校	0.063	218	2.5	46	12.7	0.70	0.174	×	46
旭大宮区校 中学校	0.054	70	0.8	24	6.8	0.70	0.139	×	24
城東区校 望賢小学校	0.066	210	2.5	53	14.9	0.76	0.210	×	53
住之江区校 南稜中学校	0.064	121	1.4	34	9.7	0.56	0.164	×	34
平野区校 撰陽中学校	0.066	310	3.6	48	13.3	0.76	0.228	×	48
西成区校 今宮中学校	0.054	63	0.7	24	6.7	0.50	0.134	×	24
西堀区校 江小学校	0.061	200	2.3	42	11.6	0.70	0.173	×	42

- (注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.10mg/m³を超えず、かつ年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。
2. 浮遊粒子状物質への換算係数F値は、扇町中学校において重量測定法と同時測定したものである。

6. 降下ばいじん量

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち重力や雨によって降下する比較的粒径の大きいばい煙、粉じん等である。測定は、採取装置を用いて1カ月間試料を採取し、その重量の秤量によって行っている。

降下ばいじん量の経年変化は表1-19のとおり、50年までは減少傾向にあったが51年以降は、ほぼ横ばいで、54年度は前年度に比べ市内平均でやや増加している。

表1-19 降下ばいじん量の経年変化(ダストジャー法による)
(単位:トン/km²/月)

地域	測定地点	年次	45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年度	52年度	53年度	54年度
工業	(此花区A) 川崎重工業	※1	22.82	15.37	17.11	14.99	11.33	11.44	10.85	8.94	8.14	8.46
	(此花区B) 此花区役所		7.86	6.68	4.85	7.04	7.44	7.08	6.43	5.77	5.43	5.30
商業	(大正区A) 南恩加島小学校	※2	33.53	26.61	20.29	19.02	15.03	12.50	12.22	8.80	8.88	12.37
	(大正区B) 平尾小学校		37.84	15.56	25.18	22.81	12.58	11.72	11.78	11.44	10.09	11.37
	(西淀川区) 淀中学校		6.78	6.71	8.97	8.46	12.02	6.20	6.68	7.05	6.82	8.49
準工業	(生野区) 勝山中学校		7.14	5.79	7.87	6.50	6.26	6.28	7.37	5.34	5.35	7.29
	(城東区) 聖賢小学校		24.15	14.38	13.62	7.30	8.02	6.09	6.95	6.43	5.96	5.99
	(西成区) 今宮中学校		10.85	6.65	9.71	8.89	7.62	5.84	8.41	5.54	5.75	7.27
商業	(北区) 扇町中学校	※3	6.70	5.35	5.06	4.96	10.27	5.22	7.55	4.97	5.06	5.74
	(西区) 堀江小学校	※4	8.22	5.63	6.80	6.26	5.48	4.93	5.39	5.61	5.26	5.58
	(淀川区) 淀川区役所		6.73	5.22	5.73	6.46	5.83	4.49	4.75	3.70	4.03	5.14
住居	(東淀川区) 北淀高校	※5	5.81	4.32	4.82	5.96	5.42	4.97	5.08	2.63	2.96	3.78
	(旭区) 大宮中学校		4.53	5.59	5.08	4.96	4.97	4.10	5.36	2.64	3.02	3.27
	(住之江区) 南稜中学校		8.12	8.95	9.62	10.37	6.26	5.53	6.21	5.19	6.68	6.36
	(平野区) 摂陽中学校		7.72	7.42	8.33	7.60	6.26	4.88	5.80	3.92	5.73	4.16
市内平均		13.25	9.34	10.20	9.44	8.18	6.75	7.39	5.86	5.95	6.70	

- (注) 1. 市内平均は各測定地点の年平均値の平均とする。
 2. 45年~50年は年間平均値(1月~12月)、51年度以降は年度平均値
 ※1. 汽車製造(此花区)の測定値である。
 ※2. 南恩加島変電所(大正区)の測定値である。
 ※3. 旧衛生研究所(北区)の測定値である。
 ※4. 丸紅ビル(東区)の測定値である。
 ※5. 阪急教習所(東淀川区)の測定値である。

7. ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん中の重金属成分

ハイボリュームエアサンプラー（吸引流量約 1,000 ℓ/min）は、大気中の浮遊粉じん中の成分分析の資料を得るために用いられ、8 インチ×10 インチのガ

表 1 - 2 0 浮遊粉じん中の重金属成分

測定地点	年度	浮遊粉じん量		Ni		Mn		Fe	
		最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
北 区 扇町中学校	昭53	291	115	0.035	0.021	0.138	0.095	4.576	3.361
	昭54	258	111	0.034	0.025	0.107	0.074	4.688	2.941
此 花 区 此花区役所	53	336	125	0.049	0.029	0.184	0.103	4.828	3.513
	54	259	115	0.049	0.031	0.110	0.079	8.543	3.382
大 正 区 平尾小学校	53	330	155	0.028	0.020	0.297	0.183	13.406	6.883
	54	397	167	0.047	0.031	0.294	0.169	13.039	6.599
西 淀 川 区 淀中学校	53	349	125	0.042	0.028	0.209	0.142	8.303	5.317
	54	296	134	0.044	0.032	0.188	0.122	10.281	5.032
生 野 区 勝山中学校	53	353	132	0.027	0.019	0.195	0.119	5.652	3.885
	54	330	137	0.041	0.026	0.121	0.089	5.061	3.700
城 東 区 聖賢小学校	53	330	136	0.030	0.021	0.175	0.113	6.035	4.017
	54	293	137	0.036	0.027	0.124	0.089	5.384	3.609
住 之 江 区 南稜中学校	53	311	143	0.026	0.022	0.209	0.157	6.513	4.923
	54	323	141	0.045	0.030	0.176	0.124	5.899	4.530
平 野 区 撰陽中学校	53	400	139	0.027	0.019	0.194	0.123	6.574	4.389
	54	281	124	0.034	0.024	0.121	0.090	5.559	3.709
市 内 平 均 および市内最高	53	400	134	0.049	0.022	0.297	0.129	13.406	4.536
	54	397	133	0.049	0.028	0.294	0.105	13.039	4.188

(注) (1) $1 \mu g = 0.001 mg$

(2) 市内平均は各測定局の年平均値の平均とする。

ラス繊維ろ紙を用いて毎週1回、24時間大気を吸引採取している。

54年度の浮遊粉じん中の重金属成分は、表1-20に示すとおりである。

(ハイボリュームエアサンプラーによる)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

Pb		Cd		Cr		V		Cu	
最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
0.306	0.191	0.011	0.005	0.030	0.016	0.044	0.026	0.162	0.120
0.352	0.189	0.010	0.005	0.079	0.026	0.041	0.025	0.167	0.129
0.350	0.186	0.013	0.006	0.049	0.021	0.061	0.033	0.246	0.189
0.399	0.192	0.008	0.005	0.037	0.028	0.051	0.029	0.594	0.250
0.415	0.255	0.013	0.005	0.041	0.027	0.041	0.025	0.354	0.224
0.584	0.297	0.016	0.008	0.057	0.038	0.035	0.028	0.242	0.143
0.427	0.287	0.014	0.009	0.060	0.033	0.035	0.025	0.399	0.167
0.459	0.306	0.008	0.005	0.043	0.031	0.040	0.029	0.192	0.138
0.435	0.278	0.015	0.008	0.032	0.018	0.036	0.024	0.380	0.258
0.600	0.299	0.021	0.009	0.041	0.025	0.029	0.024	0.382	0.250
0.375	0.267	0.019	0.008	0.042	0.022	0.039	0.027	0.383	0.225
0.424	0.286	0.009	0.007	0.036	0.026	0.041	0.025	0.299	0.202
0.361	0.245	0.012	0.007	0.029	0.020	0.040	0.028	0.217	0.136
0.515	0.274	0.012	0.007	0.041	0.025	0.032	0.026	0.261	0.155
0.436	0.266	0.013	0.007	0.032	0.018	0.031	0.023	0.217	0.160
0.477	0.248	0.014	0.009	0.032	0.022	0.039	0.022	0.181	0.126
0.436	0.247	0.019	0.007	0.060	0.022	0.061	0.026	0.399	0.185
0.600	0.261	0.021	0.007	0.079	0.028	0.051	0.026	0.594	0.174

第3節 固定発生源対策

本市の固定発生源に対する大気汚染対策は、市域における発生源の過密性・多様性を勘案して、大気汚染に係る環境目標を達成するために、法・条例による排出規制に加えて、大気汚染物質の排出総量を抑えていく方策をもちこんだ大気汚染防止基本計画（クリーンエアプラン73）を48年11月に策定し、その推進をはかってきた。この結果、本市の大気汚染は、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質について年次的全般的に改善されてきている。しかし、窒素酸化物については、なお困難な課題を残している。

近時の主要な施策としては、硫黄酸化物については総量規制が53年3月31日から施行され、あわせて本市では硫黄酸化物対策指導要領を策定し、新增施設に対する厳しい事前審査や中小発生源を重点としたきめ細かな規制指導を実施している。また、窒素酸化物については、防止技術の進歩とあわせて第4次規制まで強化され、既設の小規模な施設にも57年または59年から排出基準が適用されることになっている。当面、この規制の徹底をはかりつつ実用的な防止技術の開発状況にあわせて、発生源の実態に応じた排出量削減の指導を進めることとしている。

1. 法律・条例による規制

(1) 硫黄酸化物総量規制

49年6月、大気汚染防止法の一部改正により、硫黄酸化物等の指定ばい煙について、法で定める既存の排出基準では環境基準の確保が困難な地域に総量規制が適用されることになり、52年9月30日、大阪府知事は、硫黄酸化物総量削減計画を公布するとともに総量規制基準及び燃料使用基準を定めた。これによって、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8Kℓ以上の工場、事業場（特定工場等と呼ばれる）に総量規制基準が適用され、1時間当たりの硫黄酸化物排出量が規制されることになった。また、これ以外の工場、事業場には燃料使用基準が定められ、大阪市域では、加重平均硫黄分として0.35%以下とするように義務づけられた。

特定工場等の数は、表1-21のとおりであり、総量規制基準及び燃料使用基準は53年3月31日から施行された。

① 大阪市の区域における総量規制基準

$$Q = 2.0 \cdot W^{0.85}$$

ただし、52年10月1日以後に新增設が

$$\text{ある場合は } Q = 2.0 W^{0.85} + 0.3 \times 2.0$$

Q : SO_x 排出量 (Nm³/h)

$$\times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

W : 原料及び燃料使用量 (Kℓ/h)

W_i : 新增設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (Kℓ/h)

② 大阪市の区域における燃料使用基準

原料及び燃料の使用量が 0.8 Kℓ/h 未満の工場等 0.35% (硫黄含有率)

(2) 窒素酸化物規制

48年8月、窒素酸化物第1次規制基準が設定されて以来、50年12月・第2次規制、52年6月・第3次規制、54年8月・第4次規制と大気汚染防止法の中で段階的に規制の強化がはかられてきた。

この結果、ガラス溶融炉をはじめ規制対象施設の拡大や、廃棄物焼却炉などの小規模施設への範囲の拡大がなされるとともに、既設のボイラーや加熱炉の基準強化がはかられ、ほとんどのばい煙発生施設が規制対象となった。

また、大阪府公害防止条例の許可基準により、増設または新設工場、事業場に対しては、窒素酸化物排出量の削減率が定められている。

(3) ばいじん、粉じん及び有害物質の規制

ばいじんについては、大気汚染防止法により、ばい煙発生施設の種類や規模ごとに排出基準が定められており、一部の施設においては、大阪府公害防止条例により上乘せ基準及び設備基準が定められている。

物の破碎等に伴い発生する粉じんについては、法により排出基準のほか飛散防止等について、粉じん発生施設の構造、使用及び管理の基準が定められており、府条例でも設備基準が定められている。

また、有害物質については、府条例によって、法に基づく5種類を含めベンゼン、トルエン等48種類の有害物質を対象物質として、排出基準、設備基準が定められている。炭化水素は、この有害物質の中で規制されているが、光化学オキシダント生成の原因物質の一つとして注目されている汚染物質であり、より適切な規制方策のための基礎資料の収集を行っている。

表 1 - 2 1 硫黄酸化物総量規制工場・事業場数

(昭和55年3月31日現在)

種別 區別	製 造 業													電 気 ・ 水 道 業		事 業 場	合 計	
	食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	織 維 工 業	木 造 業 ・ 木 製 品 製 造	家 具 ・ 装 備 品 製 造	加 工 品 製 造 業 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙	化 学 工 業	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	製 品 ・ 毛 皮 製 造 業 な め し か わ ・ 同	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	鉄 鋼 業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	電 気 業			ガ ス 業
北					1											9	10	
都 島	1	4			1												6	
福 島					1	2			1	1						1	6	
此 花	1					2	1				5	1			1	2	14	
東																11	11	
港	2									1						1	4	
大 正						2	1			1	8						12	
天 王 寺																4	4	
南																3	3	
大 淀		1				2				1						2	6	
西 淀 川					2	2			1		5		1	1		1	13	
淀 川		1			1	6										2	10	
東 淀 川		7			1	1										1	10	
東 成																1	1	
旭		2															2	
城 東	1					3										3	7	
鶴 見						2					1	1	1			1	6	
阿 倍 野																4	4	
住 之 江			5								5		1		1	3	15	
住 吉																1	1	
平 野																2	2	
西 成				1				1		1	1					1	5	
計	5	15	5	1	7	22	2	1	1	4	27	2	3	1	2	2	52	152

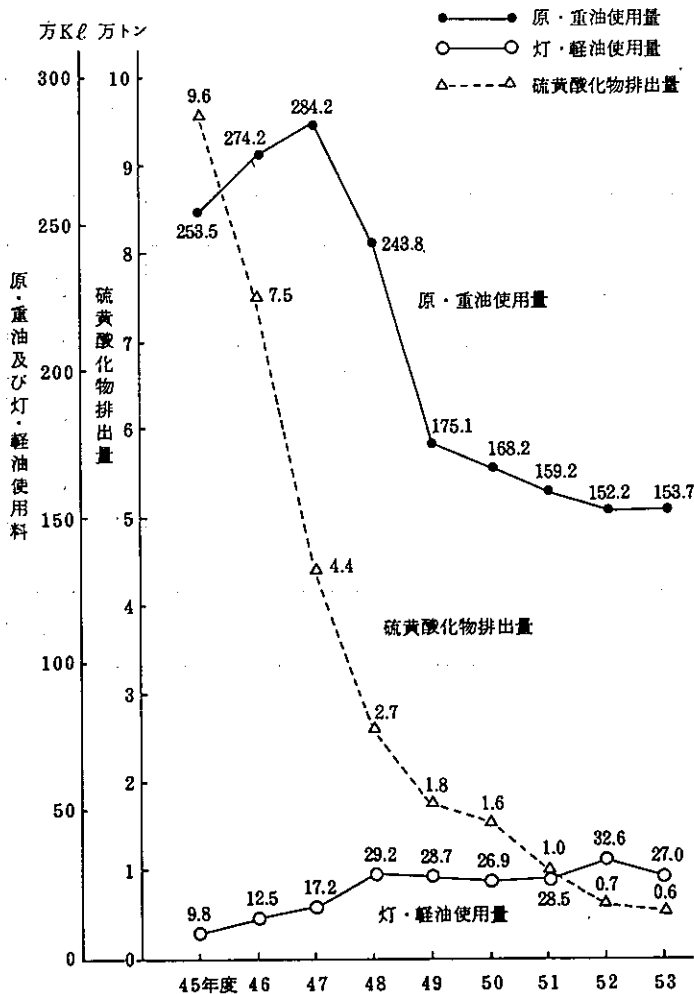
(注) 西区、浪速区、生野区、東住吉区には、対象工場・事業場はない。

2. クリーンエアプランの推進

本市では、48年11月、大気汚染防止基本計画（クリーンエアプラン'73）を策定し、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の環境基準の達成をめざして、市内の燃料使用量の約80%を占める主要発生源約350工場、事業場を重点的な対象として汚染物質の削減対策をすすめてきた。

この結果、燃料転換、燃焼施設の改善、防止装置等の諸対策が着々と進められ、汚染物質の排出量は、47年度からみて53年度では硫黄酸化物は91%、窒素酸化物は48%の削減となっている。とくに、図1-6に示すように燃料の軽質化が進められたことにより、硫黄酸化物排出量の大幅な低減をみるに至った。

図1-6 燃料使用量等の推移



一方、窒素酸化物については、固定発生源及び自動車からの排出実態ならびに汚染寄与の変化、環境濃度の推移、汚染予測手法の進歩等、新しい状況に対応した計画の策定が必要となっており、このためには、総量規制方式の導入に際しての技術的諸問題を解決し、地域特性に応じた総合的な施策を確立していく必要がある。すでに、地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの汚染物質排出量の寄与の関係を科学的、技術的に明らかにする手法について、54年1月、本市公害対策審議会から「総量規制実施のための技術的基礎」として報告を得ており、これをもとに調査、検討をすすめている。

このほか、固定発生源における窒素酸化物対策推進のため、低NO_x化技術を実炉に適用している場合の効果等の技術評価を継続して行っている。

表1-22は、本市公害対策審議会報告による窒素酸化物の大気拡散シミュレーション結果を示したものである。

表1-22 大気汚染モニタリングステーションにおける大気拡散シミュレーションによる平均寄与濃度と汚染寄与率

(49年度)

発生源	項目	排出量(トン/年)		寄与濃度 (ppb)	汚染寄与率 (%)
		大阪市	大阪市とその周辺地域		
自動車		17,368 (52.2)	42,383 (49.2)	56.1	67
工事業場		14,667 (44.1)	42,594 (49.4)	22.2	26
船舶		1,250 (3.7)	1,250 (1.4)	0.8	1
自然界と小発生源 によるバックグラウンド		—	—	5.0	6
合計		33,285 (100.0)	86,227 (100.0)	84.1	100

- (注) 1. 表は、大阪市公害対策審議会中間報告による。
 2. 寄与濃度及び汚染寄与率は大阪市とその周辺地域からの排出量によるものである。
 3. カッコ内は発生源別排出比率である。

3. 規 制 指 導

年々拡大強化されてきている法・条例による規制基準の遵守徹底を図るとともに、クリーンエアプランにそった諸対策の推進のため、規制指導を強力に行っている。

既設工場に対しては、使用燃料の良質化、窒素酸化物削減技術の導入等を指導し、新增設の届出施設に対しては、新設にかかるより厳しい各種の基準はもとより汚染物質をできるだけ排出させない方向で指導を進めている。

硫黄酸化物については、総量規制の導入に当って本市公害対策審議会からその具体的実施方策について意見を受け、これをもとに燃料の指導基準及び排煙脱硫装置の維持管理基準等をもりこんだ大阪市硫黄酸化物対策指導要領を、53年3月に策定した。これに基づき、主要工場に対しては使用燃料の硫黄分析や、排煙脱硫装置の効率判定及び維持管理状況のチェックを実施し、また中小発生源に対しては、保健所を中心とする使用燃料の抜取検査により燃料基準の遵守状況を確認している。(表1-23～表1-27)

表1-23 法・条例別届出審査状況

(54年4月～55年3月)

区分	種類 許 可 申請	設置届	使用届	構 造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	事故届	合 計
大気汚染防止法	—	92	8	236	94	148	17	—	595
大阪府 公害防止条例	24	93	18	32	19	8	1	23	218
合 計	24	185	26	268	113	156	18	23	813

表1-24 工場事業場立入等指導状況

(54年4月～55年3月)

内容 種別	立 入 指 導						呼 出 指 導 件 数	措 置		
	立 入 内 訳					立入件数 計		立入施設数	命 令	指 示
	届出	融資	陳情	規制	その他					
ばい煙	174	44	116	619	86	1,039	3,233	1,013	72	
有害物質	104	42	80	421	49	696	2,313	430	※ ₁ 67	
粉じん	62	28	45	234	34	403	1,079	133	33	
合 計	340	114	241	1,274	169	2,138	6,625	1,576	1 172	

(注) ※事故発生による操業一時停止命令である。

表 1 - 2 5 種別検査件数

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

発 生 源	環 境 (敷 地 境 界)	燃 料	原 材 料 等	計
1 4 3	1, 2 4 9	7 3 2	0	2, 1 2 4

表 1 - 2 6 項目別検査件数

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

検 体 数	項 目 別 検 査 件 数					計
	燃 料	有 害 ガ ス	粉 じ ん	重 金 属 類	悪 臭	
1, 1 4 4	7 3 2	7 9 9	1 3	1 7 5	4 0 5	2, 1 2 4

表 1 - 2 7 排煙脱硫装置設置状況

(5 5 年 3 月 末 日 現 在)

施設名 排ガス量 (Nm ³ /H)	ボイラー	加熱炉	焼却炉	焼結炉	その他	計
	1 0 万 以 上	5		6	1	1
4 万 ~ 1 0 万	2	1	4	1	3	11
1 万 ~ 4 万	25	5	2		4	36
5, 0 0 0 ~ 1 万	7		1			8
5, 0 0 0 以 下	2					2
合 計	41	6	13	2	8	70

(注) 排ガス量は、排煙脱硫装置の処理能力である。

一方、窒素酸化物対策については、表 1 - 2 8 に示すとおり、燃料の軽質化や低 NO_x 燃焼技術の導入など計画的な削減指導を行い、その削減効果の確認を漸次進めている。

これらの活動とあわせ、大気汚染に係る住民からの苦情陳情に対しては、保健所と協調して現場測定や検査分析を実施して発生源指導を行うとともに、経済的に制約のある零細企業に対しては、本市の公害防止設備資金融資制度の活用のもとに防止対策を行わせ、苦情の解決に努めている。

保健所における活動状況は、表 1 - 2 9、表 1 - 3 0 に示すとおりである。

表 1 - 2 8 窒素酸化物対策実施状況

(昭和55年3月末日現在)

施設名	実施方法		① 低NOx バーナー	②(注)1 燃焼方法の 改善	③(注)2 エマルジョン 燃焼等	④ ①②③の 組合せ	⑤ 脱硝装置	合 計
	燃料種別							
ボ イ ラ ー	都 市 ガ ス	天 然 ガ ス	27	11		8		46
	L P ガ ス		1					1
	灯 A 重 油		12	5	22	2	1	42
	B 重 油		2	7			3	12
	C 重 油							
	計		42	23	22	10	4	101
加 熱 炉 等	都 市 ガ ス	天 然 ガ ス	32	7	1	2	1	43
	L P ガ ス		6				1	7
	灯 A 重 油		16	39		1		56
	B 重 油		1			1	1	3
	C 重 油							
	計		55	46	1	4	3	109
合 計			97	69	23	14	7	210

(注) 1. 排ガス再循環。二段・多段燃焼、戻し燃焼、バイパス燃焼をいう
2. エマルジョン燃料、水蒸気噴射燃焼をいう。

表 1 - 2 9 保健所における規制指導活動状況

(54年4月～55年3月)

種別	区分	立入指導			呼出指導	検査測定件数		届出受理数	
		件数	施設数	延人員	件数	測定	検体採取	法	条例
ば い 煙	法	2,754	3,909	5,223	622	94	577	590	58
	条例	856	1,245	1,933	176	47	226		
	その他	630	558	1,265	45	10	70		
	計	4,240	5,712	8,421	843	151	873		
粉 じ ん	法	182	231	274	45	4	0	5	108
	条例	447	755	1,075	124	70	42		
	その他	292	304	583	23	1,131	2		
	計	871	1,290	1,932	192	1,205	44		
有 害 物 質	条例	750	1,197	1,614	165	236	12	/	52
	その他	157	184	315	22	26	0		
	計	907	1,381	1,929	187	262	12		
合 計		6,018	8,383	12,282	1,222	1,618	929	595	218

表 1 - 3 0 保健所燃料抜取結果

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

検 体 数	違 反 数	指 示 書 交 付 数
3 8 5	4 0	4 0

4. 大気汚染発生源常時監視

発生源常時監視システムは、1日5Kℓ以上の燃料油を使用する主要発生源工場(81工場)にテレメータ装置を設置し、燃料使用量、硫黄酸化物排出量などを、環境汚染監視センターにおいて集中的に常時監視するものである。

テレメータ化工場の分布及び測定器の種類と台数は、図1-7、表1-31に示すとおりであるが、これにより、市内燃料使用量の約80%を常時監視するとともにその状況把握をより正確迅速に行い、規制指導の一つの手段として効果をあげている。

図1-8~図1-10に、テレメータで把握された発生源工場の燃料使用量及び硫黄酸化物排出量の時間変化、日変化、月変化の一例を示した。

なお、本システムは、次の機能を有している。

- ① 硫黄酸化物総量規制にもとづく監視
- ② 光化学スモッグ緊急時における発令状況の連絡及び汚染物質排出量削減状況の監視
- ③ 排煙脱硫装置の稼動状況及び脱硫効率の監視
- ④ 燃料使用量、硫黄酸化物濃度などの集計、解析
- ⑤ 主要6工場における窒素酸化物濃度のモデル監視

図 1-7 テレメータ化工場分布図



表1-31 発生源テレメータ装置81工場の測定器の種類と台数

昭和55年3月末現在

測定器の種類	台数(台)	測定器の種類	台数(台)
煙道中硫黄酸化物濃度計	83	燃料油流量計	232
" 酸素濃度計	67	燃料油中硫黄分分析計	3
" 窒素酸化物濃度計	11	燃料ガス流量計	2
煙道排ガス流量計	9	発電電力量計	6
" 温度計	6		

図 1-8 時間別燃料油使用量およびSO_x排出量(54年7月)

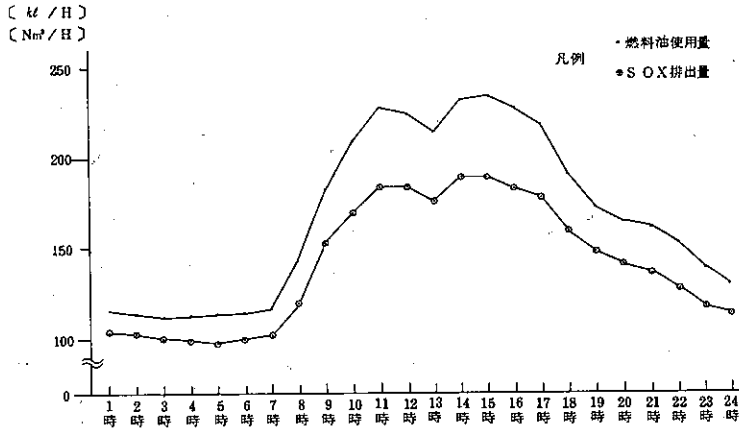


図 1-9 日別燃料油使用量およびSO_x排出量(54年7月)

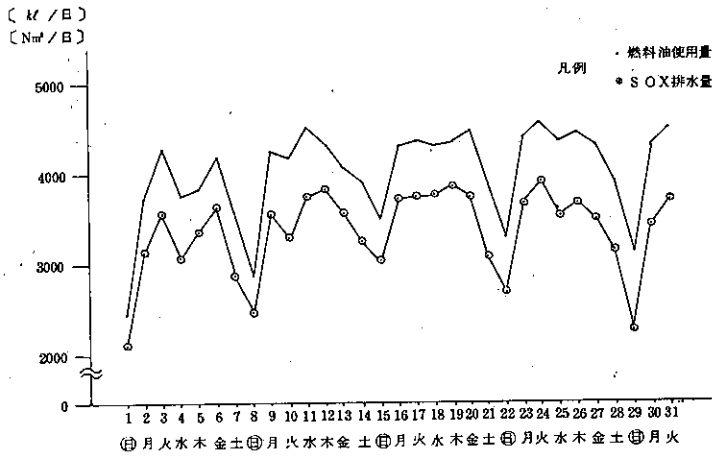
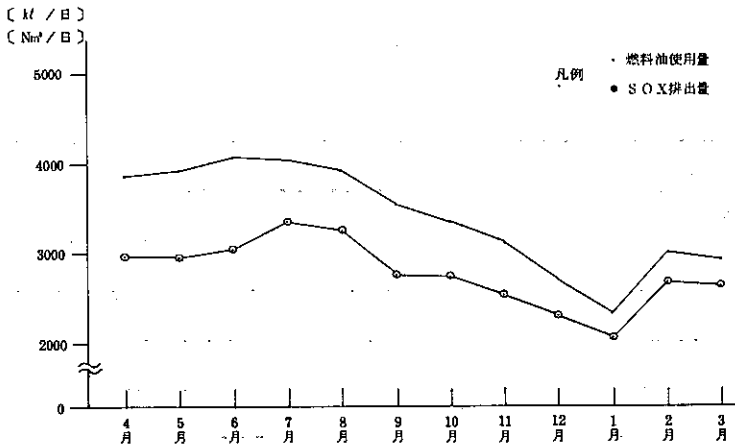


図 1-10 月別燃料油使用量およびSO_x排出量(54年度)



第4節 自動車排出ガス対策

近年の自動車交通量の増加に伴って、自動車排出ガスによる大気汚染等が深刻な社会問題となってきており、効果的な対策の早急な推進が望まれている。

自動車排出ガス規制については年々強化されてきており、その結果、本市の一酸化炭素濃度は全ての測定局で環境基準を満足しているが、窒素酸化物汚染については、発生源規制の強化にもかかわらず改善の傾向が認められない状況にある。

本市では、大阪自動車排出ガス対策推進会議における活動を中心に幅広い施策を推進しているが、今後も、自動車需要はますます増加することが予想され、これに対処するためには、従来の発生源規制の一層の強化に加えて、土地利用の適正化や自動車交通量の適切な抑制等の長期的、総合的な施策の推進が必要である。

1. 自動車排出ガス規制

自動車排出ガス規制は、各汚染物質について年々強化が図られ、とくに窒素酸化物については、ガソリン・LPG乗用車について最終的な規制として53年度規制が実施され、また規制の遅れているガソリン・LPGを燃料とする貨物車、バス及びジーゼル自動車についても、第1段階規制として54年規制が実施された。さらに、第2段階規制として、ガソリン・LPG貨物車等(車両重量2.5トン以下)に対する56年規制が54年8月13日に告示された。

新車にかかるこれまでの規制値は、表1-32に示すとおりであるが、ジーゼル車(新車)を対象とした粒子状物質の規制値は、全負荷時ろ紙汚染濃度50%以下と定められている。

また、窒素酸化物にかかる規制効果の推移を図1-11に、使用過程車に対する規制値を表1-33に示した。

なお、55年9月10日に告示された57年規制の内容は、軽貨物車0.90g/km(従来車の排出量に対する削減率70.6%)、ガソリン・LPG貨物車等(車両重量2.5トン超)750ppm(同71.4%)、副室式ジーゼル自動車290ppm(同48.4%)である。

表 1 - 3 2 新 車 規 制

① 一酸化炭素 (CO)

(単位: g/km)

燃 種	車 種	従来車の排出量(平均値)	48年度規制	49年度規制	50年度規制	
ガソリン・LPG	乗 用 車	20.5	1.84 (10.2%)		2.10 (89.8%)	
	貨物車	軽量車 中量車	20.5	1.84 (10.2%)		1.30 (36.6%)
		重量車	1.34%	1.20% (10.4%)		
軽油	ジーゼル車	832ppm		790ppm (5.0%)		

② 炭化水素 (HC)

(単位: g/km)

燃 種	車 種	従来車の排出量(平均値)	48年度規制	49年度規制	50年度規制	
ガソリン・LPG	乗 用 車	3.74	2.94 (21.4%)		0.25 (93.3%)	
	貨物車	軽量車 中量車	3.74	2.94 (21.4%)		2.10 (43.9%)
		重量車	514ppm	416ppm (19.1%)		
軽油	ジーゼル車	567ppm		510ppm (10.0%)		

③ 窒素酸化物 (NOx)

(単位: g/km)

燃 種	車 種	従来車の排出量(平均値)	48年度規制	49年度規制	50年度規制	51年度規制	52年度規制	53年度規制	54年度規制	56年度規制
ガソリン・LPG	乗 用 車	3.07	2.18 (29.0%)		1.20 (60.9%)	1トン0.60以下(80.5%) 1トン0.85超(72.5%)		0.25 (91.9%)		
	貨物車	軽量車	3.07	2.18 (29.0%)		1.80 (41.4%)			1.00 (67.4%)	0.60 (80.5%)
		中量車	3.07	2.18 (29.0%)		1.80 (41.4%)			1.20 (60.9%)	* 0.90 (70.7%)
	車	重量車	ppm 2,626	ppm 1,838 (30.0%)				ppm 1,550 (41.0%)		ppm 1,100 (58.1%)
軽油	ジーゼル車(直噴式)	ppm 962.5		ppm 770 (20.0%)			ppm 650 (32.5%)		ppm 540 (43.9%)	
	ジーゼル車(副室式)	ppm 562.5		ppm 450 (20.0%)			ppm 380 (32.4%)		ppm 340 (39.6%)	

(注) 各規制値は平均値を示し、()内%は従来車(昭和48年度規制以前の自動車)に対する削減率を示す。
*軽自動車は除く。

図 1 - 1 1 窒素酸化物規制効果の推移

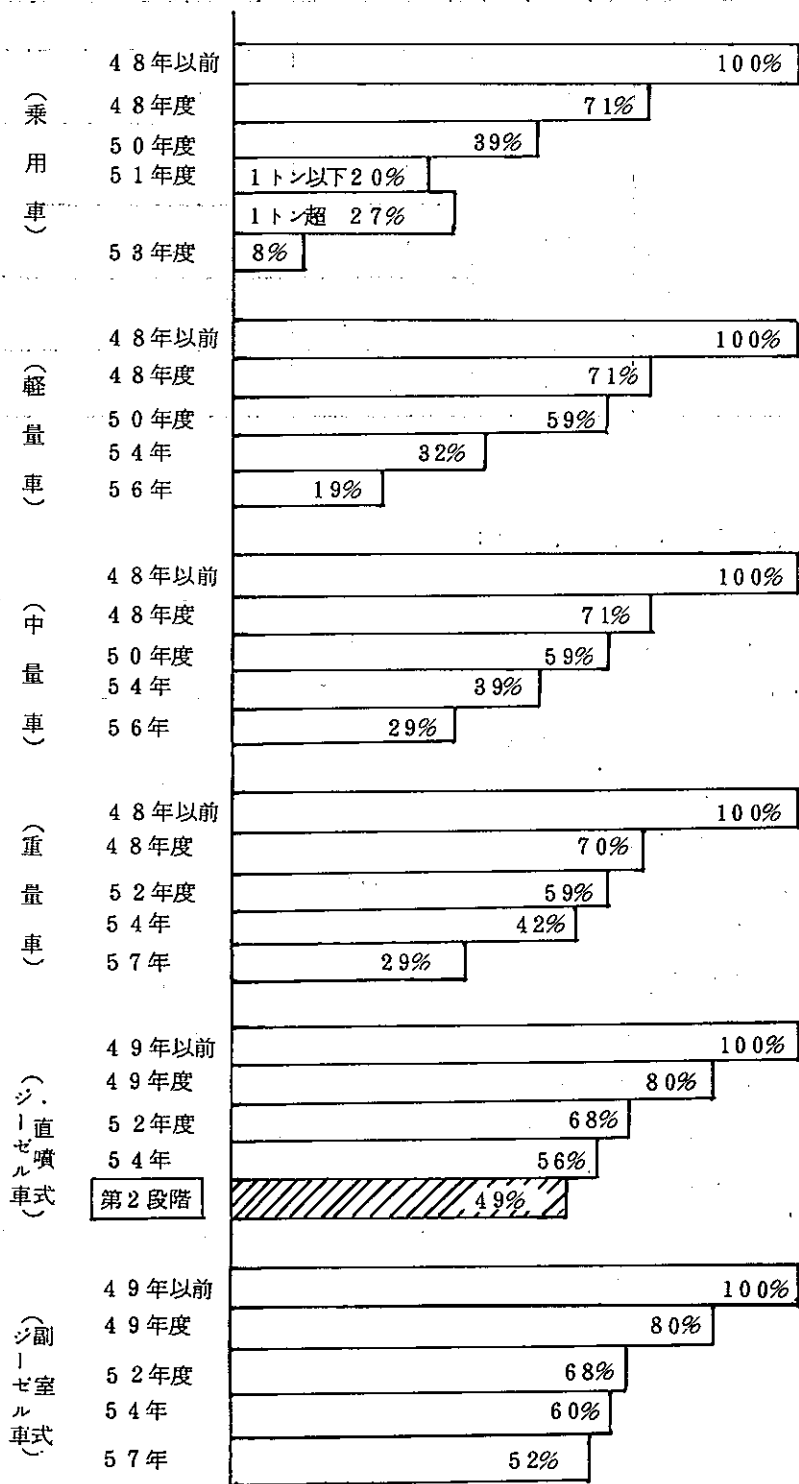


表 1 - 3 3 使用過程車規制

車 種	規 制 の 内 容		
ガソリン及びLPG車 (乗用車、ライトバン、 小型トラック、軽自動車、 トラック、バスなど)	CO	4.5 %	アイドリング時
	HC	1,200 ppm	アイドリング時 4 サイクル車
		7,800 ppm	アイドリング時 2 サイクル車
		3,300 ppm	アイドリング時 特殊エンジン車
軽油車(ジーゼル車)	ジーゼル黒煙	50 %	無負荷急加速時 ろ紙汚染度

2. 大阪自動車排出ガス対策推進会議活動

自動車排出ガス防止にかかる諸活動を効果的に推進するため、大阪府・大阪市・大阪府警察本部・大阪陸運局などの在阪官公庁及び在阪自動車関係諸団体が協力して、43年に大阪自動車排出ガス対策推進会議を発足させた。

54年度の活動状況は次のとおりである。

- ① 排出ガス防止指導及び啓発のための、技術診断や街頭検査を実施(表1-34は54年度の街頭検査結果)
- ② 電気自動車の導入について特定業界に協力を要請
- ③ 自動車運行自粛について関係業界へ協力要請
- ④ 電気自動車の普及促進を図るため、その開発普及状況を調査
- ⑤ ジーゼル黒煙防止のため、基礎的な調査や関係資料を収集
- ⑥ 自動車運行自粛、適正速度走行の励行、低公害自動車の導入、定期点検整備の励行等について、リーフレット、ポスター等により啓発
- ⑦ 自動車公害問題に関する世論調査の実施
- ⑧ 自動車排出ガス規制の強化、自動車交通量削減策の確立、電気自動車の技術開発と普及促進、低硫黄軽油供給体制の整備について国へ要望

表 1 - 3 4 自動車排出ガス街頭検査結果（54年度）

（単位：台）

	検査台数	合格	警告	整備通告	告知
一酸化炭素	22,082 (100.0)	17,370 (78.7)	3,184 (14.4)	1,374 (6.2)	154 (0.7)
炭化水素	12,898 (100.0)	12,550 (97.3)	217 (1.7)	116 (0.9)	15 (0.1)
ジーゼル黒煙	141 (100.0)	127 (90.0)	7 (5.0)	7 (5.0)	—

（注）（）内は、検査台数に対する指数（パーセント）を示す。

警告—警告書又は口頭により警告したもの。

整備通告—整備通告書を交付し、早急に整備するよう通告したもの
（ただし、告知の整備通告は除く）。

告知—整備通告書を交付するとともに反則金の対象にしたもの。

3. 電気自動車の普及促進

電気自動車は、排出ガスが全くなく騒音が小さいなど自動車公害防止の面からみて理想的な車であり、またエネルギー源の多様化や効率化という面からも将来の都市交通手段として新しい役割を果たすことが期待されている。国において、その技術開発を進めた結果、既に都市内走行など限られた地域・用途においては十分に実用に耐えるものが開発されており、本市では、電気自動車を市民の足として広く社会に定着させていくための先導的役割を果たす目的で積極的に導入を図るとともに、その普及促進に努めている。

4. 調査研究等

窒素酸化物対策を進めるため、自動車交通量の削減も含めた自動車排出ガスの総量規制が必要となってきたが、このためには、各地域毎の排出量と濃度の関係をより詳細に把握し、その解析結果を都市計画、道路計画、公共交通機関整備計画等に反映させる必要がある。

このため、従来から窒素酸化物総量規制に向けて各種調査解析を進めてきている。

54年度は、窒素酸化物分布量調査、移流拡散調査を実施したほか、自動車排出ガス汚染の実態等を把握するための定期定点調査、高濃度汚染調査、ジーゼル黒煙に関する実態調査等を実施した。

また、7大都市（東京・横浜・川崎・名古屋・京都・大阪・神戸）が共同して自動車排出ガス対策に関する調査研究を進めている。

第5節 緊急時対策

大気汚染が急激に著しくなり、人の健康などに被害の生ずる恐れのある事態には、法・条例による緊急時として汚染物質ごとの環境濃度や気象条件にしたがって、注意報・警報等を発令して一般に周知するとともに、主要工場や自動車に対し必要な措置を講ずることになっている。

これらの措置は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントの5項目について、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて実施されるが、このうち、光化学スモッグについては、オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領にもとづいて措置している。

1. オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策

市域内は4つの発令地域にわかれており、表1-35の発令基準によって予報等が発令される。表1-36、図1-12は発令地域と測定点を示している。予報等が発令されると表1-37による措置を講ずるとともに、被害訴えがあった時は、表1-38によって健康調査など適切な措置をとることとしている。

なお、市内の主要工場については、緊急時の発令に際し、テレメータシステムの活用をはかっている。

表1-35 発令区分と発令基準

区 分	オキシダント濃度 (ppm)
予 報	0.08
注 意 報	0.12
警 報	0.24
重 大 緊 急 警 報	0.40

表1-36 発令地域と測定点

地 域 名	基準測定点数
1の地域 大阪市中心部の地域	6
2の地域 大阪市北部及びその周辺地域（西淀川、淀川、東淀川）	4
3の地域 東大阪地域（旭、城東、鶴見）	8
4の地域 堺市及びその周辺地域（住之江、住吉、平野、東住吉）	9
5の地域 北大阪地域	4
6の地域 南河内地域	2
7の地域 泉南地域	3
計	36

図 1 - 1 2 光化学スモッグ発令地域（大阪市関係）及び基準測定点



測定点名（市内のみ）	
東 成（府センター）	淀 川（淀川区役所）
西 （堀江小学校）	旭 （大 宮 中）
生 野（勝 山 中）	城 東（聖 賢 小）
西 成（今 宮 中）	鶴 見（茨 田 北 小）
此 花（此花区役所）	住之江（南 稜 中）
浪 速（難 波 中）	平 野（摂 陽 中）
西淀川（淀 中）	

表 1-37

発令時の措置

	発生源における措置	学童・住民における措置	広報等の方法
予報	(1) 排出ガスを10,000 m ³ /時以上排出する工場および事業場に対し無線回線等により注意報に備えて注意報の措置が行なえる体制をとるよう要請する。 (2) 特別対象工場(市内7工場)は排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を20%削減 (3) 不要、不急の自動車を使用しないよう要請する。	(1) テレビ、ラジオに注意 (2) 屋外での過激な運動をさける。 (3) 刺激を感じたら、洗顔、うがいをしして保健所に届出	(1) テレビ、ラジオで周知
注意報	(1) 排出ガス10,000 m ³ /時以上の工場は20%削減 (2) 特別対象工場は警報にそなえ一部操業停止の体制 (3) 不要、不急の自動車を使用しない。	(1) 学校等においては、できるだけ屋外の運動をさける。 (2) 洗顔、うがい	(1) 上記に加え、広報車が出動することもある。 (2) 工場パトロール
警報	(1) 上記の徹底 (2) 重大緊急警報にそなえ一部操業停止の体制 (3) 特別対象工場は排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を40%削減 (4) 自動車の使用をさける。	(1) 屋外になるべく出ない。 (2) 学校等においては屋外の運動をやめる。 (3) 洗顔、うがい	(1) 消防広報車による広報も加わる。 (2) 工場パトロール
重大緊急報	(1) 排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を40%削減 (2) 公安委員会へ交通規制要請	(1) 屋外に出ない。 (2) 洗顔、うがい	上に同じ

表 1-38

被害の訴えがあったときの措置

保健所緊急調査	保健所において環境、健康調査
局緊急調査	必要に応じ、環境部、保健部、環境科学研究所が保健所緊急調査班と協同で実施

2. 発令状況及び被害の訴え状況

光化学スモッグ予報等の発令状況は、表1-39に示すとおり減少の傾向にあるが、被害の訴え状況は、表1-40に示すとおり、年度によって一定の傾向はみられない。

表1-39 年度別、地域別、光化学スモッグ予報等発令状況

(単位：回)

地域	地域名	50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		55年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市中心部	27	10	26	9	18	8	3	0	6	2	2	1
2	大阪市北部とその周辺	25	8	22	5	23	6	4	1	7	5	3	2
3	東大阪	29	13	26	10	24	16	20	15	10	10	11	9
4	堺とその周辺	35	20	35	19	25	14	7	2	8	2	4	4
5	北大阪	21	7	19	5	22	11	18	12	9	5	7	6
6	南河内	26	6	21	4	10	2	11	3	5	1	1	0
7	泉南	28	10	32	11	20	10	7	1	9	4	2	2
発令回数		39	23	42	25	33	25	21	16	13	12	12	10

- (注) 1. 55年度は9月末現在の数値を示す。
2. 警報・重大緊急警報の発令回数は0

表1-40 年度別、地域別、光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名 (市内のみ)	50年度		51年度		52年度		53年度		54年度		55年度	
		訴え件数(件)	訴え人数(人)	訴え件数(件)	訴え人数(人)	訴え件数(件)	訴え人数(人)	訴え件数(件)	訴え人数(人)	訴え件数(件)	訴え人数(人)	訴え件数(件)	訴え人数(人)
1	大阪市中心部	1	1	0	0	1	33	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	1	9	1	4	0	0	0	0	1	283
市内合計		1	1	1	9	2	37	0	0	0	0	1	283
市内を除く府下		289		167		4		77		378		42	

- (注) 55年度は9月末現在の数値を示す。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and compliance with regulatory requirements. The text notes that incomplete or inconsistent records can lead to misunderstandings, disputes, and potential legal consequences.

2. The second section focuses on the role of internal controls and risk management. It highlights that a robust system of internal controls is necessary to prevent errors, fraud, and misstatements. Risk management practices should be implemented to identify, assess, and mitigate potential risks to the organization's financial health and operational stability. Regular audits and reviews are recommended to ensure the effectiveness of these controls.

3. The third part of the document addresses the importance of communication and collaboration. It states that clear communication channels and a collaborative work environment are crucial for the successful implementation of any initiative. Stakeholders should be kept informed of progress, challenges, and opportunities. Regular meetings and reports can help align efforts and ensure that everyone is working towards the same goals.

4. The final section discusses the need for continuous improvement and learning. It suggests that organizations should regularly evaluate their processes and outcomes to identify areas for improvement. Encouraging a culture of learning and innovation can lead to more efficient operations and better overall performance. Feedback loops and lessons learned from past experiences should be used to refine strategies and improve future results.

第 2 章

水 質 污 濁

第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の要因

大阪市域内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本川は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、また毛馬閘門から分流して旧淀川である大川・堂島川・安治川が流れている。また大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。一方、本市の南端には大和川水系がある。市内河川管理図を図2-1に示した。

大阪市内河川分類表

淀川水系	本流	淀川			
	派流	神崎川水系	神崎川 左門殿川 中島川 西島川		
		旧淀川	大川 堂島川 安治川		
			支流	寝屋川 第二寝屋川 平野川 平野川分水路 今川 駒川 東横堀川	
	派流	土佐堀川 尻無川 木津川 道頓堀川			
大和川水系	本流	大和川			
	支流	今井戸川			
その他の市内河川	正蓮寺川 六軒家川 住吉川 細江川 十三間川				

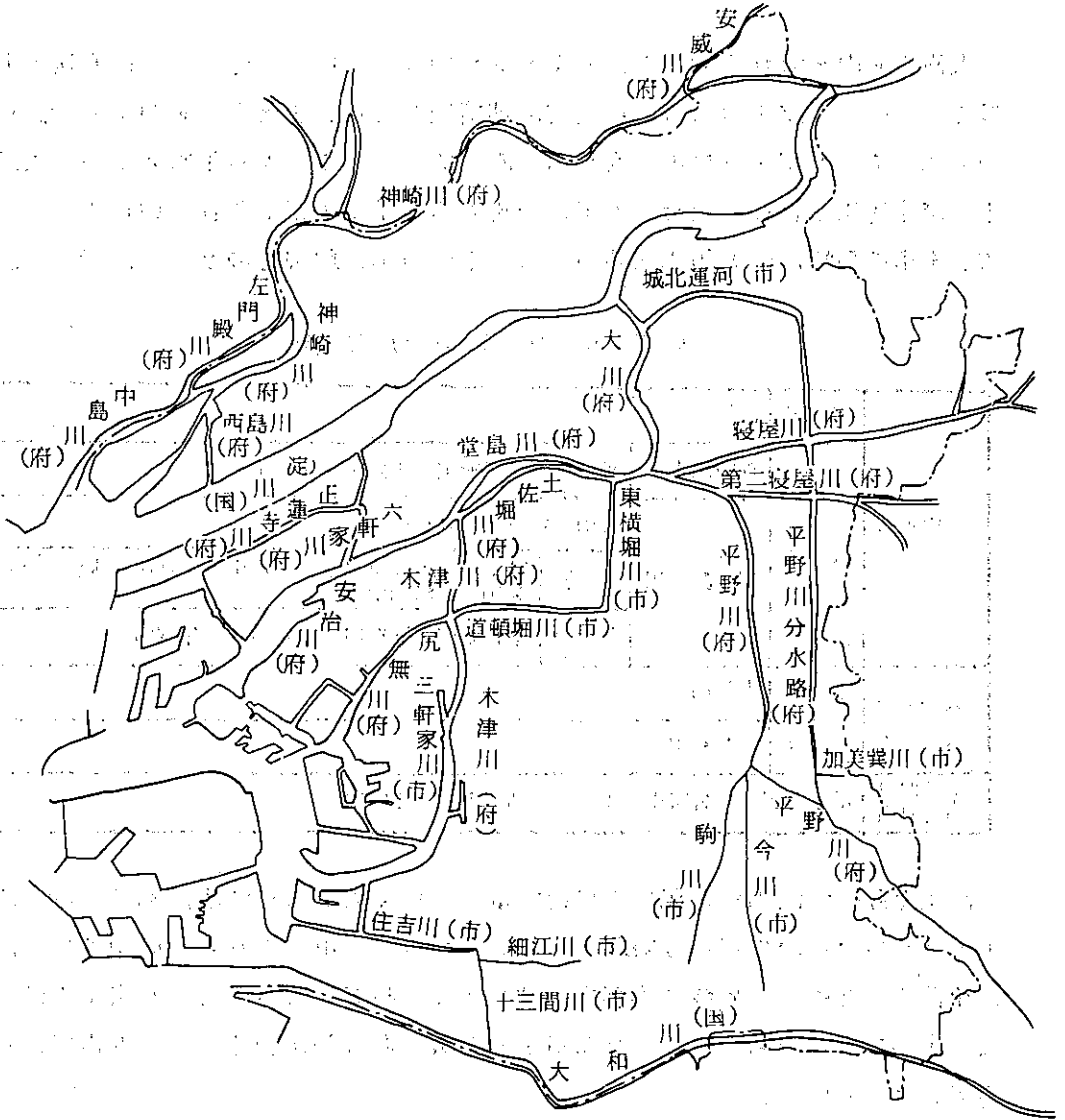
淀川を除いた河川は、概して自己流量に乏しく大部分が感潮区間であるため、よどみがちで自浄作用にも限度がある。しかも、本市はこれらの河川の最下流部に位置するため、上流域の影響を受けやすく、特に上流域の急速な市街化に伴い生活排水等の増大と、これに対する対策の遅れ等が相まって、本市域の水質汚濁を著しくしてきた。

市内河川の水質汚濁は、工場排水規制の強化や下水道整備等により徐々に改善されつつあるが、河川水がよどみがちな河口付近等では、不法投棄されたごみなどが停滞し美観を損ねる結果となっている。また、一部の河川等においては、堆積したヘドロの有機物等による底質汚染がみられ、悪臭発生や河川水の黒濁化など河川環境の悪化をもたらしている。

一方、大阪湾は閉鎖性水域であるため、富栄養化に伴い赤潮が発生しやすく、

大阪港水域でもその影響を受け、新たな水質汚濁問題も生じてきている。

図2-1 大阪市内河川管理図



(注) (国)：建設大臣管理河川

(府)：大阪府知事管理河川

(市)：大阪市長管理河川

1. 工場・事業場排水

水質汚濁防止法は、特定施設を設置し、かつ公共用水域へ排出水を排出しているすべての工場事業場（特定事業場）に適用され、これらの特定事業場のうち、日平均排出量が50㎡以上のもの及びカドミウム、シアン等の有害物質に関係するものは規制対象となる。

また、上記特定事業場のうち、最大日排水量が50㎡以上の特定事業場には、瀬戸内海環境保全特別措置法が適用され、特定施設の設置や構造変更は許可制となっている。

水質汚濁防止法第3条第3項の規定による大阪府の上乗せ排水基準を定める条例では、水質汚濁防止法に定める特定事業場のうち、日平均排水量50㎡未満で、同30㎡以上のものを規制対象とするほか、非特定事業場であっても、大阪府公害防止条例による届出施設を有する事業場については、規制または届出対象としている。

本市域には、これらの工場事業場数が、54年度末現在で119あり、そのうち規制関係は表2-1-①、届出関係は表2-1-②のとおりである。

一方、下水道に放流する工場事業場については、下水道法及び本市下水道条例が適用され、特定施設を有する工場は届出の義務がされており、また、一定の排水基準を超える排水についてはすべての工場事業場で除害施設の設置が義務づけられている。

本市公共下水道に排除する工場事業場のうち、規制対象工場は3,130工場である。

2. 家庭排水等

本市の下水道の人口普及率（夜間人口）は、昭和54年度末で97.8%に達し、昼間人口の集中する都心部も、ほぼ全域が処理区域化している。そのため家庭排水やビル排水等の雑用水は大部分が下水処理場で処理されたのち河川へ放流されている。

表 2 - 1 水域別・区別・法条例適用工場数及び排水量一覧表

(昭和55年3月31日現在)

① 規制関係

排水量単位：m³/日

水域 区別	法条例 工場数	瀬戸内海環境保全 特別措置法		水質汚濁防止法		大阪府公害防止条例		合 計	
		工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
神 崎 川	淀 川	1	1,000	1	182,000			2	183,000
	西淀川	4	11,683	1	280,000			5	291,683
大 阪 市 内 河 川	北	1	3,555					1	3,555
	福 島			1	300,000			1	300,000
	此 花	5 (1)	66,570	3	180,037			8	246,607
	大 正	5	294,093	1	68,400			6	362,493
	東淀川	1 (1)	0					1 (1)	0
	住之江			2	290,021	4	275	6	290,296
	港			1	102,000			1	102,000
	西 成	2 (2)	0	1	414,000			3 (2)	414,000
寝 屋 川	東	2	177					2	177
	城 東	2	29,124	4	702,340			6	731,464
	旭	1	2,000					1	2,000
	鶴 見	6 (1)	1,821	3	209			9 (1)	2,030
	平 野	2	136	7	178,125			9	178,261
大 和 川	平 野	1	632	2	123			3	755
計		33 (5)	410,791	27	2,697,255	4	275	64 (5)	3,108,321

(注) 1. () は内数で浄水場(通常排水量0m³/日、最大排水量50m³/日以上)を示し規制対象外
 2. 水域区分は大阪府公害防止条例にもとづく。

② 届出関係

排水量単位：ml/日

水域 区 別	法条例 工場 数	水質汚濁防止法		大阪府公害防止条例		合 計	
		工場数	排 水 量	工場数	排 水 量	工場数	排 水 量
神 崎 川	西 淀 川	1	3	1	20	2	23
大 阪 市 内 河 川	北	2	0			2	0
	港			1	25	1	25
	此 花	3	5	5	860,165	8	860,170
	大 正	4	0			4	0
	大 淀	1	20			1	20
	住之江	2	2	5	1,600,045	7	1,600,047
	西 成	2	5	2	25	4	30
寝 屋 川	東	1	2			1	2
	鶴 見	9	60	1	3	10	63
	平 野	11	51			11	51
大 和 川	住 吉	1	2			1	2
	東住吉	1	14			1	14
	平 野	2	28			2	28
計		40	192	15	2,460,288	55	2,460,475

(注) 水域区分は大阪府公害防止条例にもとづく。

第 2 節 水質汚濁の現況

本市では主要河川及び港湾区域において、定期観測（環境水質定点調査）を実施するとともに、水質モニタリングステーションによって水質の常時監視を行っている。定期観測では、水質汚濁防止法に基づき大阪府知事が作成した「公共用水域の水質測定計画」に示された地点の他、本市の水質監視上重要な地点を定点としている。また、水質モニタリングステーションでは自動測定装置により常時水質測定を行い、河川水質及びその変動を把握している。

これらの調査結果を総合すると、市内の水質汚濁の状況は 49 年頃から改善の方向、又は横ばい状況にあるが、53 年度は渇水の影響により若干悪化した水域も認められたが、54 年度は再び改善の方向に向った。

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する基準」として、カドミウム、シアン等の 9 項目について設定され、「生活環境の保全に関する環境基準」として、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等の基準が定められている。前者はすべての公共用水域に一律に適用され、後者は河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等を考慮して段階的な水域類型を設定し、それに応じた基準値を設け、水域を類型指定することにより環境基準を示す方式がとられている。本市域内を流れる河川は、B、C、D 及び E 類型に指定されているが、類型未指定の河川も一部にある。大阪湾は「大阪湾(1)水域」の一部で海域の C 類型に指定されている。

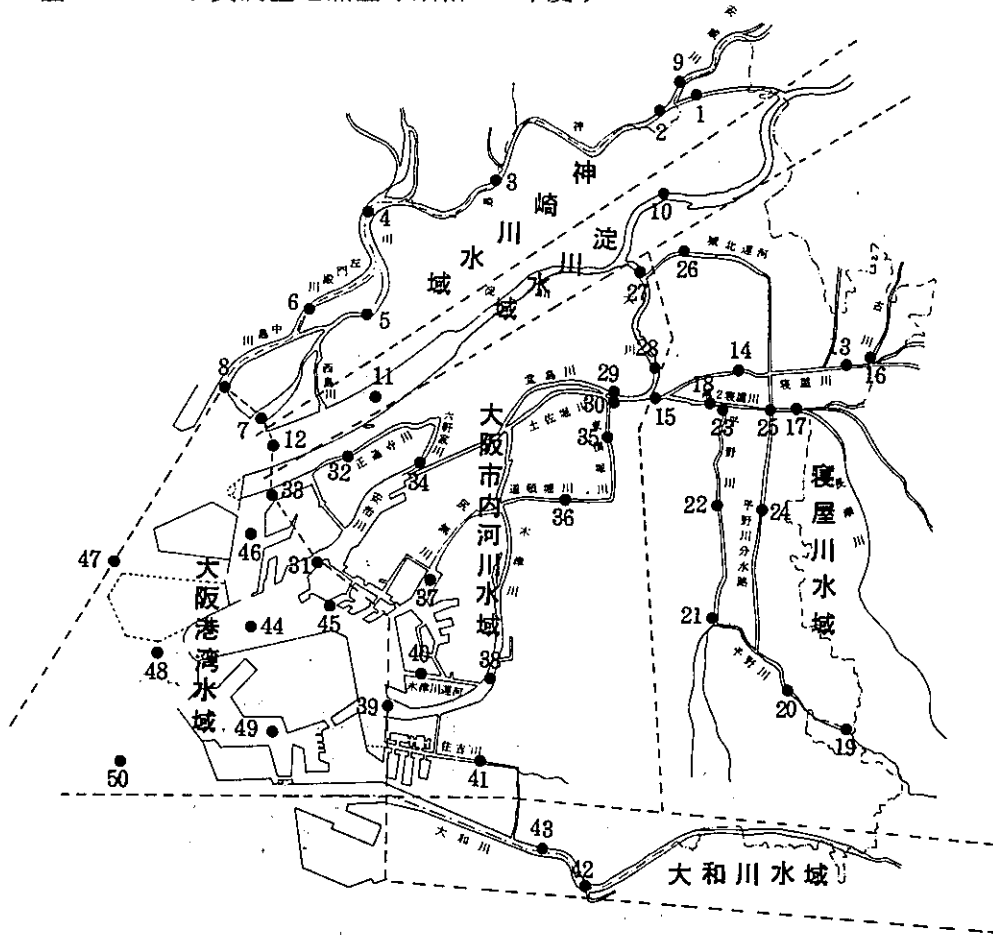
一方、底質調査は主要地点において年 1 回実施しているが、底質汚染に関する環境基準はなく、一部の項目について暫定除去基準が設けられている。

1. 定期観測結果（環境水質定点調査）

54 年度は、図 2-2 に示す 50 地点で水質調査を実施した。生活環境項目のうち、河川での代表的な汚濁指標とされている BOD（但し、海域では COD が汚濁指標とされている）の環境基準適否状況及び平均値は、図 2-3 に示すとおり、大阪市内河川水域の諸河川及び大阪港で環境基準を達成した。しかし、50 年度から環境基準を達成していた神崎川は、54 年度は達成できず、その他、安威川、淀川、寝屋川、大和川等も環境基準を達成できなかった。

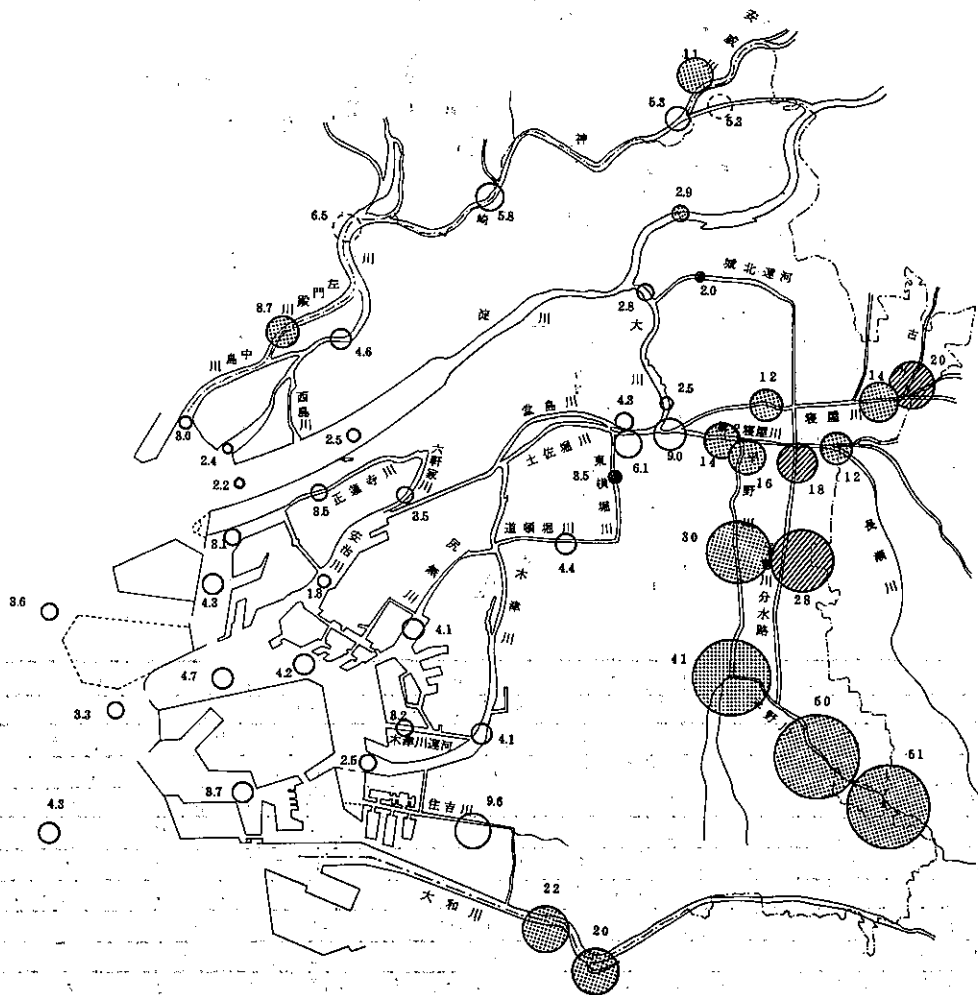
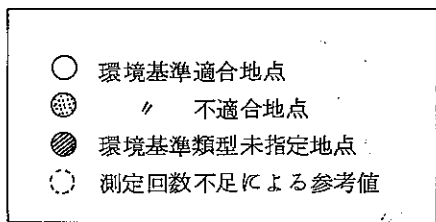
一方、健康項目は 43 地点で測定したが、PCB について古川（徳栄橋）で環境基準を超えた。カドミウム等の他の健康項目については、すべての地点で

図 2-2 水質調査地点図 (昭和 54 年度)



№	地点名	河川名	№	地点名	河川名	№	地点名	河川名
1	小松橋	神崎川	17	阪東小橋	第2寝屋川	34	春日出橋	六軒家川
2	吹田橋	"	18	下城見橋	"	35	本町橋	東横堀川
3	新三国橋	"	19	東竹淵橋	平野川	36	大黒橋	道頓堀川
4	神崎橋	"	20	市浜橋	"	37	福崎渡跡	尻無川
5	千船橋	"	21	睦橋	"	38	千本松渡	木津川
6	辰巳橋	(左門殿川)	22	南弁天橋	"	39	木津川河口	"
7	神崎川河口	神崎川	23	城見橋	"	40	船町渡	木津川運河
8	中島川河口	(中島川)	24	片一橋	平野川分水路	41	住之江大橋	住吉川
9	新京阪橋	安威川	25	天王田大橋	"	42	浅香新取水口	大和川
10	国鉄赤川鉄橋 (柴島)	淀川	26	赤川橋	城北運河	43	速里小野橋	"
11	伝法大橋	"	27	毛馬橋	大川	44	№5ブイ跡	大阪港
12	淀川河口	"	28	桜宮橋	"	45	第一号岸壁	"
13	今津橋	寝屋川	29	天神橋(右)	堂島川	46	№25ドルフィン	"
14	新喜多大橋	"	30	天神橋(左)	土佐堀川	47	北港沖	"
15	京橋	"	31	天保山渡	安治川	48	関門外	"
16	徳栄橋	古川	32	北港大橋	正蓮寺川	49	南港	"
			33	正蓮寺川河口	"	50	大阪湾C-3	"

図 2-3 54年度大阪市内水質汚染図 (BOD又はCOD)



(注) 1. 数字は年平均値

2. 環境基準適合とは、年間を通して、日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

環境基準を達成した。

各水域ごとの地理的な条件及び水質調査結果等は以下のとおりである。

(1) 神崎川水域

神崎川は淀川の一津屋で分流し、吹田、茨木、摂津市等を流域にもつ安威川及び、池田、箕面市等を流域にもつ猪名川と合流し、大阪湾へ注いでいる。神崎川（左門殿川、中島川を含む）及び安威川の本市内の区間はE類型に指定されている。

神崎川の水質は流域に点在する製紙・染色工業等の工場排水や、北摂地区の開発に伴う汚濁源の増加により、43年頃までは悪化の一途であったが、その後下水道整備等の水質汚濁防止対策の推進により水質改善が著しく、50年度から53年度まで4年連続でBODの環境基準を達成した。

しかし、54年度の水質調査（表2-2）では、神崎川及び安威川とも環境基準を達成できなかった。

神崎川水域のDO、BODの平均値及び環境基準不適合率の推移は、表2-3のとおり、50年度以降水質が好転していることがわかる。また、主要地点のBODの経年変化は図2-4のとおりであるが、53年度は濁水の影響を受け水質がやや悪化したものの、54年度は回復した。

一方、健康項目については、すべて環境基準を達成した。

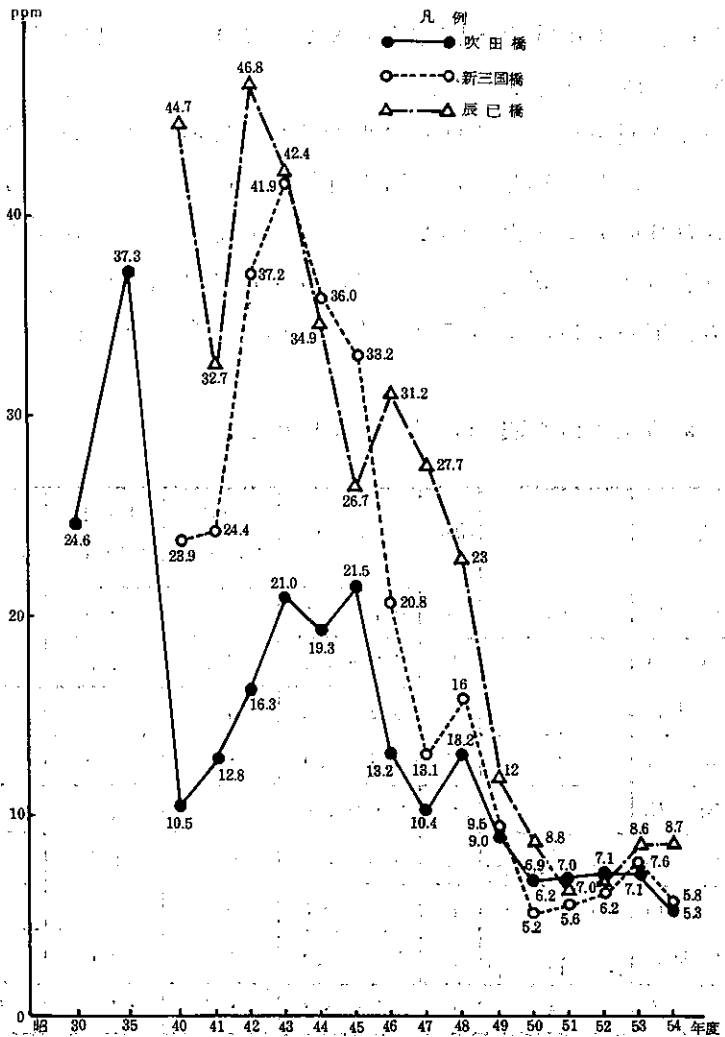
表2-2 神崎川水域水質調査結果（54年度）

№	調査地点	河川名	類型	pH	DO (ppm)	BOD (ppm)	COD (ppm)	SS (ppm)
1	小松橋	神崎川	E	6.7~7.2	7.2	5.3	7.3	20
2	吹田橋	〃	E	7.0~7.2	6.7	5.3	7.6	26
3	新三国橋	〃	E	6.5~7.4	6.5	5.8	9.2	13
4	神崎橋	〃	E	6.8~7.4	6.7	6.5	8.3	14
5	千船橋	〃	E	6.6~7.6	6.2	4.6	8.5	13
6	辰巳橋	〃 (左門殿川)	E	6.6~7.8	6.4	8.7	14	15
7	神崎川河口	神崎川	E	7.5~8.3	5.5	2.4	5.0	-
8	中島川河口	〃 (中島川)	E	7.5~8.1	4.7	3.0	5.7	-
9	新京阪橋	安威川	E	6.7~8.1	8.3	11	11	22

表 2-3 神崎川水域の水質経年変化及び環境基準不適率の推移

類型 項目	E 類型 (環境基準 …… DO : 2 ppm 以上, BOD : 10 ppm 以下)							
	DO				BOD			
	平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)
48	2.9	91	37	40.7	12	92	48	52.2
49	4.5	92	18	19.6	8.4	92	22	23.9
50	5.8	92	5	5.4	6.2	92	8	8.7
51	5.7	92	0	0	6.1	92	6	6.1
52	5.4	92	0	0	6.1	92	7	7.6
53	5.4	92	0	0	7.0	92	10	10.9
54	6.5	92	1	1.1	5.8	92	11	12.0
備考	4 河川〔神崎川、(左門殿川、中島川)、安威川〕、9 地点							

図 2-4 神崎川水域の BOD 経年変化



(2) 淀川水域

淀川は、琵琶湖に源を發し京阪神の水源として極めて重要な河川である。本市域に屬する区間は、長柄堰までのB類型〔淀川下流(1)〕と、これより下流のD型〔淀川下流(2)〕の2類型に指定されている。

54年度の水質調査結果は表2-4に、国鉄赤川鉄橋(柴島)及び伝法大橋のDO、BODの経年変化は表2-5に示すとおり、伝法大橋ではBODの環境基準を達成したが、柴島では水質はやや改善したものの、BODの環境基準は4年連続達成できなかった。

なお、健康項目はすべて環境基準を達成した。

表2-4 淀川水域水質調査結果(54年度)

№	調査地点	河川名	類型	pH	DO (ppm)	BOD (ppm)	COD (ppm)	SS (ppm)
10	国鉄赤川鉄橋(柴島)	淀川	B	7.0~7.8	7.9	2.9	5.1	18
11	伝法大橋	〃	D	7.2~8.4	7.3	2.5	4.6	19
12	淀川河口	〃	D	7.5~8.9	7.1	2.2	3.9	—

表2-5 淀川の水質及び環境基準適否状況の経年変化

地点名	国鉄赤川鉄橋(柴島)					伝法大橋				
	DO		BOD			DO		BOD		
	5 ppm以上		3 ppm以下			2 ppm以上		8 ppm以下		
年度	平均 (ppm)	不適数 / 測定数	平均 (ppm)	不適数 / 測定数	適否	平均 (ppm)	不適数 / 測定数	平均 (ppm)	不適数 / 測定数	適否
48	7.8	1/12	3.9	10/12	×	6.6	0/12	4.8	1/12	○
49	8.5	0/12	2.3	2/12	○	9.4	0/12	3.9	1/12	○
50	8.8	0/12	2.5	1/12	○	8.5	0/12	3.8	1/12	○
51	8.2	0/12	3.2	6/12	×	8.2	0/12	3.0	1/12	○
52	8.3	0/12	3.0	4/12	×	8.5	0/12	5.2	4/12	×
53	8.5	0/12	3.3	4/12	×	10	0/12	8.6	3/12	○
54	7.9	1/11	2.9	6/12	×	7.3	0/12	2.5	0/12	○

(3) 寝屋川水域

寝屋川は淀川水系に属する一級河川で、その流域は東を生駒山脈、西を上町台地で区切られ、北と南は淀川と大和川で分水され、流域面積は約 270 km²である。流域の主な河川のうち市内を流れる河川は寝屋川（E 類型）、第二寝屋川（E 類型）、平野川（E 類型）、平野川分水路（類型未指定）などで、これらを流下した水は京橋で大川（旧淀川）に合流し、大阪湾へ注いでいる。

寝屋川水域は、流域の急激な市街化とこれに伴う家庭や中小工場等の排水の急激な増大に流域の下水道整備が追いつかず、本市域では水質汚濁の最も著しい水域となっている。

54 年度の水質調査結果は表 2-6 のとおり、平野川が最も悪く、平野川分水路、寝屋川、第二寝屋川の順で BOD の環境基準はいずれの河川も達成できなかった。

主要河川の DO、BOD の最近 7 カ年の推移は、表 2-7 に示すとおり、平野川分水路の水質改善が著しく、48 年当時の 1/3 以下にまで改善されてきた。しかし、平野川は上流域の家庭排水による影響が大きく、54 年度は前年度に比べて悪化した。

また、主要地点の BOD の経年変化は、図 2-5 に示すとおりであるが、城北運河（類型未指定）は下水道整備による流入汚水の排除及び水門操作による浄化用水の導入等により著しく浄化され、現在では大川と同程度の水質を示している。

一方、健康項目については、古川（徳栄橋）で PCB が 0.0005 ppm 検出された。この原因については明確に把握できなかったが、その後の追跡調査では関連水路も含めて検出されなかったことから一時的なものと推定される。

その他の健康項目は、すべて基準以下であった。

表 2-6 寝屋川水域水質調査結果(54年度)

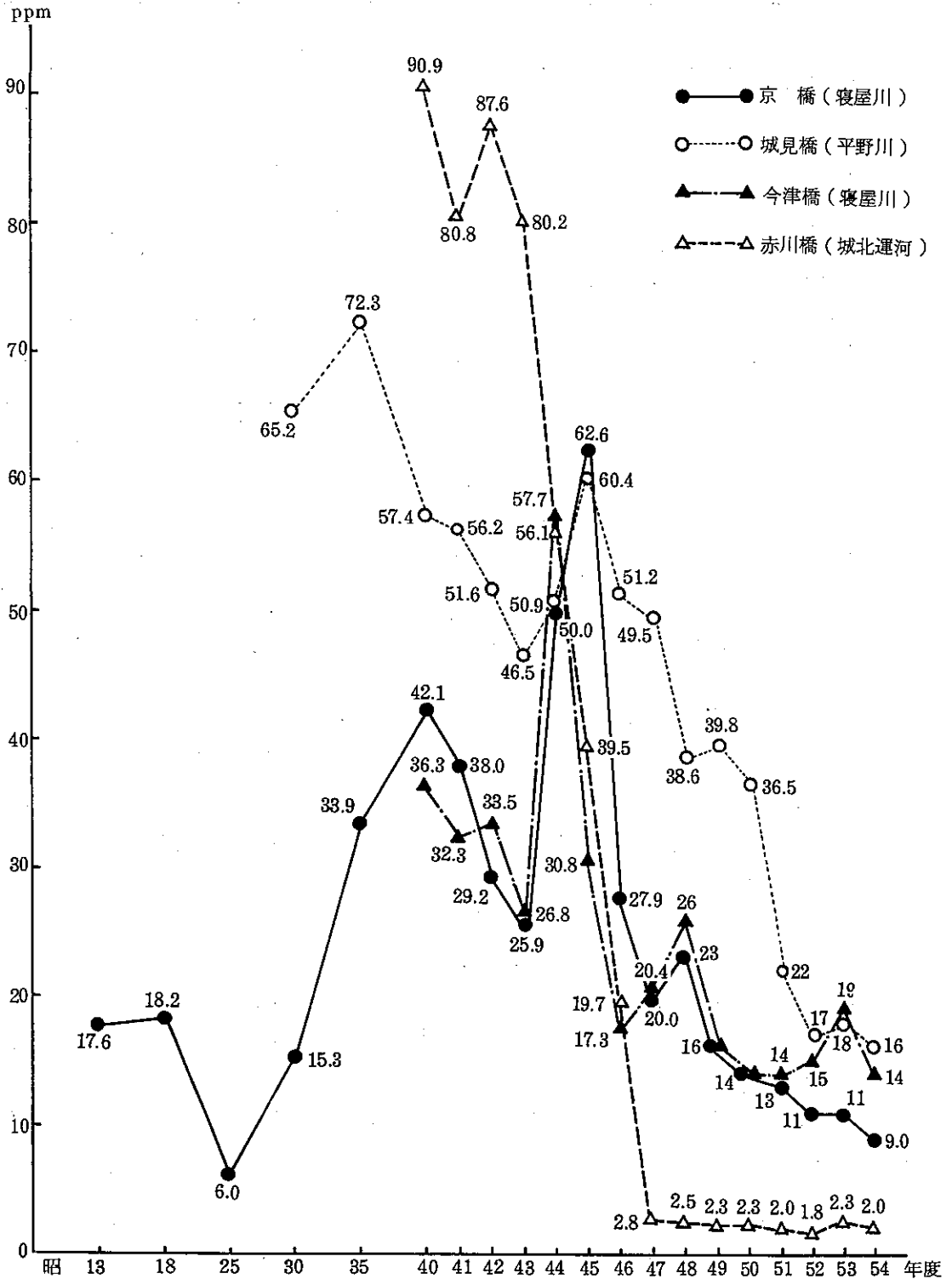
№	調査地点	河川名	類型	pH	DO (ppm)	BOD (ppm)	COD (ppm)	SS (ppm)
13	今津橋	寝屋川	E	6.5~7.3	3.4	1.4	1.3	1.7
14	新喜多大橋	"	E	7.0~7.2	2.9	1.2	1.7	2.2
15	京橋	"	E	6.4~7.7	5.6	9.0	1.2	1.8
16	徳栄橋	古川	-	6.8~7.2	1.4	2.0	2.0	2.6
17	阪東小橋	第2寝屋川	E	6.9~7.2	2.1	1.2	1.7	2.2
18	下城見橋	"	E	6.9~7.2	3.6	1.4	1.8	3.3
19	東竹淵橋	平野川	E	7.0~7.2	0.8	5.1	3.1	4.6
20	市浜橋	"	E	6.8~7.8	0.9	5.0	3.9	4.5
21	陸橋	"	E	7.0~7.1	1.8	4.1	2.9	3.6
22	南弁天橋	"	E	6.9~7.2	0.9	3.0	2.4	3.5
23	城見橋	"	E	6.9~7.3	3.3	1.6	1.8	3.1
24	片一橋	平野川分水路	-	6.9~7.2	2.1	2.8	2.6	3.2
25	天王田大橋	"	-	7.0~7.3	2.5	1.8	2.4	3.4
26	赤川橋	城北運河	-	6.9~7.2	7.6	2.0	4.9	2.2

表 2-7 寝屋川水域主要河川の水質経年変化

(単位: ppm)

河川名 項目 年度	寝屋川(E類型)		平野川(E類型)		平野川分水路 (類型未指定)		第2寝屋川 (E類型)	
	DO	BOD	DO	BOD	DO	BOD	DO	BOD
48	2.2	2.5	1.5	6.1	2.0	9.1	-	-
49	2.7	1.6	1.4	4.5.3	1.0	8.9.3	-	-
50	3.3	1.4	0.9	4.5.5	0.8	8.2.7	-	-
51	2.4	1.5	2.1	3.4	2.0	5.8	1.8	2.0
52	3.1	1.4	1.4	3.2	2.7	2.8	2.3	1.5
53	2.1	1.5	1.1	3.2	2.0	2.8	2.3	1.4
54	4.0	1.2	1.5	3.8	2.3	2.3	2.9	1.3
備考	48~50年度は2地点 51年度以降は3地点		48~51年度は4地点 52年度以降は5地点		2地点		2地点	

図 2-5 寝屋川水域主要地点の BOD 経年変化



(4) 大阪市内河川水域

大阪市内河川水域は淀川が毛馬閘門から分流した大川（C類型）、堂島川（D類型）、安治川（E類型）とこれから分流する土佐堀川（E類型）、東横堀川（類型未指定）、道頓堀川（E類型）、木津川（E類型）、尻無川（E類型）からなる水系、また淀川から高見揚水樋門を経て22m³/秒の維持用水を受けている正蓮寺川（E類型）、六軒家川（E類型）からなる水系、及び南西部の住吉川（E類型）等で構成される。

大川、堂島川、安治川（以上3河川をまとめて「旧淀川」ともいう）の水質は、淀川の影響によりかなり良好であるが、土佐堀川、木津川などは寝屋川の影響を受け、水質は比較的悪い状態にある。

54年度の水質調査結果は表2-8に示すとおり、BODの環境基準は全河川で達成することができた。

最近6カ年の環境基準類型別のDO及びBODの経年変化は、表2-9のとおりである。すなわち、C類型河川（1河川2地点）は、ここ数年比較的良好な状態を保っている。また、D類型河川（1河川1地点）も、環境基準に比べると、かなり良好な水質レベルを示している。E類型河川（9河川11地点）については、53年度は渇水のため、一時的な水質悪化があったが、54年度は再び良好傾向に戻った。主要地点のBOD経年変化は、図2-6に示すとおりである。

また、東横堀川、道頓堀川の浄化対策として、53年度に東横堀川に浄化水門を設置し、大阪湾の干満を利用した水門操作によって、寝屋川水系の汚濁水の流入をカットして大川の浄化用水を導入し、さらに、マイクロストレーナや噴水によるエアレーション等によって河川浄化を図ってきた結果、土佐堀川と同程度の水質であった東横堀川の水質は、図2-7に示すとおり、相当良化してきている。

一方、健康項目については、すべての測定点で環境基準を維持達成した。

表 2 - 8 大阪市内河川水域水質調査結果 (54 年度)

№	調査地点	河川名	類型	pH	DO (ppm)	BOD (ppm)	COD (ppm)	SS (ppm)
27	毛馬橋	大川	C	7.0~7.3	8.6	2.8	4.9	24
28	桜宮橋	〃	C	7.0~7.2	8.5	2.5	4.9	17
29	天神橋(右)	堂島川	D	7.0~7.2	7.7	4.3	6.0	21
30	天神橋(左)	土佐堀川	E	7.0~7.3	6.2	6.1	9.3	18
31	天保山渡	安治川	E	7.2~7.7	6.4	1.8	3.8	9
32	北港大橋	正蓮寺川	E	7.1~7.6	6.0	3.5	6.4	13
33	正蓮寺川河口	〃	E	7.5~8.6	6.0	3.1	5.2	—
34	春日出橋	六軒家川	E	7.1~7.6	5.6	3.5	6.5	18
35	本町橋	東横堀川	—	6.8~7.3	4.9	3.5	6.9	12
36	大黒橋	道頓堀川	E	7.0~7.3	3.8	4.4	8.1	11
37	福崎渡跡	尻無川	E	7.2~7.6	4.4	4.1	6.0	11
38	千本松渡	木津川	E	7.1~7.5	4.5	4.1	7.0	14
39	木津川河口	〃	E	7.5~8.0	4.8	2.5	4.7	—
40	船町渡	木津川運河	E	7.2~7.6	5.2	3.2	5.9	11
41	住之江大橋	住吉川	E	7.0~7.5	3.6	9.6	1.2	16

表 2 - 9 大阪市内河川水域の類型別水質及び環境基準不適率の推移

年度	類型 項目	C 類型 (環境基準 …… DO : 5 ppm 以上, BOD : 5 ppm 以下)							
		DO				BOD			
		平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)
48		7.7	24	1	4.2	3.5	24	3	12.5
49		8.6	24	0	0	3.6	24	2	8.3
50		7.8	24	0	0	2.7	24	0	0
51		8.6	24	0	0	2.5	24	0	0
52		8.5	24	0	0	2.3	24	0	0
53		7.9	24	2	8.3	3.0	24	0	0
54		8.6	24	0	0	2.7	24	0	0
備考		1 河川 (大川) 2 地点							

年度	類型 項目	D 類型 (環境基準 …… DO : 2 ppm 以上, BOD : 8 ppm 以下)							
		DO				BOD			
		平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)
48		6.0	12	0	0	9.5	12	7	58.3
49		8.0	12	0	0	4.6	12	1	8.3
50		7.5	12	0	0	2.9	12	0	0
51		7.7	12	0	0	3.6	12	0	0
52		7.7	12	0	0	4.0	12	0	0
53		6.5	12	0	0	4.8	12	0	0
54		7.7	12	0	0	4.3	12	1	8.3
備考		1 河川 (堂島川) 1 地点							

年度	類型 項目	E 類型 (環境基準 …… DO : 2 ppm 以上, BOD : 10 ppm 以下)							
		DO				BOD			
		平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)
48		3.5	132	21	15.9	9.7	132	42	31.8
49		4.6	132	10	7.6	8.9	132	24	18.2
50		3.5	132	32	24.2	8.4	132	26	19.7
51		4.6	132	12	9.1	6.1	132	15	11.4
52		4.9	132	3	2.3	4.9	132	5	3.8
53		4.2	132	8	13.6	5.6	132	12	9.1
54		5.1	132	3	2.3	4.2	132	4	3.0
備考		9 河川 (土佐堀川、安治川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、木津川、尻無川、木津川運河、住吉川) 11 地点							

図 2 - 6 大阪市内河川水域の主要地点の B O D 経年変化

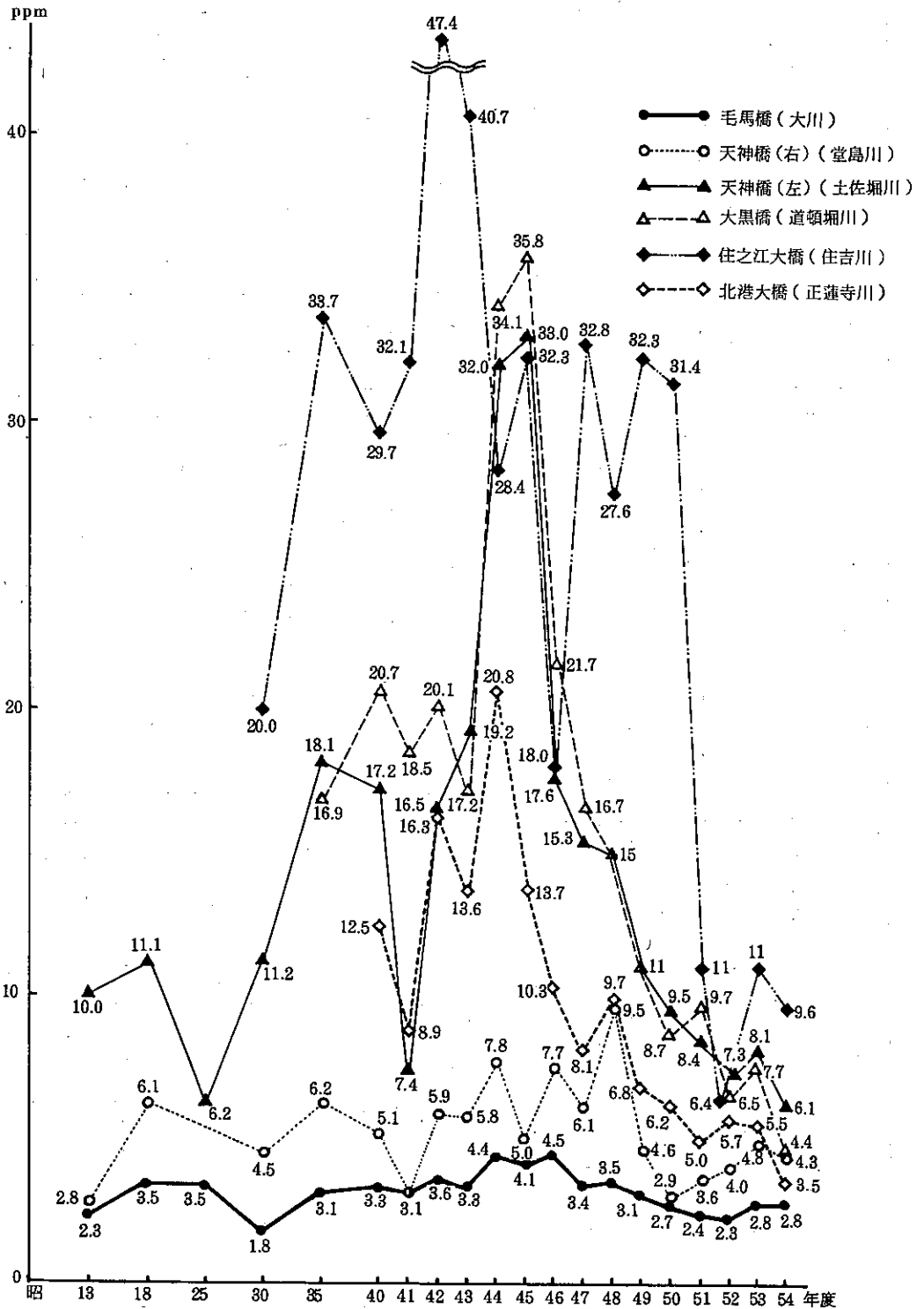
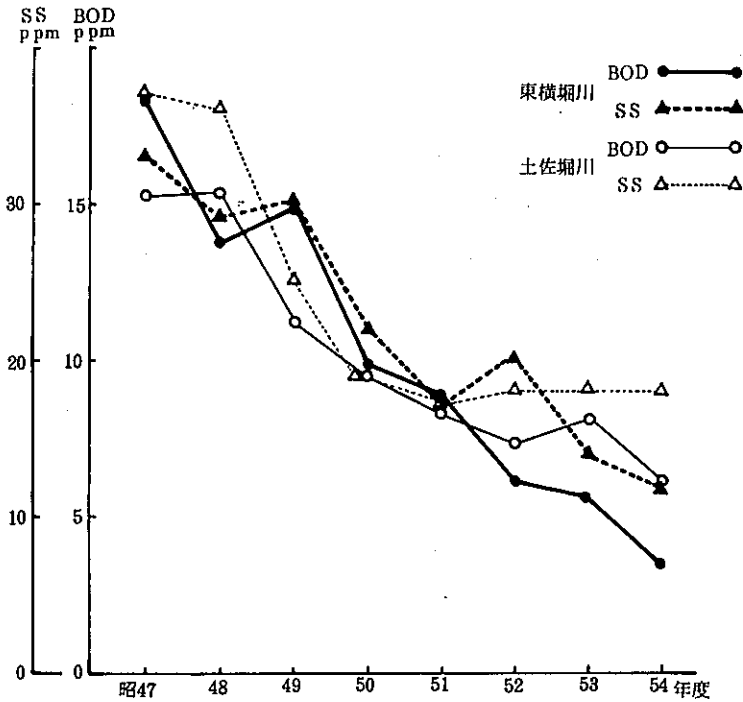


図 2-7 東横堀川及び土佐堀川の水質変化



(5) 大和川水域

大和川は奈良盆地の東端に源を発し、奈良盆地の諸河川を合して大阪平野に流入し、大阪湾へ注いでいる。本市域内では本川の外、支流に今井戸川がある。本市域内の大和川は浅香山までのC類型と、ここから下流のD類型に区分されている。

大和川は流域の年平均総雨量が少ないこと等のため、渇水になりやすく、上流域の開発による汚濁源の増加による水質の悪化が懸念される。

54年度の水質調査結果は表2-10のとおり、BODについては2地点とも環境基準を超えたが、健康項目はすべて環境基準を達成した。

表 2-10 大和川水域水質調査結果(54年度)

No	調査地点	河川名	類型	pH	DO (ppm)	BOD (ppm)	COD (ppm)	SS (ppm)
42	浅香新取水口	大和川	C	7.2~7.7	6.5	20	17	40
43	遠里小野橋	〃	D	7.3~7.7	5.3	22	17	45

(6) 大阪港湾水域

大阪港は大阪湾奥部の大阪湾(1)水域に属し、環境基準類型はC類型に指定されている。

54年度の水質調査結果は、表2-11に示すとおり、COD(化学的酸素要求量)の環境基準(8ppm)は全地点で達成された。

最近7カ年のDO、COD等の推移は、表2-12のとおり、CODについては、53年度に一時悪化したが、54年度は、年度平均値及び環境基準不適合率とも52年度なみに回復した。

大阪港湾水域をはじめ大阪湾では、ここ数年pH(水素イオン濃度)が高くなったり、DOが過飽和状態でCODの濃度が高くなる現象が生じているが、これは、春から夏に富栄養化による植物性プランクトンの大量発生(赤潮)に伴う光合成の異常な活性化によるものと推定される。大阪湾における赤潮発生件数の推移は、表2-13のとおり、最近は横ばい状態である。

また、南港魚釣公園地先海域におけるプランクトンの種の構成状況及び海水中の個体数は、表2-14に示すとおり、プランクトン数からみれば、10月を除いて「赤潮様状況」を呈している。プランクトンの優先種は珪藻類のスケルトネマであるが、5月には渦鞭毛藻類のプロセントラムが比較的多く、6月にはミドリムシ類のユーグレナ類が多いという傾向がみとめられた。

表2-11 大阪港湾水域水質調査結果(54年度)

No.	調査地点	類型	pH	DO (ppm)	BOD (ppm)	COD(ppm)		油分 (ppm)
						酸性法	アルカリ法	
44	No.5 ブイ跡 (No.3 ブイ北方)	C	7.7~8.5	6.5	3.1	4.7	2.1	ND
45	第一号岸壁	C	7.6~8.5	6.2	2.8	4.2	1.8	ND
46	No.25ドルフィン	C	7.8~8.8	7.6	2.4	4.3	1.7	ND
47	北港沖	C	7.9~8.9	7.4	2.3	3.6	1.7	ND
48	関門外	C	8.0~8.9	7.5	2.2	3.3	1.1	1
49	南港	C	7.6~8.4	6.0	2.0	3.7	1.1	ND
50	大阪港 C-3 (E 135°23'15" N 34°37'46")	C	7.9~9.1	8.3	-	4.3	2.1	ND

表 2-12 大阪港湾水域の水質及び環境基準不適率の推移

年 度	項目	C類型（環境基準・・・DO：2ppm以上，COD：8ppm以下）							
		DO				COD			
		平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (ppm)	測定数	不適数	不適率 (%)
48		4.8	96	1	1.0	-(3.3)	96	-	-
49		6.4	96	0	0	-(2.4)	96	-	-
50		5.4	96	2	2.1	-(2.2)	96	-	-
51		6.6	72	1	1.4	3.8(2.5)	72	0	0
52		6.6	72	0	0	3.7(1.7)	72	1	1.4
53		6.9	72	0	0	4.5(2.5)	72	5	6.9
54		7.1	84	0	0	4.0(1.7)	84	1	1.2
備 考		48～50年度は8地点 51～53年度は6地点 54年度は、府測点1地点を加え、計7地点で評価 COD欄（ ）内はアルカリ性法による測定値を示す。							

表 2-13 大阪湾月別赤潮発生件数の推移

年	発 生 件 数												年 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
48	3	2	5	3	4	4	3	6	5	2	2	-	39
49	3	-	5	8	5	5	5	8	5	5	1	-	50
50	2	2	6	7	7	6	4	4	5	3	2	1	49
51	2	2	5	7	5	7	5	6	6	4	2	3	54
52	2	2	2	4	3	4	4	4	3	3	2	1	34
53	1	2	4	5	6	4	2	4	5	4	-	1	38
54	1	1	2	3	6	7	5	7	2	3	-	1	38

(注) 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調べ

表 2-14 南港魚釣公園地先海域のプランクトン

単位：個/ml

月 プランクトン名	54. 5	6	7	8	9	10	12	55. 1	2	3	備考
(珪藻類)											
キートセロス類							100	r	r		
コシノディスカス類			r		r	r			r	r	
ディクテョカ類					r						
ユーカンビア スーディアカス							r				
ニッチエア セリアータ							r	r			
リゾソレニア類					200			r	r		
スケレトネマ コスタータム	4.5× 10 ⁵	1.8× 10 ⁴	1.4× 10 ⁵	8.0× 10 ³	1.2× 10 ⁵	100	1,300	2,600	5.0× 10 ⁴	1.5× 10 ⁴	
サラシオシーラ				1,700					100	150	
(渦鞭毛藻類)											
セラテウム フルカ							r				
セラテウム類				r							
ディノフィシス オバム	r										
ペリディニウム類	r		600	300	r					r	
プロロセントラム マイカンス	450	2,900									
プロロセントラム ミニナム	4,000	1,080	800	r		r					
プロロセントラム トリエステナム		2,100	r		200						
(ミドリムシ類)											
ユーグレナ類		1,900	150	r	250						
(せん毛虫類)											
ティンティノプシス類	r		50							r	

(注) 1. r : 5 個/ml 以下

2. 大阪市立環境科学研究所調べ

2. 水質モニタリングステーションにおける測定結果

46年以來、市内主要河川の10地点に水質モニタリングステーションを設置し、自動測定装置による河川水質の常時監視を行っている。

測定項目は、COD、DO、電気伝導度等7項目である。

50年度以降の経年変化は、表2-15のとおりであるが、過去5年間の濃度変動は総括的に見て横ばいないしは若干改善の傾向にある。

54年度の概況は下記のとおりである。

(1) COD

衛門橋、大川は昨年度と同じ濃度であるが、他の8箇所のモニタリングステーションでは、昨年度に比べてCOD値は低減している。

寝屋川水系は10ppmを超える高濃度であるが、淀川の水が流入する市内河川では、10ppm未満となっている。

(2) DO

下新庄を除く9ステーションにおいては、いずれも前年度よりもDO濃度は高くなっており、全体的に水質の改善が見られる。

寝屋川、道頓堀川では、有機物・バクテリアなどによる酸素消費に加え、川底に還元性物質（硫化物など）が堆積しているため、酸素が欠乏している状態を示している。

(3) 電気伝導度

電気伝導度（導電率）は、水の通電能力を測定することにより水中に存在する溶解性の物質を総括的に把握するものである。

汚染度が大きい寝屋川水系では500 $\mu\text{S}/\text{cm}$ 前後の値であるが、水のきれいな大川では190 $\mu\text{S}/\text{cm}$ である。

なお、下流の海域に近い各ステーションでは、海水中の塩化ナトリウム等塩分の影響で著しく高い値となっている。

表 2-15 水質モニタリングステーション測定結果・経年変化

(年度平均値)

水 域 名	測 定 点	項 目	年 度				
			5 0	5 1	5 2	5 3	5 4
神 崎 川	下 新 庄 (神 崎 川)	C O D (ppm)	12	9	9	10	8.3
		溶存酸素 (ppm)	29	4.8	3.4	5.6	5.4
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	294	315	414	389	300
	出 来 島 (神 崎 川)	C O D (ppm)	(26)	(20)	(15)	16	11
		溶存酸素 (ppm)	1.6	2.5	2.4	3.1	3.7
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)					
寝 屋 川	今 津 橋 (寝 屋 川)	C O D (ppm)	17	14	18	18	15
		溶存酸素 (ppm)	1.2	1.6	0.6	0.4	1.8
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	456	492	640	640	500
	京 橋 (寝 屋 川)	C O D (ppm)	16	12	16	16	14
		溶存酸素 (ppm)	2.7	2.8	2.8	2.7	3.1
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	420	426	578	499	450
	衛 門 橋 (平 野 川)	C O D (ppm)	21	19	17	19	19
		溶存酸素 (ppm)	0.8	0.5	1.0	0.7	1.1
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	436	447	565	441	530
大 阪 市 内 河 川	大 黒 橋 (道 頓 堀 川)	C O D (ppm)	10	11	15	10	7.6
		溶存酸素 (ppm)	1.2	1.7	0.9	0.6	1.7
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	395	695	-	12,300	7,100
	安 治 川 (安 治 川)	C O D (ppm)	(15)	(13)	(12)	9	5.2
		溶存酸素 (ppm)	5.6	4.9	8.6	4.3	4.8
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	4,930	5,040	15,600	12,600	7,200
	千 本 松 (木 津 川)	C O D (ppm)	11	10	8.6	6.2	5.2
		溶存酸素 (ppm)	1.6	2.2	1.4	1.7	2.5
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	(7,800)	20,850	32,000	31,100	23,300
	尻 無 川 (尻 無 川)	C O D (ppm)	9	10	12	7.0	6.6
		溶存酸素 (ppm)	3.3	3.0	3.0	1.8	3.2
		電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)					
大 川 (大 川)	C O D (ppm)		3.5	4.0	5.0	5.0	
	溶存酸素 (ppm)		8.3	7.5	7.0	7.6	
	電気伝導度 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)		152	169	199	190	

(注) 1. -印は欠測時間が2/3以上あるため平均値を算出しなかった。

2. ()は参考値

3. 底質調査結果

水中の浮遊物は、河床等に沈んでしドロとなって底質を汚染する。また、汚染された底質は、河川水の流動等により水中へまき上がり、溶存酸素を消費したり、濁りや悪臭の原因となる。水質汚濁と底質汚染は、表裏一体の関係にある。

54年度の底質調査結果は表2-16のとおりである。底質は採取位置のわずかな相違によって変動が激しいので、経年的な傾向は把握しにくい、有機物の堆積は依然として続いている。

表2-16 大阪市内河川底質調査結果

(ドライ値)

項目 地点名	含水率 (%)	pH	COD (ppm)	強熱減量 (%)	硫化物 (ppm)	カドミウム (ppm)
天神橋(右)	6.4	7.6	42,900	1.4	2,600	1.8
天神橋(左)	4.3	7.2	55,400	1.0	1,600	2.1
大黒橋	5.0	7.6	47,600	1.0	750	3.5
春日出橋	5.6	7.8	47,300	1.3	4,200	2.0
城見橋	4.5	7.4	55,200	1.4	1,200	6.5
本町橋	7.2	7.3	37,900	1.8	2,400	3.5
天王田大橋	5.9	7.5	54,100	1.9	140	2.1
睦橋	5.6	7.0	48,600	1.6	90	1.8
今津橋	6.6	7.2	47,700	1.7	760	3.1
京橋	5.2	7.1	48,500	1.2	540	1.9
神崎橋	2.4	8.0	18,000	4	10	2.6

項目 地点名	シアン (ppm)	有機リン (ppm)	鉛 (ppm)	六価クロム (ppm)	ヒ素 (ppm)	総水銀 (ppm)	アルキル水銀 (ppm)
天神橋(右)	15	<0.1	120	<0.1	12	1.2	0.006
天神橋(左)	35	<0.1	220	<0.1	18	2.8	0.004
大黒橋	5.2	<0.1	250	<0.1	15	1.0	0.015
春日出橋	4.5	<0.1	230	<0.1	15	1.2	0.032
城見橋	21	<0.1	220	<0.1	16	0.98	0.025
本町橋	63	<0.1	260	<0.1	12	1.3	0.016
天王田大橋	34	<0.1	160	<0.1	9.7	0.30	0.087
睦橋	11	<0.1	180	<0.1	8.1	0.17	0.014
今津橋	4.6	<0.1	210	<0.1	12	0.46	0.028
京橋	8.3	<0.1	150	<0.1	13	0.66	0.008
神崎橋	<0.5	<0.1	200	<0.1	17	1.2	0.002

(試料採取：昭和54年6月4日)

第 3 節 水質汚濁防止対策

水質汚濁の防止、河川・港湾等の環境整備、さらには美しい水辺をとりもどすため、48年3月、クリーンウォータープランを策定し総合的な施策を実施している。

本計画の根幹をなす下水道の整備については、54年度末で95.5%の排水処理区域面積を示し、さらに処理区域の拡大を図るとともに、高級処理施設の増設、処理方法の効率向上等を進めている。また、工場排水等については、水質汚濁防止法及び大阪府公害防除条例等に基づき、公共用水域に排出される排水の規制、指導の強化を図ってきたが、55年7月から瀬戸内海等の閉鎖性水域を対象として総量規制が実施され、これの効果を把握するため水質常時監視システムの整備を進めており、54年4月から一部稼働を開始している。

このほか、河川・港湾の堆積汚泥の除去、浮遊ゴミの収集・除去、水門操作による水質浄化、河川公園の整備等とともに市民参加による河川愛護の推進や不法投棄防止のPR等により、水質の浄化と環境の整備に努めている。

一方、水質汚濁問題は流域全体の問題であるとの観点から、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」をはじめとする各種の協議会に参画し、広域的な対策を協議し、国等に対し要望しているが、特に上流府県市に対しては、市内河川への流達負荷の軽減を図るための公共下水道、流域下水道の整備促進を強力に働きかけている。

なお、水質に係る環境基準達成後においても、魚類の生息する程度の河川に回復するための河川浄化長期目標を設定し、長期的、総合的な水質汚濁防止と対策をさらに推進する必要がある。

1. 法律・条例による規制

(1) 公共用水域への排水の規制

ア 濃度規制

公共用水域へ排水を排出する工場・事業場の排水規制は、水質汚濁防止法の規定に基づき、全国一律の排出基準の適用では環境基準を達成することが困難な水域については、条例により、より厳しい上乗せ排水基準を設定し得ることとなっている。

大阪府条例による上乗せ排水基準は、49年に改正され、48年10月

に制定された瀬戸内海環境保全臨時措置法によって大阪府に割当られた産業排水に係るCOD汚濁負荷量を達成するため、総量規制を加味して、水域別、業種別、水量別等のランクに応じてきめ細く設定している。

また、瀬戸内海環境保全臨時措置法は水質汚濁防止法の手続関係を強化し、許可制をとり入れ、事業者对环境影響事前評価の義務付け、許可申請の概要の告示・事前評価の縦覧などを主たる内容としている。

イ 総量規制

53年6月、「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が公布され、瀬戸内海環境保全臨時措置法は、CODの総量規制、リンの削減指導、自然海浜の保全等の内容を追加し、「瀬戸内海環境保全特別措置法」と変更された。水質汚濁防止法では、当面CODを指定項目として、瀬戸内海とともに東京湾、伊勢湾の広域的な閉鎖系水域に対して、従来の濃度規制と併行して総量規制が導入されることとなった。

CODの水質総量規制は、56年を中間目標、59年を最終目標年度として産業排水、生活排水、山林農地排水等すべての汚濁負荷量を統一かつ効果的に削減することを目標としたものである。この一環として54年6月、国において、総量削減基本方針が策定され、瀬戸内海における削減目標量が産業系517t/日、生活系666t/日、その他系100t/日と定められ、大阪府に対して、232t/日の削減目標量が割り当てられた。これにもとづき府において、55年3月、総量削減計画が策定され削減の目標、方途、総量規制基準(C等の値)が示された。

総量規制基準は、排出水が平均50m³/日以上の特定期間(指定地域内事業場)に対して適用される1日あたりの許容限度で、既設の工場・事業場については56年7月1日から、新增設については、55年7月1日より適用される。

このほか、総量規制を担保するため、事業者に対して、排出水の汚濁負荷量の測定、記録が義務付けられ、その測定手法については、あらかじめ届出でることとなっている。特に、排出水が400m³/日以上(工場・事業場)は、水量、水質ともに、自動計測器により計測することが義務づけられている。

(2) 公共下水道への排出水の規制

昭和51年5月下水道法の改正により、特定施設を有する工場・事業場(特定事業場)の排水規制については、有害物質等下水処理場で処理できない物質については、水質汚濁防止法と同じ全国一律の排出基準が設定された。また、処理場で処理できるBOD、SS等の排水基準については、排水量が50㎡/日以上 of 工場・事業場について法に定める範囲内で条例を定め、規制を行っている。

上記以外の特定事業場からの排水や、特定事業場以外の工場・事業場からの排水についても、大阪市下水道条例により、一定の基準を超える排水については、量の多少にかかわらず、すべての工場・事業場に除害施設の設置を義務付けている。

また、本市では、水質使用料制度を採用しており、BOD(又はCOD)、SSについては、月1,250㎡以上の工場・事業場に対して、その水質に応じて水質使用料を徴収している。

2 クリーンウォータープランの推進

市内河川の総合的な水質汚濁対策として、48年3月クリーンウォータープランを策定した。この計画は大阪地域公害防止計画との調和を図りつつ、工場排水規制、下水道整備、河川港湾のしゅんせつ、河川監視体制の整備及び浮遊塵芥等の除去ならびに、河川環境の整備を、56年度を最終目標に、総合的かつ段階的に推進するものである。

一方、河川浄化にかかる各般の事業を強力かつ円滑に推進するために、49年6月に大阪市河川浄化対策本部を設置して次の事業をとりくんでいる。

(1) 応急対策

① 河川・水路・港湾等の浚渫

河川等に堆積したヘドロは船舶の航行のさまたげになるだけでなく、水中の溶存酸素を消費して水質汚濁の原因になったり、悪臭を発生して生活環境を損うので、河川、水路、港湾等広範囲にわたって浚渫を実施。

② 河川・水路・港湾の清掃

家庭や工場・事業場から出るゴミの一部がしばしば河川等に不法投棄され、水面の美観が著しく損われるため、河川等に浮遊するゴミを除去する清掃活動、河川敷等の雑草の処理、不法沈没船の処理などの事業を実施。

③ 不法投棄防止対策

河川等へのゴミ等の不法投棄を防止するため、ネットフェンスを設置し、監視船による河川及び港湾の不法投棄の監視、浄化PRを実施。

④ 河川愛護推進員制度

市民参加による河川環境保全対策として河川愛護推進員制度を設け、市内主要河川ごとに不法投棄の監視・通報、河川浄化の啓発活動等を実施。

⑤ 水質監視および工場排水規制

法・条例に基づく監視、規制の徹底と総量規制制度の導入に伴う負荷量監視システムの確立。

⑥ 河川浄化に関する調査研究

(2) 恒久対策

① 下水道整備

国の第4次5カ年計画に呼応して、大阪市第3次下水道整備5カ年計画を実施。

② 東横堀川・道頓堀川の河川浄化作戦

東横堀川浄化水門の操作により、汚濁の著しい寝屋川の水の流入を阻止し大川の浄化用水を導入するとともに、マイクロストレーナによる河川水のろ過、噴水によるエアレーションを実施。

③ 今川・駒川対策（親水河川対策事業）

今川・駒川は、流域の下水道整備に伴い、水源が涸渇しているため両河川の維持用水として平野下水処理場の三次処理水を導入し、せせらぎの復活を図る予定。

④ 農業用水路移管事業

不用になった水路を目的外使用へ移管するため水路調査及び水路台帳の作成。

3 規制指導

(1) 公共用水域への排出水の規制

昭和54年度は公共用水域放流工場119工場に対し、有害物質を排出する恐れのあるもの、及び大排水量の工場等について重点的に立入調査を実施した。その際、各工場等の排水口から検体採取を行い、必要な検査分析を実施して、排水基準の遵守状況を監視した。その結果基準違反処分件数は表2-17のとおりである。また、法条例に基づく届出受理状況は表2-18の

とおりである。

表 2 - 1 7 工場立入指導状況

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

	立入工場数	不適工場数	命令件数	勧告件数	その他指示
法 対 象	238	35	3	2	30
条 例 対 象	22	1	0	0	1
合 計	260	36	3	2	31

(注) 法 対 象 : 瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法対象工場
 条例対象 : 大阪府公害防止条例対象工場

表 2 - 1 8 水質関係法条例届出受理状況

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

区 別	法令別	瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法	水質汚濁防止法	大阪府公害防止条例
北		4	7	7
大 淀			1	
此 花		6	3	3
港			1	
大 正		9		4
淀 川		1		
西 淀 川		7	1	2
城 東		2		
東		2	1	
旭		1		
鶴 見		7	12	3
住 之 江		1	2	3
住 吉			1	
東 住 吉			1	
平 野		3	25	6
計		43	55	28

(2) 下水道に係る工場排水規制

市内公共下水道整備区域内の約3万の事業場のうち、処理施設及び除害施設を設置する必要のある事業場及び設置済の事業場について、特に、金属製品製造業、化学工業等を重点に立入り調査を行い、排水基準の遵守状況を監視した。その結果水質違反事業場について、維持管理の徹底、施設の改善等

を指導した。

また、施設改善等の経費については、一部本市の公害防止設備資金融資を
 斡旋している。

表 2 - 1 9 工場立入指導状況

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

立入工場数	不適工場数	排 水 の 一時停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
延 6,641	551	1	29	172	349

(3) 検査分析業務

法・条例にもとづく規制業務に伴う工場等に対する立入調査の際採取した
 検体、環境調査及び公害に係る苦情ならびに事故発生時における原因調査な
 どのため、工場・事業場排水、河海水、底質等について、BOD、COD、
 油分等の一般項目、水銀、クロム等の重金属、燐、窒素等の栄養塩類につい
 て表 2 - 2 0 のとおり検査分析を行った。

表 2 - 2 0 検査検体数及び検査件数

(5 4 年 4 月 ~ 5 5 年 3 月)

検 体 数	検 査 件 数			
	工場・事業場排水	河 海 水	底 質	計
4,202	14,988	788	43	15,819

(4) 工場排水依頼検査

水質汚濁防止法及び大阪府公害防止条例ならびに下水道法にもとづき、特
 定施設を有する総ての排水工場等に水質測定義務が課せられ、これによって
 各排水事業者は各自の排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しなければ
 ならなくなった。本市では 4 5 年 8 月から、東成、港、住之江の各保健所で、
 また 4 6 年 9 月から北保健所においても検査機能の整備、拡充をはかり、一
 般企業からの工場排水等の依頼検査を 3 1 項目にわたり実施している。検査
 受託件数は表 2 - 2 1 のとおりである。

表 2 - 2 1 年度別検査受託件数

	4 6	4 7	4 8	4 9	5 0	5 1	5 2	5 3	5 4
1 臭 気	61	38	135	400	238	65	86	81	80
2 色	57	41	141	399	325	66	92	118	84
3 有機水銀確認	3	2	2	2	0	2	1	0	0
4 水素イオン濃度 (pH)	691	713	2,011	3,806	3,965	3,190	2,475	2,073	2,119
5 浮遊物質量	1,371	1,386	1,763	3,254	3,219	2,536	2,210	1,785	1,568
6 化学的酸素要求量	1,035	813	926	1,853	2,294	1,737	1,555	1,268	1,461
※7 沃素消費量	—	—	—	—	—	202	164	122	205
8 生物化学的酸素要求量	1,459	1,585	1,702	2,875	2,894	2,367	2,081	1,726	1,764
9 フェノール類含有量	94	106	136	251	238	198	111	120	174
10 シアン含有量	736	741	1,268	1,822	1,820	1,238	784	632	561
11 クロム含有量	604	624	1,327	2,056	2,165	1,432	902	550	648
12 ほうり素含有量	7	12	24	35	76	57	71	96	58
13 亜鉛含有量	286	407	1,052	1,744	1,733	1,318	869	688	705
14 マンガン含有量	89	62	82	228	229	213	145	75	81
15 ふっ素含有量	22	69	100	107	165	157	155	170	125
16 カドミウム含有量	116	120	260	451	374	329	323	457	335
17 鉛含有量	158	168	328	420	458	427	364	441	397
18 クロム (六価) 含有量	298	416	943	1,615	1,866	1,252	818	674	666
19 銅含有量	134	302	742	1,148	1,344	991	567	323	369
20 鉄含有量	105	445	1,299	1,936	1,780	1,485	1,000	642	636
※21 ニッケル含有量	—	—	—	—	—	135	83	36	21
※22 スズ含有量	—	—	—	—	—	3	4	2	1
※23 アンチモン含有量	—	—	—	—	—	2	4	0	1
24 大腸菌群数	25	68	170	374	395	79	144	88	74
25 油含有量	642	904	1,184	2,018	2,215	2,062	1,755	1,961	1,829
26 ビ素含有量	70	61	101	120	143	130	153	267	249
27 有機リン含有量	42	46	37	40	52	32	40	222	194
28 総水銀含有量	53	50	77	124	140	151	166	284	233
29 有機水銀 (ガスクロ) 含有量	31	36	46	59	58	41	67	208	188
30 有機水銀 (薄層) 含有量	30	0	0	0	0	0	0	1	0
※31 P C B 含有量	—	—	—	—	—	80	79	258	273
計	8,219	9,215	15,792	27,137	28,235	22,027	17,268	15,373	15,149

(注) 米印は、昭和51年度から追加された分析項目である。

4 下水道整備

(1) 下水道の普及状況

水質汚濁防止対策のうち最も主要なものは下水道整備である。

本市の下水道普及状況は次のとおりであり、下水処理区域及びその推移は図2-7、2-8のとおりである。

(昭和55年3月31日現在)

	数 量	備 考
処 理 面 積	17,585 ha	排水処理区域面積普及率 95.5% (市街地面積18,410 ha)
下水管渠延長	4,037 km	処 理 人 口 普 及 率 97.8%
処 理 場	12カ所	処 理 能 力 2,570,000m ³ /日
抽 水 所	59カ所	

(2) 下水道整備対策

ア 大阪市第3次下水道整備5カ年計画について

本市の下水道整備は前回の5カ年計画事業(47年度～51年度)の進捗により大巾な躍進を遂げたが、水質環境基準の達成・維持や浸水区域の解消などを図るため、国の第4次5カ年計画の発足に呼応して新しい事業計画を策定し、整備事業を実施している。

① 計画内容

- ・ 水質環境基準の達成・維持
処理場の高級化完成、超高級処理・平野処理場三次処理の実施
- ・ 浸水の解消・その他
- ・ 流域下水道の進展にともなり処理区域の拡大

② 計画概要

- ・ 計画年次 52年～56年
- ・ 事業量

管渠布設	400 km
抽水所新增設	25カ所
処理場拡張等	12カ所

イ その他

- ① 監視体制強化のための測定方法及び機器の充実
- ② 工場排水の工場内循環使用を含む高度利用、処理方法の確立
- ③ 効果的な汚泥の処理処分法の開発
- ④ 省資源、省エネルギーの検討

図 2 - 8 下水処理区域図

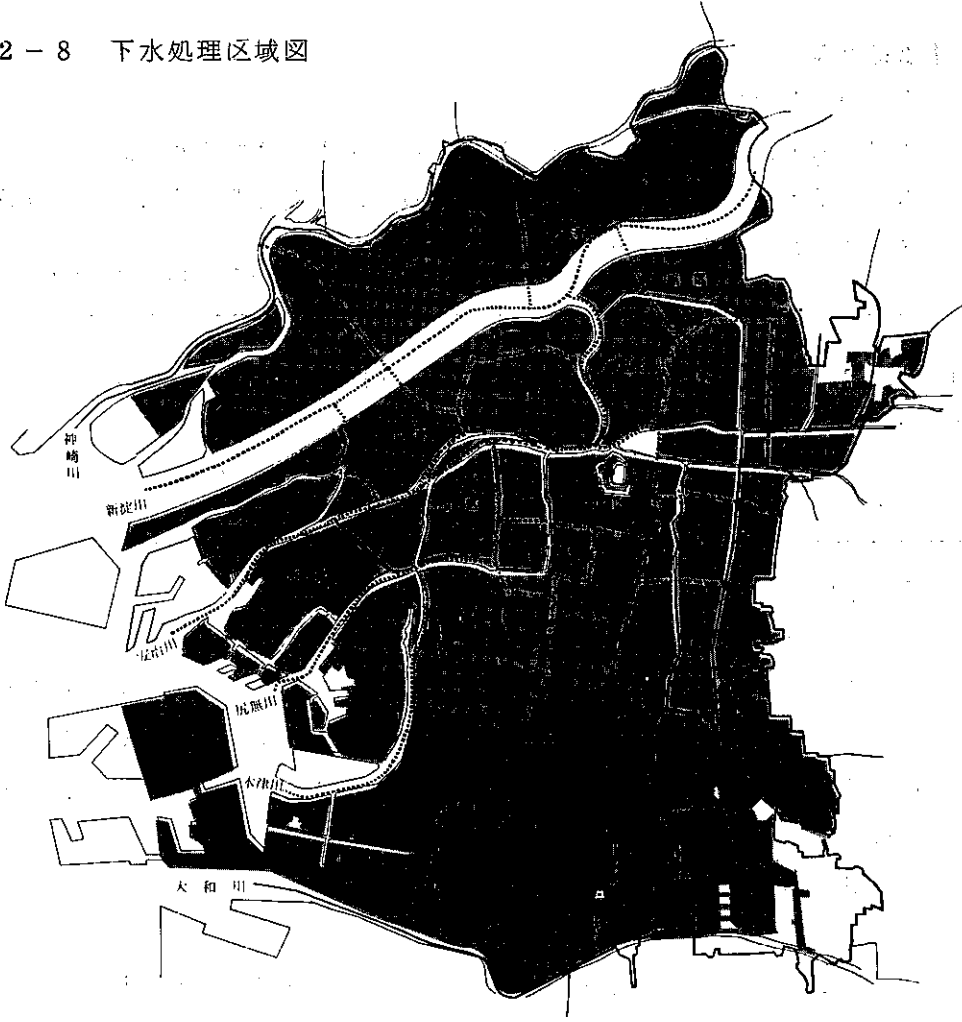
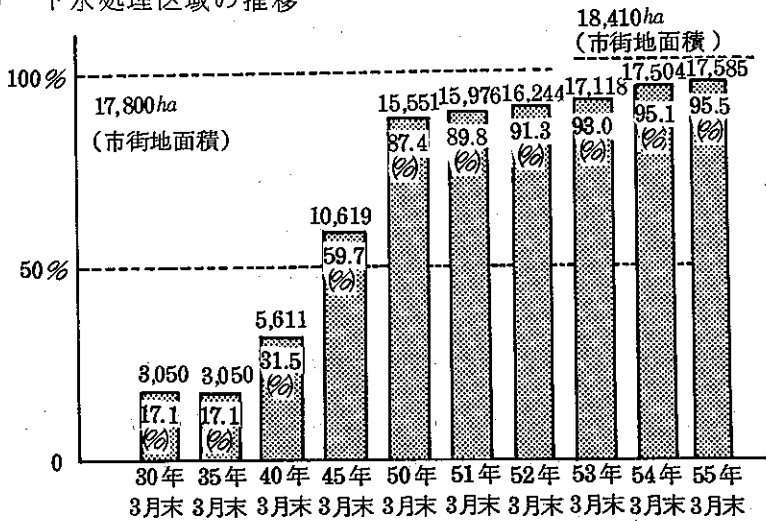


図 2 - 9 下水処理区域の推移



5 水質常時監視システムの整備

53年6月13日、「瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が公布され、54年6月12日から施行された。

これにともなって、水質総量規制が適用される瀬戸内海等の指定地域内の一定規模以上の特定事業場においては、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定記録義務が課せられることとなり、これら一連の規制強化措置と相まって、水質総量規制制度の円滑かつ適確な推進のための水質常時監視システムの整備が必要となった。

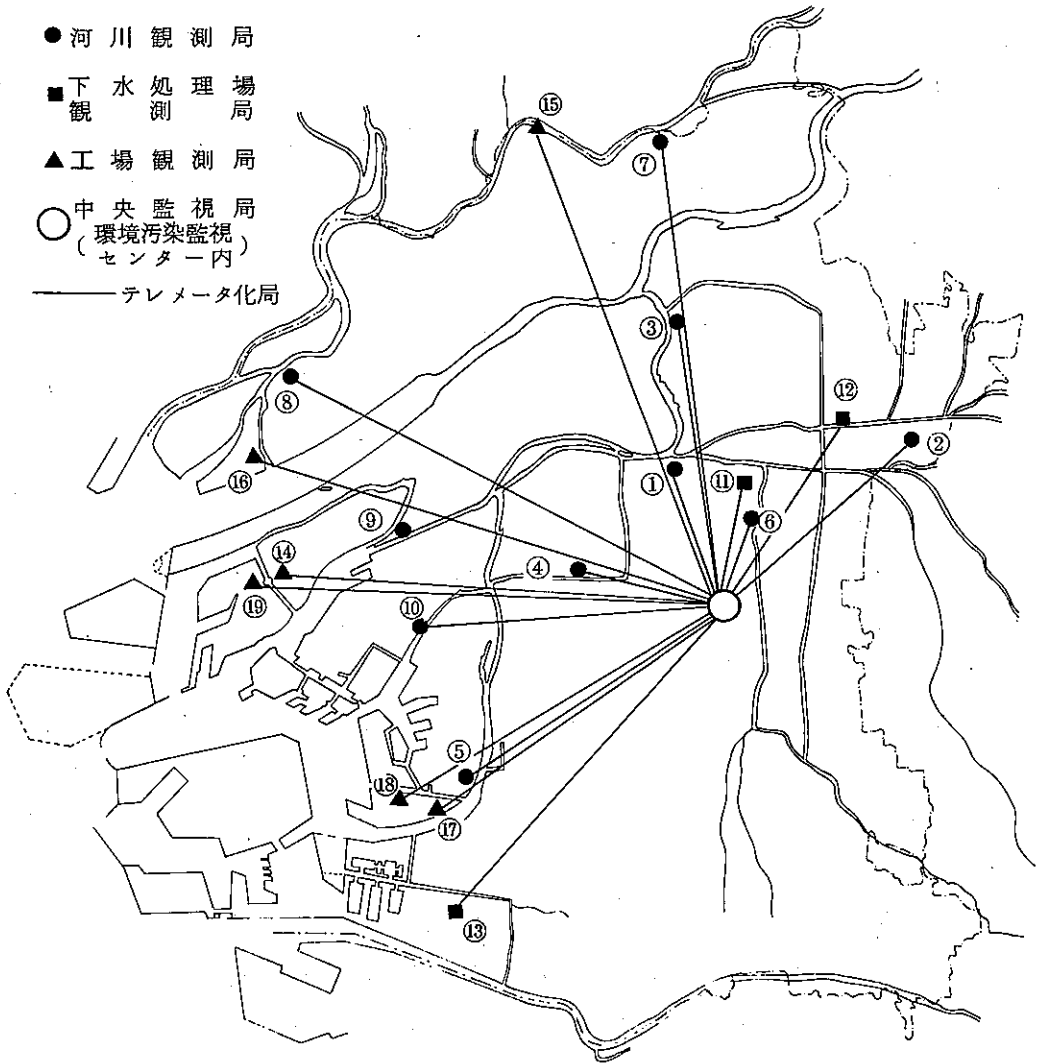
このため、本市では環境庁の「負荷量監視モデル事業」による国庫補助を受け、全国に先がけてその整備を進めてきたが、54年3月末にその一部を完工し4月から運転に入っている。

このシステムは、発生源観測局として、日排水量1,000 m^3 以上の10工場と下水処理場13カ所の合計23特定事業場の排水を監視することにより市内から発生する汚濁負荷量の大部分を把握するとともに、10カ所の河川観測局（水質モニタリングステーション）によりその水質改善効果の判定を行うものである。

53年度は、工場5カ所、下水処理場2カ所に負荷量自動測定機器を新設し5カ所の水質モニタリングステーションにおける水質自動測定装置とあわせてテレメータ化を図るとともに環境汚染監視センター内に、中枢となる中央監視局設備を新設した（図2-10）。

なお、54年度は工場・下水処理場各1カ所、水質モニタリングステーション4カ所の合計6カ所のテレメータ化を行ったが、55年度以降も引続き観測局を増設することにより、システムの拡充強化を図る計画である。

図 2 - 1 0 水質常時監視システム配置図



区分	局名	測定または演算項目	測定機 設置年度	テレメータ 化年度	区分	局名	測定または演算項目	測定機 設置年度	テレメータ 化年度
河川 観 測 局	① 京橋	COD、DO、PH、水温、溶酸素気伝導度、酸化還元電位	48	53	河川 観 測 局	⑧ 出来島	同	46	54
	② 今津橋	同	45	53		⑨ 安治川	同	47	—
	③ 大川	同	50	53		⑩ 尻無川	同	49	54
	④ 大黒橋	同	45	53		下観 水 処 理 場 局	⑪ 中浜西	排水流量、COD、紫外線吸収光度、汚濁負荷量	53
	⑤ 千本松	同	48	53	⑫ 今福		同	53	53
	⑥ 衛門橋	同	47	54	⑬ 住之江		排水流量、紫外線吸収光度、汚濁負荷量	54	54
	⑦ 下新庄	同	46	54	工場 観 測 局	(6局)	排水流量、CODまたは紫外線吸収光度、汚濁負荷量	53 54	53 54

第 3 章

騒音・振動

第3章 騒音・振動

第1節 騒音の要因

騒音公害は、工場・事業場をはじめ建設作業、各種交通機関など発生源が多種多様であり、しかも発生源と住居とが接近していることによつて多くの苦情が発生し、54年度では865件と全苦情の約43%を占めている。

騒音の影響は「うるささ」による直接的な生活妨害が主であるが、騒音が聞く人によつて「好ましくない音」あるいは「ない方がよい音」と定義されているとおり、人の主観的判断に委ねられている一面を含んでいるため、この問題の解決を困難にしている場合も多くみられる。

騒音公害は、発生源の種類、規制の仕組み等から次のとおり大別することができる。

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 工場・事業場騒音 | ④ 鉄道騒音 |
| ② 建設作業騒音 | ⑤ 航空機騒音 |
| ③ 自動車騒音 | ⑥ その他（生活騒音、低周波騒音） |

1. 工場・事業場騒音

工場・事業場騒音は、工場をはじめ事務所、商店などの事業活動によつて発生する騒音をいい、その影響は通常、発生源に近接した地域に限られ、多発性かつ局地性が特徴といえる。

工場・事業場に設置する施設のうち特に大きな騒音を発生する施設（表3-1）については、騒音規制法及び大阪府公害防止条例で届出が義務づけられている。

55年3月末現在における騒音発生施設の届出状況は、18,235 工場で、これを業種別及びメッシュ分布でみると表3-2、図3-1のとおりであるが、最近の騒音公害をみると、中小零細工場や事業場、商店などが発生源となる場合が多く、騒音源についても、カラオケ騒音の例にみられるように人声、楽器など設備騒音以外のものが増える傾向にある。

表 3 - 1 騒音・振動関係特定(届出)施設一覧表

施設名	騒音		振動		備考	施設名	騒音		振動		備考
	法	条	法	条			法	条	法	条	
金属加工機械						木材加工機械					
圧延機械	22.5kW	○		○		ドラムパーカー	○	○	○	○	
製管機械	○	○		○		ナツパー	2.25kW	○	2.2kW	2.2kW	
ベンディングマシン	※3.75kW	○		○	※ロール式に限る	砕木機	○	○			
液圧プレス	※○	※○	※○	○	※矯正プレスを除く	帯のこ盤	※○	○			※製材用15kW 木工用2.25kW
矯正プレス		○				丸のこ盤	※○	○			※製材用15kW 木工用2.25kW
機械プレス	※30ton	○	○	○	※呼び加圧能力	かんな盤	2.25kW	○			
せん断機	3.75kW	○	1kW	○		立のこ盤		○			
鋸造機	○	○	○	○		抄紙機	○	○			
ワイヤーフォーミングマシン	○	○	37.5kW	○		印刷機械	※○	※○	2.2kW	※○	※原動機を用いるもの
プラスチック	※○	○			※タンブラスト以外の もので密閉式を除く	合成樹脂用加工機械					
タンブラー	○	○				射出成形機	○	○	○	○	
自動旋盤		※○			※棒材作業に限る	その他の合成樹脂用 成形加工機械		○		○	
高速切断機		○				鋳造型機	※○	○	※○	※○	※ジョルト式に限る
平削盤		○		○		ニューマチックハンマー		○			
型削盤		○				遠心分離機		※1.2m		※1.2m	※直径
研摩機		※○		※○	※工具用を除き、亜鉛 版研磨機以外は2台以上	かくはん機		○			
自動やすり目立機		5kW				ロール機		○	※3.0kW	○	※ゴム練用又は合成樹脂用 でカレンダーロール機以外
メタルラス製造機				○		自動製瓶機		○			
圧縮機及び送風機						石材引割機		○			
空気圧縮機 及び送風機	7.5kW	3.75kW	※7.5kW	※7.5kW	※空気圧縮機のみ	糖衣機		○			
圧縮機		※○	※7.5kW	※7.5kW	※冷凍機用を除く	ドラムカン洗浄機		○			
粉砕機						ロータリーキルン		○			
土石用等の破砕機等	7.5kW	○	7.5kW	○		紙工機械		○		○	
土石用等以外の 破砕機		○		○		オイルバーナー		※○			※ロータリー、ガンタイプ を除く
穀物用製粉機	※7.5kW	※7.5kW		○	※ロール式に限る	キューボラ		○			
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機 その他の用に供する 粉砕機等		○		※○	※食品加工用含む	電気炉		○			
織機						工業用動力マシン		※○			※3台以上
織機	※○	※○	※○	※○	※原動機を用いるもの	フースナ自動植付機		○			
紡績機械		○				スチームクリーナー		○			
編組機		※○			※2台以上	天井走行及び門型 走行クレーン		7.5kW		7.5kW	
蒸糸機		○				クレーンタワー		0.75kW			
建設用資材製造機械						葉じん装置		○			
コンクリート ブロックマシン			※2.95kW	※2.95kW	※合計出力	冷凍機		※○		※7.5kW	※パッケージ形エアークン デシヨナーを除く
コンクリート管・柱 製造機			※1.0kW	※1.0kW	※合計出力						
コンクリートプラント	※0.45m ³	○		○	※混練容量						
アスファルトプラント	※200kg	○			※混練重量						

※印は条件付を示す。
7.5 kW は 7.5 kW 以上を意味する。

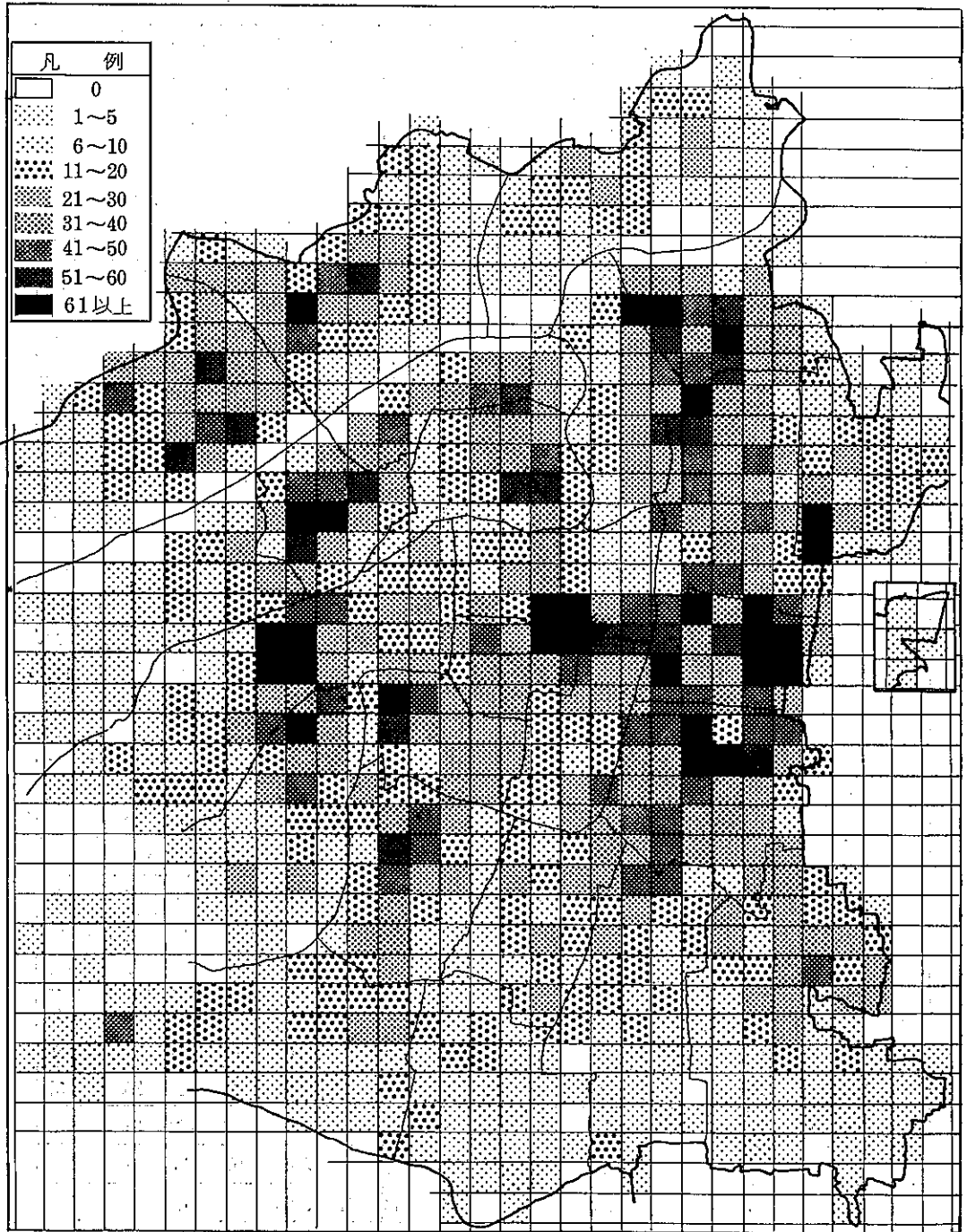
表 3 - 2 業種別届出工場数

(昭和54年度末現在)

業種 区名	1. 食料品製造業	2. 繊維工業	3. 木材製品工業	4. パル製品製造紙業	5. 出版連産印刷業	6. 化学産業	7. ゴム製造品業	8. 窯製品製造土石業	9. 鉄鋼業	10. 非製鉄金業	11. 金製属製品業	12. 機製械造器具業	13. ビサービス業	14. そ製の他の業	計
北	47	58	30	9	159	4	0	11	0	4	43	21	572	62	1,020
都島	14	76	12	27	68	7	4	7	1	5	82	14	60	25	402
福島	33	164	39	12	46	14	5	8	5	7	141	25	93	57	649
此花	11	10	17	0	8	17	1	10	3	11	88	51	106	35	368
東	13	27	22	46	238	7	1	1	2	2	41	1	904	40	1,345
西	14	12	34	4	50	2	3	3	48	19	219	61	215	63	747
港	39	7	16	2	3	5	0	22	6	5	243	27	68	31	474
大正	10	4	85	1	7	21	1	11	37	14	242	81	55	34	603
天王寺	14	30	19	20	153	9	0	1	0	1	98	10	63	41	459
南	38	27	20	32	83	7	3	4	10	9	53	12	392	103	793
浪速	62	12	70	10	64	4	3	7	21	21	120	39	135	54	622
大淀	13	88	16	13	59	18	6	28	1	6	95	16	57	48	464
西淀川	22	27	55	19	14	28	3	17	39	26	445	87	41	57	880
淀川	24	25	26	13	13	55	4	13	53	27	249	202	152	16	872
東淀川	9	87	14	8	13	26	5	15	5	4	81	26	94	20	407
東成	22	21	34	24	112	24	19	8	51	21	404	138	77	50	1,005
生野	124	35	53	48	83	20	46	10	68	22	486	97	79	163	1,334
旭	71	219	44	45	66	19	2	21	17	8	196	69	133	55	965
城東	75	149	18	58	86	58	8	36	45	12	353	103	121	45	1,167
鶴見	27	27	14	25	21	40	9	9	26	15	137	37	45	36	468
阿倍野	58	34	24	19	56	9	0	5	1	0	55	14	82	26	383
住之江	53	14	124	1	16	7	1	1	10	3	137	30	104	28	529
住吉	61	19	9	4	9	4	2	5	0	1	44	3	71	25	257
東住吉	88	27	31	11	58	11	4	5	0	4	133	15	69	68	524
平野	33	41	40	29	44	33	14	19	16	8	305	46	68	101	797
西成	19	13	61	11	29	25	6	15	32	22	295	28	86	59	701
計	994	1,253	927	491	1,558	474	150	292	497	277	4,785	1,253	3,942	1,342	18,235

図 3 - 1 騒音届出工場のメッシュ分布

(昭和54年度末現在)



2. 建設作業騒音

建設作業には、杭打ち、ブレーカーなど大きな騒音を発生する作業が多く、これらは、作業期間が短かく一過性のものではあるが、騒音が大きく、住宅等の密集地において問題となる。

建設作業のうち騒音規制法及び大阪府公害防止条例により規制の対象としている作業（特定建設作業）は、表3-3に示す8種類である。

表3-3 特定建設作業

特定建設作業 種 類	該 当 法 条 例			
	騒音規制法	振動規制法	大阪府公害防止条例 (騒音)	大阪府公害防止条例 (振動)
1. くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打 くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用 する作業。	○ (アースオーガー を併用する 作業を除く)	○	○ (アースオーガー を併用する 作業を除く)	○
2. びょう打機を使用する作業	○		○	
3. さく岩機を使用する作業（作業拠点から連続的に移 動する作業にあつては、1日における当該作業に 係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない 作業に限る。）	○		○	
3. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日に当該作業に係る2地点間の最大距離が50メー トルをこえない作業に限る。）	○	○	○	○
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであ つて、その原動機の定格出力が15キロワット以上 のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力と して使用する作業を除く。）	○		○	
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立 方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント （混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限 る。）を設けて行なう作業（モルタル製造するためにコ ンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）	○		○	
6. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系 掘削機械を使用する作業			○	○
7. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が 連続的に移動する作業にあつては、1日における当 該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを こえないものに限る。）			○	
8. 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		○	○	○
舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に 移動する作業にあつては、1日における当該作業に 係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない 作業に限る。）		○		○

3. 自動車騒音

自動車騒音は、騒音が大きく、しかも終日続き、特に幹線道路沿線地域においては、交通量が多いことに加えて大型貨物車等の通行が激しいため、その影響が顕著にみられる。

市内の幹線道路は、都心部では概ね500m、周辺部では1～2kmの間隔で配置され、ほぼ格子状の道路網を構成している。また、幹線道路の路線長は表3-4に示すとおり概ね400kmにも及んでおり、その約1/3が住居系地域を通過している。

一方、高速道路は、本市では39年に阪神高速道路の市内環状線が部分開通して以来、現在までに7路線が開通、1路線が部分開通しており、全路線長は約60kmとなっている。

表3-4 用途地域別の路線長(52年度末現在)

(単位: km)

用途地域	路線長		
	合計 (%)	幅員18m未満	幅員18m以上
住居系地域	257 (32.2)	37 (4.6)	220 (27.6)
商業系地域	353 (44.3)	15 (1.9)	338 (42.4)
工業系地域	187 (23.5)	28 (3.5)	159 (20.0)
市内全体	797 (100)	80 (10.0)	717 (90.0)

(注) ここでは路線長を道路沿道両側の距離で計算しているが、実際の路線長は数値の1/2である。従って、供用区間の市内合計は398.5kmとなる。

4. 鉄道騒音

鉄道騒音は主として車輪とレールの摩擦、レールの継ぎ目やポイントにおける衝撃、軌道敷や鉄橋等の振動などにより発生し、沿線地域に騒音被害を与えている。

市域内における鉄道は、国鉄在来線及び私鉄各社線等が都心部から放射線状に拡がり、また都心部では市営地下鉄及び国鉄環状線が縦横に貫通し、さらに市域北部には新幹線が走行している。

鉄道の構造別路線長は、表3-5に示すとおり高架区間107km、平面区間96km、地下区間70kmで全長273kmとなっており、最近では高架化が進んで平面区間が減りつつある。

用途地域別の路線長は表 3-6 のとおり各地域とも概ね同程度の路線長となつている。

表 3-5 各種鉄道の構造別路線長(52年度末現在)

(単位: km)

種別	路線名	国 鉄			私 鉄		市 営 地下鉄	計
		新幹線	在来線	貨物線	一 般	路面電車		
全 長		11	58	44	67	17	76	273
高 架		11	40	11	35	0	10	107
平 面		0	18	33	28	17	0	96
地 下		0	0	0	4	0	66	70

表 3-6 各種鉄道の用途地域別路線長

(単位: km)

用途地域	路線名	国 鉄			私 鉄		市 営 地下鉄	計
		新幹線	在来線	貨物線	一 般	路面電車		
住居系地域		10	35	36	64	25	1	171
商業系地域		2	45	9	39	8	18	121
工業系地域		10	36	43	31	1	1	122
市内全体		22	116	88	134	34	20	414

(注) 1. 路線長は、沿線両側の距離を示す。

2. 地下鉄は地下区間を除く。

5. 航空機騒音

本市は大阪国際空港の着陸コースに当っており、39年にジェット機が就航して以来、航空機公害が大きな問題となつている。

航空機騒音は騒音が大きく、しかも上空で発生するために影響範囲が大きいことが特徴といえる。

大阪国際空港における着陸機数は、現在、1日約170便、着陸時間帯は7～21時であるが、特に19～21時の2時間の間に発着量の約20%が集中している。

6. その他の騒音

その他の騒音としては、生活騒音と低周波騒音があげられる。

生活騒音は、ピアノ、ステレオ、クーラー、ペットの鳴声など市民の日常生活に伴って発生するものをいう。

また、低周波騒音は耳に聞こえない低周波の音波で圧縮機、ボイラー、振動ふるい、コンベヤ等から発生し、建具、家具等の振動による二次的騒音を発生させるほか、耳鳴・吐き気・頭痛などを伴うなどの特徴があるといわれているが、現在のところ発生原因・影響等解明しなければならない問題が多く残されている。

なお、身近な騒音の例について、図3-2にその大きさの目安を示した。

図3-2 身近な騒音の例と騒音レベル

個々の騒音	騒音の大きさ	平均的な騒音
	130ホン	
競技用ピストル音	120	
ブレーカーの騒音	110	
鉄橋、ガードの騒音	100	
大型トラックの騒音	90	
電車内の騒音	80	主要幹線道路の沿線
電話のベル	70	工場密集地
普通の会話	60	市街地
家庭用クーラー	50	静かな住宅地(昼)
内緒話	40	
木葉のふれあう音	30	静かな住宅地(夜)

第 2 節 騒音公害の現況

1. 市内における騒音の概況

本市では、市内における騒音の概況について環境騒音調査を実施して実態把握に努めている。54年度の調査結果では、幹線道路沿線を除く、いわゆる「地域騒音」の概況は次のとおりである。

- ① 市内の昼間における騒音の大きさは、図3-3のとおり概ね45～65ホンの範囲で平均値は56ホンである。
- ② 騒音源としては、図3-4のとおり自動車騒音及び工場騒音が大きな比率を占めている。

図3-3 地域騒音の騒音レベル別頻度分布(昼間)

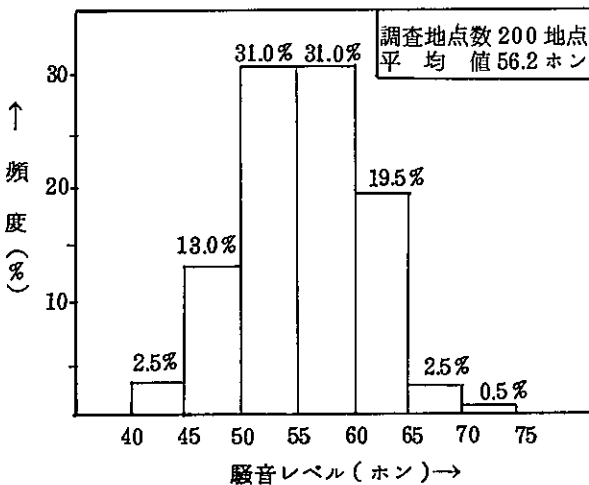
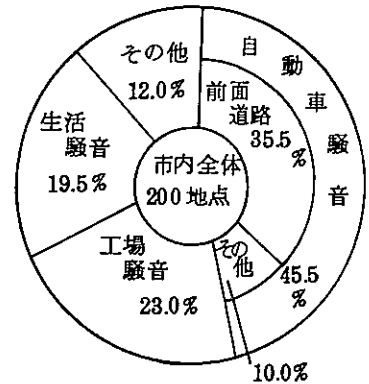


図3-4 主たる騒音源の占める比率



- ③ 騒音の大きさはその地点の用途地域及び前面道路の状況により異なる。このうち用途地域別の騒音の大きさは図3-5のとおりであり、また、道路の車線数別については図3-6のとおりである。
- ④ 環境基準適合率は市内全体で67%である。しかし、騒音レベルは低いが基準値のきびしい住居系地域では適合率が45%と低率であり、一方、騒音レベルは高いが基準値のゆるい商業系及び工業系地域では適合率が96%と高率である。なお、環境基準をこえる原因となつている騒音源は図3-7のとおりである。

図3-5 用途地域別の騒音レベル平均値

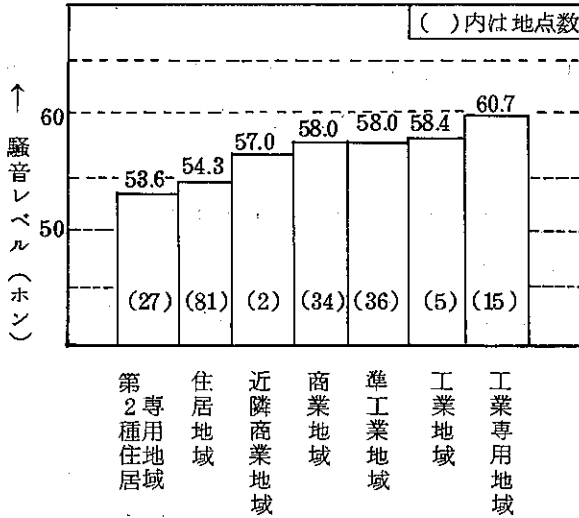


図3-6 道路の車線別の騒音レベル平均値

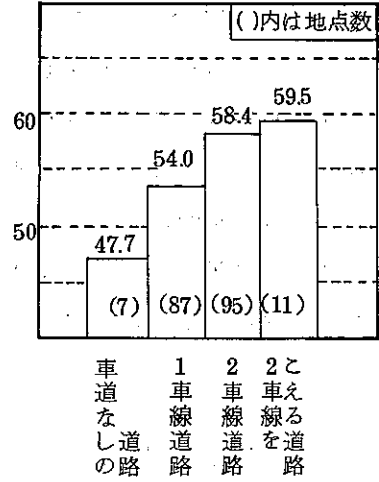
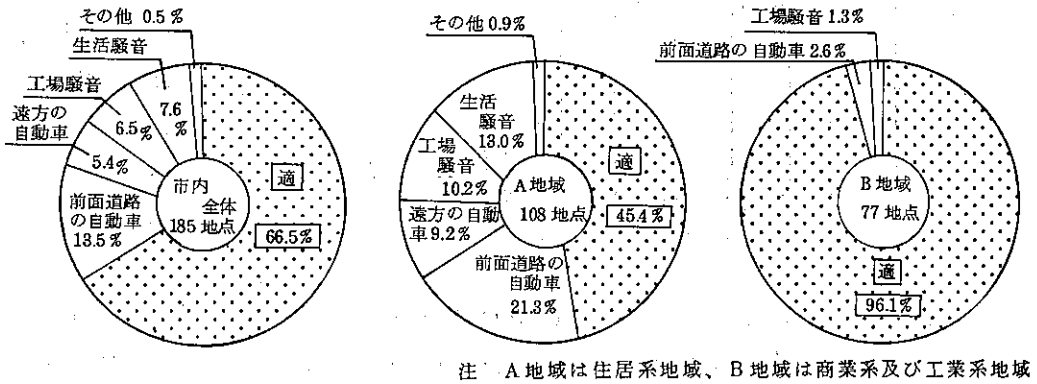
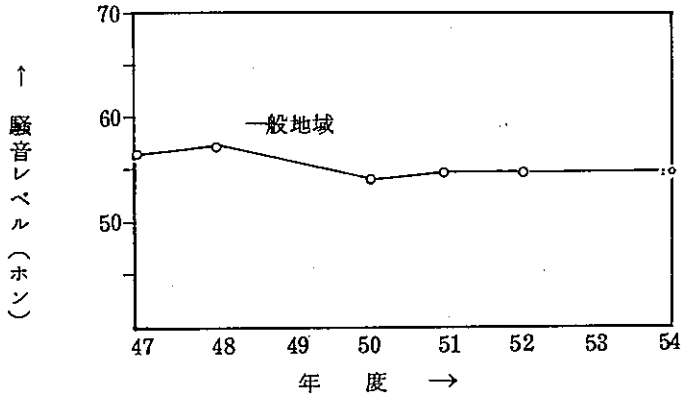


図3-7 環境基準適合率と環境基準をこえる原因となる騒音源



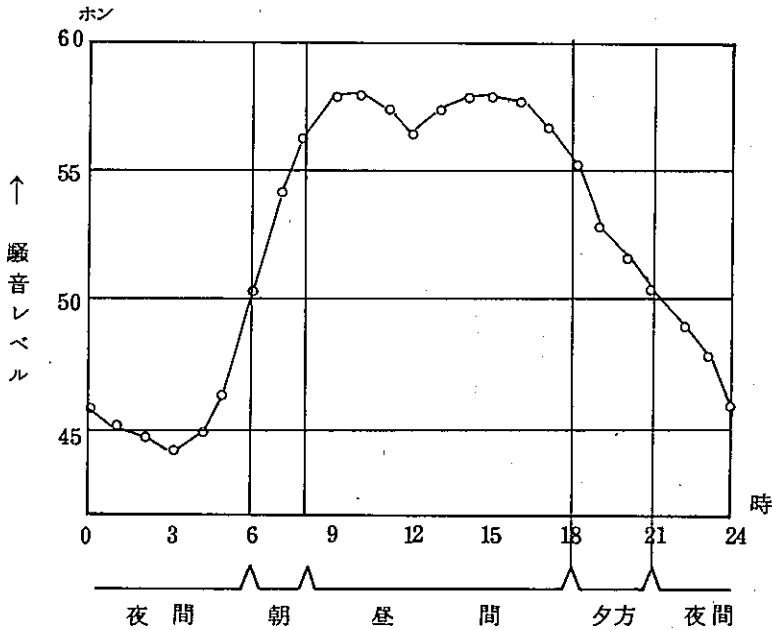
⑤ 地域騒音の大きさは、図3-8に示すとおり47年度に調査を実施して以来横ばいの傾向にある。

図 3 - 8 地域騒音の経年変動（昼間）



なお、夜間の地域騒音については十分な調査資料がないが、参考として地域騒音の大きさの終日変動のパターンを図 3 - 9 に示した。

図 3 - 9 地域騒音の終日変動のパターン



2. 工場・事業場騒音

54年度の騒音関係の苦情件数は865件であるが、このうち工場・事業場の起因するものは表3-7のとおり670件(77.5%)となつている。これを業種別にみると、図3-10に示すように製造業では金属製品製造業が158件(23.6%)であるが、最近の傾向としては中小零細企業や商店ならびにスナック等飲食店の騒音が214件(31.9%)と目立っており、このうちでも特にカラオケ騒音の苦情が多くなつている。また、用途地域別では図3-11に示すとおり住居地域では261件(38.9%)と特に多く、次いで準工業地域の154件(23.0%)となつており、発生源の規模の問題よりもむしろ住工接近が苦情の大きな原因となつていることを示している。

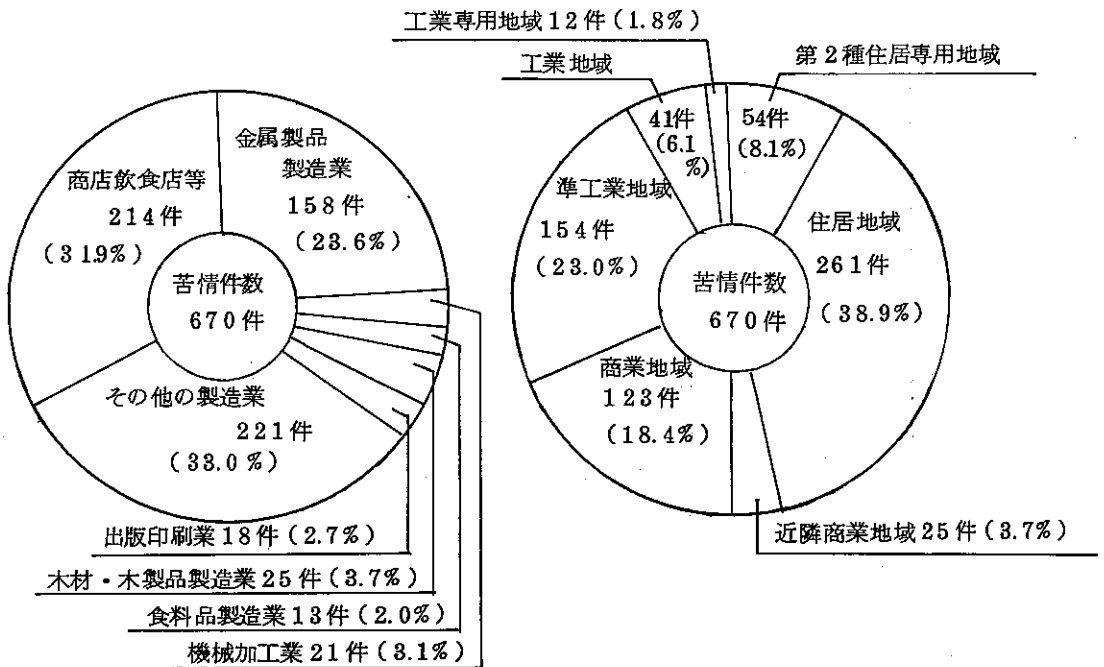
また、最近、工業系地域への住宅の進出による苦情発生が増加の傾向にある。

表3-7 工場・事業場騒音の苦情件数

年 度	50	51	52	53	54
件 数	748	520	566	597	670

図3-10 業種別苦情件数

図3-11 工場等苦情件数の用途地域別割合



なお、54年度の騒音規制法及び大阪府公害防止条例にもとづく届出状況は表3-8・表3-9のとおりである。

参考として主な施設の騒音の大きさを示せば表3-10のとおりである。

表3-8 騒音規制法に基づく特定施設届出件数

種別 \ 年度	50年	51年	52年 1月~3月	52年度	53年度	54年度
設置届	175	175	47	279	121	128
使用届	71	71	13	159	82	41
数の変更届	3	2	8	21	21	11
騒音防止の方法変更届	1	0	0	0	0	1
氏名等変更届	49	36	4	72	59	54
全廃届	5	8	1	12	16	19
承継届	2	3	1	13	10	4
計	306	295	74	533	309	258

表3-9 大阪府公害防止条例に基づく届出施設届出件数(騒音)

種別 \ 年度	50年	51年	52年 1月~3月	52年度	53年度	54年度
設置届	312	355	81	520	248	235
使用届	101	135	18	238	107	62
数の変更届	9	7	12	33	25	23
防止変更届	0	0	0	0	0	2
氏名等変更届	44	48	10	34	34	81
全廃届	12	11	1	7	7	27
承継届	4	3	2	2	5	11
計	482	559	124	834	426	441

表 3-1.0 主な施設の騒音の大きさ（騒音レベルは1 m地点における値）

（単位：ホン）

施設名	騒音レベル	施設名	騒音レベル
圧延機械	91~107	抄紙機	75~125
製管機械	104~110	印刷機械	80~98
ベンディングマシン	80~105	合成樹脂射出成形機	85~95
液圧プレス	85~115	鋳型造型機	95~105
機械プレス	93~108	天井走行クレーン	83~86
せん断機	80~95	門型走行クレーン	85~92
鍛造機	85~105	平削盤、形削盤	80~85
プラスチック	75~115	冷凍機	102
空気圧縮機	80~105	紙工機械	100
送風機	90~110	製本機械	80~95
コンクリートプラント	95~108	クーリングタワー	70~75
アスファルトプラント	100~105	集じん装置	85~90

3. 建設作業騒音

特定建設作業の届出状況は表 3-11 に示すとおり、ここ 2~3 年は急増の傾向にあったが、54 年度では 5,897 件とほぼ横ばいの傾向を示している。

建設作業は一過性のものであるが、工場等に比べて騒音が大きく、さく岩機や掘削機を使用する作業においては防止対策が難しいなどのために苦情が多い。最近では、くい打等ではアースオーガー併用やベントナイト工法等低騒音工法の採用が増えてきている。苦情件数は表 3-12 に示すとおりである。

表 3 - 1 1 特定建設作業届出件数

作業内容	年 度						
	50年	51年	52年 1月~3月	52年度	53年度	54年度	
第1号 くい打機・くい抜き機又はくい打く い抜き機を使用する作業	106	149	41	279	495	298	
第2号 びよう打機を使用する作業	0	1	0	0	0	0	
第3号 さく岩機を使用する作業	512	1,108	305	2,063	2,535	2,509	
第4号 空気圧縮機を使用する作業	12	13	1	37	57	19	
第5号 コンクリートプラント・アスファルト プラントを設けて行う作業	0	1	1	0	2	4	
第6号 ブルドーザー・トラクターショベル又 はショベル系掘削機を使用する作業	545	1,197	341	2,188	2,922	2,763	
第7号 コンクリートカッターを使用する作業	25	19	23	149	292	300	
第8号 鋼球を使用する解体作業	23	22	1	34	14	4	
計	1,223	2,512	713	4,750	6,317	5,897	

表 3 - 1 2 建設作業騒音の苦情件数

年 度	50	51	52	53	54
件 数	122	117	140	154	127

4. 自動車騒音

市内の幹線道路における騒音は、47年に調査を実施して以来図3-12に示すとおりほぼ横ばいであるが、騒音は全般的に高く、その大きさは図3-13のとおり概ね65~75ホンの範囲に集中しており、昭和54年度の調査によれば市内の全幹線道路の平均値は69ホンである。

また、路線別の騒音レベルは図3-14に示すとおり、国道43号をはじめ交通量が多くかつ大型トラックの混入率が高い路線では75ホン前後の値となっている。

なお、交通量と騒音レベルの関係は図3-15に示しており概ね2,000台/時

に集中し、大型車混入率は10%前後である。

図3-12 幹線道路の経年変動(昼間)

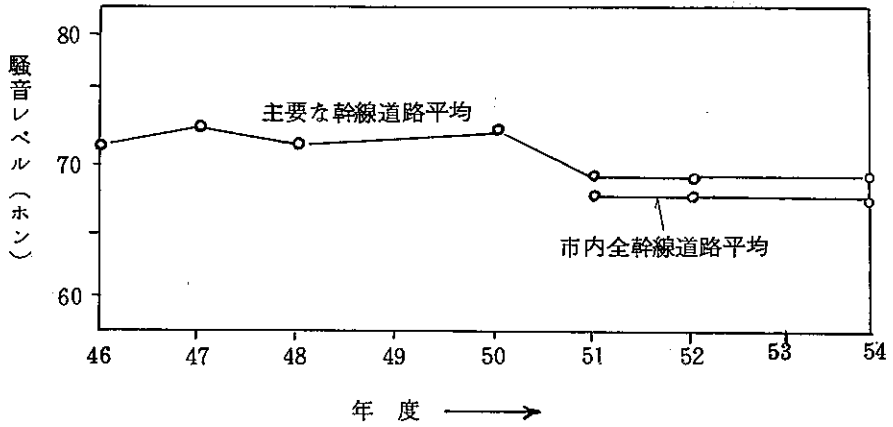


図3-13 幹線道路の騒音レベル平均値及びレベル別頻度(昼間)

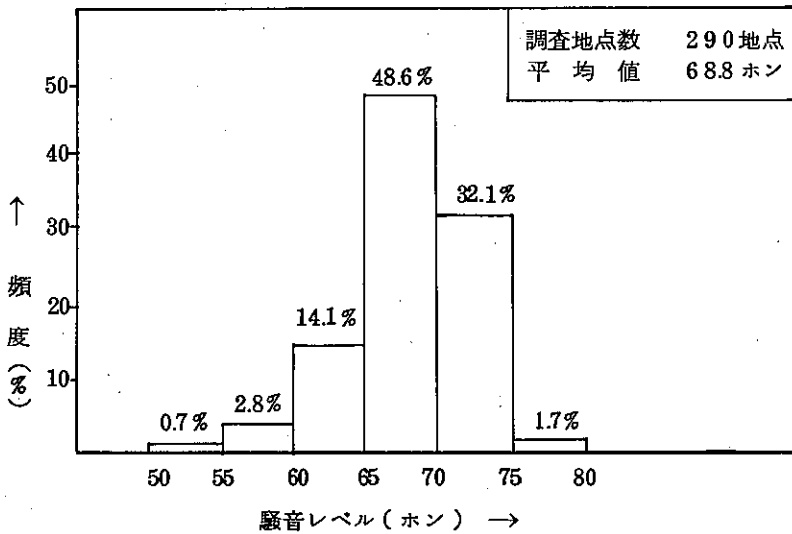


図 3 - 1 4 幹線道路の路線別騒音レベル(昼間)

凡 例

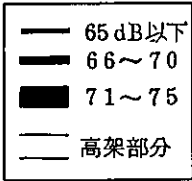
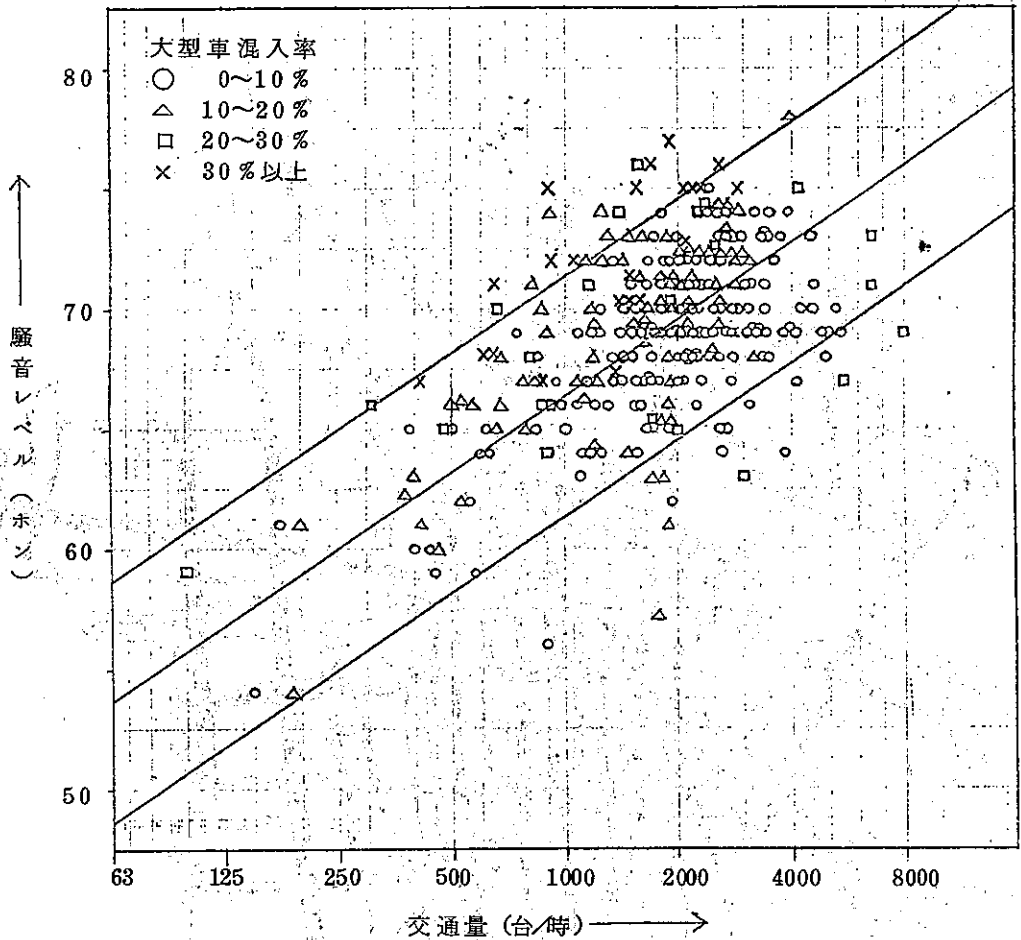


図 3 - 1 5 幹線道路における交通量と騒音レベルの関係 (54年度)



5. 鉄 道 騒 音

国鉄在来線及び私鉄各社線の騒音の概況は図 3 - 1 6・表 3 - 1 3のとおり、騒音の大きさは概ね 80 ホン前後であるが、鉄橋部分においては 90 ホンを超える個所もみられる。

一方、新幹線騒音の概況は図 3 - 1 7のとおり、東海道新幹線では 70~80 ホン、橋梁部分においては 80 ホンを超えるところもみられる。また、山陽新幹線では鉄桁構造であるため 75~85 ホンとなっている。

图 3-16 市内各種鉄道騒音地点图

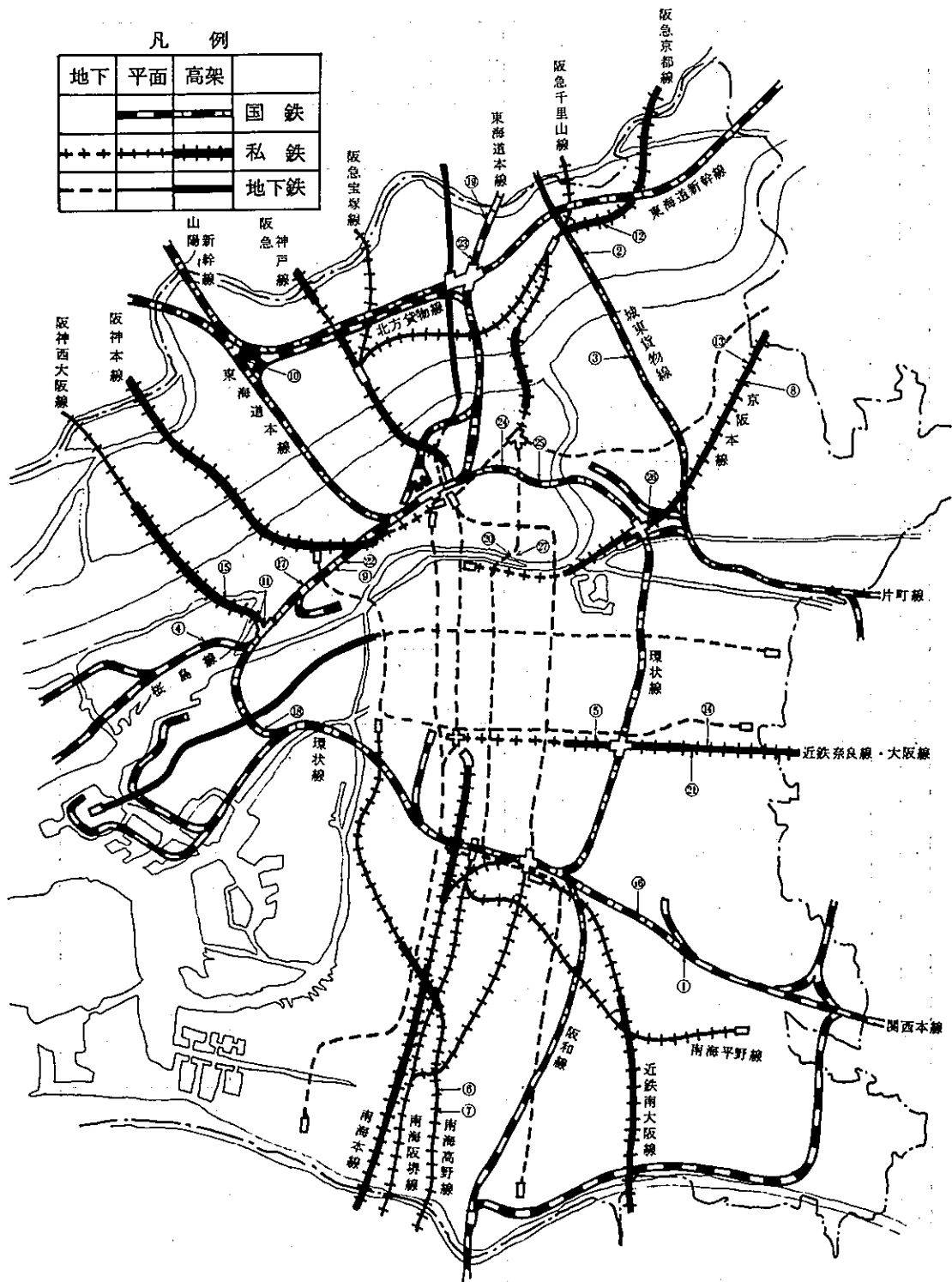


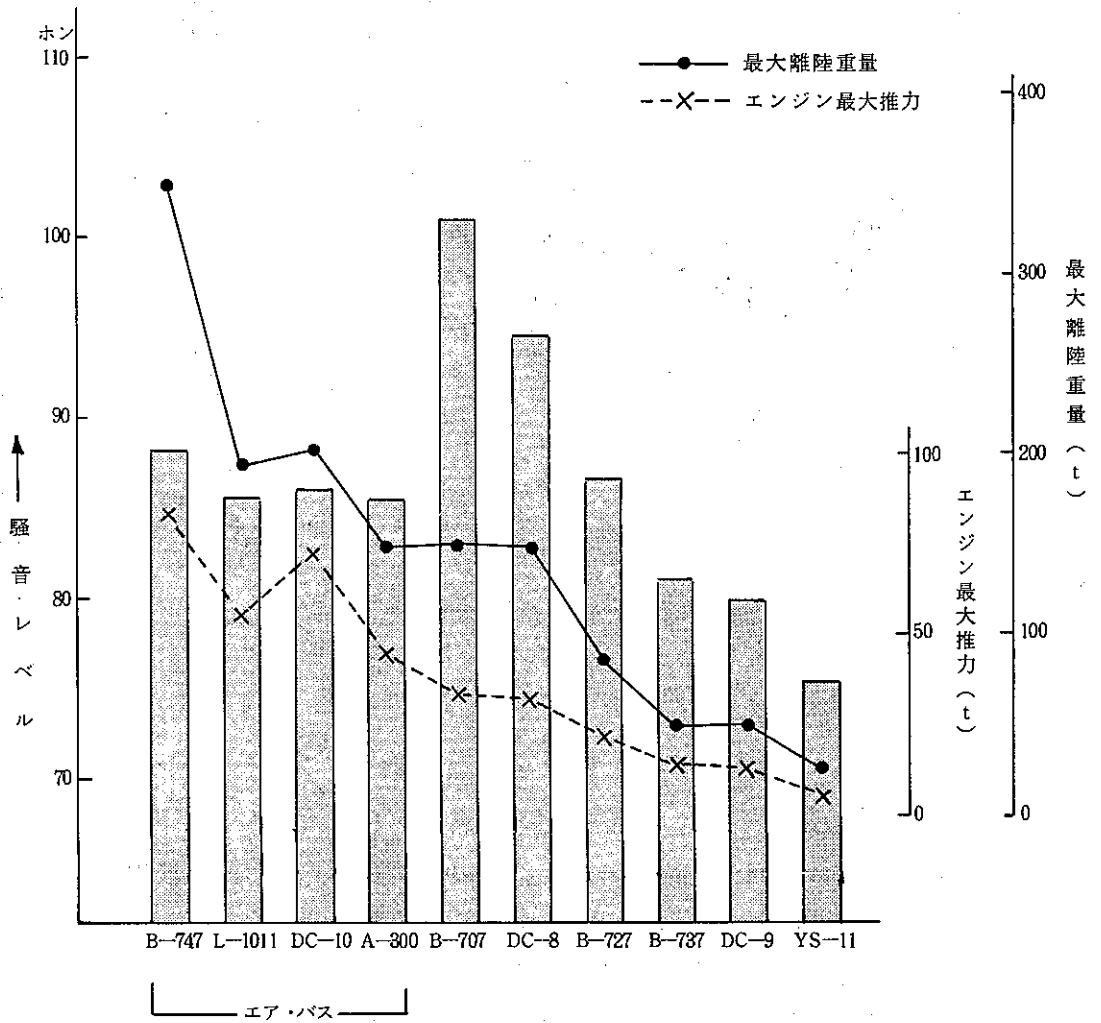
表 3 - 13 国鉄在来線及び私鉄各社線等測定結果一覧表

No	測定年度	名称	測定場所	距離 (m)	測定値				構造	備考
					騒音 (ホン)		振動 (dB)			
					上位半数の 平均値	測定台数	上位半数の 平均値	測定台数		
1	50	国鉄関西線	東住吉区杭全町	12	98	10	—	—	高架	上位10本 平均 (2F) 上位10本 平均 "
2		国鉄城東貨物線	東淀川区 豊里菅原町	100	76	5	—	—	盛土	
3		"	都島区御幸町	12	—	—	1.13*	10	"	
4		国鉄桜島線	此花区春日出中	18	—	—	0.94*	1	地平	
5		近鉄奈良線	天王寺区東上町	15	—	—	0.09*	10	高架	
6		南海高野線	住吉区住吉町	15	88	10	—	—	地平	
7		"	住吉区上住吉町	13	—	—	62	10	"	
8		京阪本線	旭区新森小路	30	91	731	—	—	鉄橋	
9	51	国鉄環状線	福島区中江町	50	77	59	—	—	"	全平均
10		国鉄東海道本線	淀川区東三国	46	㊦81 ㊦82	30 10	㊦0.2* ㊦0.42*	18 9	盛土	
11		国鉄桜島線	此花区九条上通	12	86	1	59	1	地平	
12		阪急京都線	東淀川区 上新庄町	30	—	—	63	10	"	
13		京阪本線	旭区千林	7	87	10	—	—	盛土	
14	52	近鉄奈良線	生野区片江	22	76	162	—	—	高架	上位10本 平均
15		阪神西大阪線	此花区木場町	70	84	20	—	—	鉄桁	
16	53	国鉄関西線	生野区林寺	12.5	102	60	—	—	"	全平均 (10F)
17		"	"	25	91	60	—	—	"	
17		国鉄環状線 貨物線	福島区吉野	20	㊦86 ㊦86	32	㊦56	32	鉄桁	
18		国鉄環状線	港区南市岡	10	83	19	—	—	高架	
19		国鉄東海道本線	淀川区東三国	125	—	—	66	44	地平	
19		"	"	25	—	—	58	20	"	
19		"	"	50	—	—	53	44	"	
19	"	"	100	—	—	48	24	"		
20	地下鉄堺筋線	北区天神西町	真上	—	—	55	12	地下	全平均	
21	近鉄奈良線	生野区新今里	20	87	238	—	—	高架	(10F)	
22	54	国鉄環状線	福島区玉川	37	89	20	—	—	高架	(6F) 全平均
23		国鉄東海道本線	淀川区宮原町	37	—	—	61	7	地平	
24		国鉄環状線	北区黒崎町	14	78	40	55	21	高架	
25		"	北区天満橋	50	78	10	—	—	"	
26		京阪本線	都島区東野田	20	92	10	—	—	"	
27		地下鉄堺筋線	北区天神西町	真上	—	—	51	20	地下	

(注) 1. ㊦は電車、㊦は貨物

2. *は振動速度 (mm/S)

図3-18 機種別騒音レベル (昭和53年9月11日~13日、
淀川区西三国2丁目において測定)



第 3 節 騒音防止対策

騒音発生源は、多種多様でありその対策もそれぞれの発生源ごとの特殊性をもっており、各種公害のうちで最も対策の困難なもののひとつであるが、騒音に係る環境基準の達成を目標に諸対策を進めているほか、苦情の迅速な処理、解決につとめている。

1. 法律・条例による規制

(1) 工場・事業場騒音

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音は、騒音規制法及び大阪府公害防止条例で、表 3-14 に示す規制基準が設けられており、この基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損われると認められる場合は、計画変更勧告や改善勧告さらに改善命令を行うことができる。

また、特定施設の設置にあたっては、事前の届出義務が課せられており、騒音公害の未然防止の見地から事前審査の強化を図っている。

表 3 - 14 工場・事業場騒音に係る規制基準

(単位：ホン)

区域の区分	用途地域	朝	昼間	夕	夜間
第 1 種区域	第 1 種住居専用地域	4 5	5 0	4 5	4 0
第 2 種区域	第 2 種住居専用地域 ・ 住 居 地 域	5 0	5 5	5 0	4 5
第 3 種区域	近 隣 商 業 ・ 商 業 及 び 準 工 業 地 域	6 0	6 5	6 0	5 5
第 4 種区域	工 業 地 域 (工 業 専 用 地 域)	6 5	7 0	6 5	6 0

(備 考) 1. 第 4 種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第 2 種区域の境界線から 15 メートル以内の区域は 5 ホン減じた値とする。

2. () は大阪府公害防止条例のみ適用。

3. 第 1 種住居専用地域は、市内において該当なし。

(2) 建設作業騒音

特定建設作業は表 3-15 に示すとおり、機種により音量・作業時間・作業日数が規制されている。

これらの特定建設作業には事前の届出義務が課せられており、また作業に伴って発生する騒音が基準に適合しない場合には、騒音防止の方法の改善、または作業時間の変更について勧告することができる。

表 3-15 特定建設作業騒音に係る規制基準

作 業 名	音 量 (ホン)	作 業 時 間	作 業 日 数	日曜日及び休日 は作業禁止
1. くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	85	7:00～19:00 延10時間	連続6日以内	
2. びよう打機	80	同 上	同 上	
3. さく岩機	75	6:00～21:00 延10時間	同 上	
4. 空気圧縮機（原動機の定格出力15kW以上）	75	同 上	1ヶ月以内	
5. コンクリートプラント アスファルトプラント	75	同 上	同 上	
6. ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械	75	同 上	同 上	
7. コンクリートカッター	75	同 上	連続6日以内	
8. 鋼球による解体作業	80	7:00～19:00 延10時間	同 上	

(注) 音量は敷地境界線から30m離れた地点の測定値

2. 規 制 指 導

本市では、法・条例に基づく届出時の事前審査により騒音公害の未然防止を図るとともに、保健所を中心に工場・事業場への立入調査を実施し、適正な防音対策の指導のもとに規制基準の遵守につとめている。しかし、騒音公害工場の多くは中小零細企業であり、立地的、経済的に対策の実施に制約を受けている場合が多く、これらの工場に対しては公害防止設備資金融資制度の活用のもとに防止対策を指導しているほか、跡地の買上げ、工場集団化事業等の運用も図っている。

一方、建設作業騒音は、短期間であるが「高音を発生させる」、「衝撃的なものが多い」などのため、苦情の発生することが多く、また作業場所の代替性がないなどのために防止対策は困難な場合が多い。

本市では、事業者に対し、住居の密集した場所でのディーゼルハンマーや鋼球を使用する作業の自粛を要請するとともに作業日数・時間等の短縮、また周辺住民への事前周知の徹底等未然防止に重点をおいて指導につとめているが、騒音振動低減の技術開発等根本的な対策が望まれる。

なお、54年度における規制指導活動の状況を表3-16、表3-17に示した。

表3-16 工場立入等指導状況

(54年度)

		工場等	建設作業
指導工場等総数		867	154
内 訳	立入検査	781	125
	呼出指導	86	29
措 置		6	0
内 訳	勧告・命令	0	0
	指 示	6	0

(注) 建設作業については振動関係を含む。

表3-17 保健所における規制指導活動

(54年度)

		立入検査件数	呼出指導件数	測定件数
工場等騒音	法	2,563	759	4,798
	条 例	2,878	579	4,414
	そ の 他	948	118	829
計		6,389	1,456	10,041

3. その他の騒音対策

(1) 自動車騒音

自動車騒音は、幹線道路の沿道を中心として、大きな影響を及ぼしており、その解決が大きな課題となっている。

このため、従来、車輛の騒音発生量の限度値（道路運送車輛法による保安基準）の規制強化や速度制限の強化、車線の一部削減などの交通規制、高架道路における防音壁の設置などの措置がとられてきた。

しかし、これらの措置による騒音の低減はごく限られたもので、現在のところ大幅な騒音低減をはかる有効適切な方法がなく、早期解決が望めない現状である。

従って、今後、自動車騒音問題の抜本的解決を図るためには

- ① 車輛の騒音発生量の低減
- ② 交通体系の見直し
- ③ 道路構造の改善
- ④ 道路沿道地域における土地利用の改善

など、騒音低減の措置だけでなく、あわせて都市計画的要素を含む施策などを総合的に推進していくことが必要と考えられ、現在、国を中心として検討が行われている。

このうち、車輛の騒音発生量の低減については、表3-18のとおり、46年以降段階的に規制強化が図られており、51年規制、54年規制（中央公害対策審議会答申に基づく第1段階規制）が既に実施されているが、将来低騒音車の開発にあわせた第2段階規制も予定されている。これに伴う自動車騒音の低減量は、第1段階規制のいきわたる時点で2.5～3ホン、また第2段階規制まで進めば3.5～5ホンと予測されている。

また、道路沿道地域の整備を促進して、自動車騒音の障害を防止し、同時に、適正かつ合理的な土地利用を図るための制度の実施について、現在、検討が進められている。

なお、現状の自動車騒音に対する当面の措置としては、騒音規制法により、表3-19のとおり要請基準が設けられており、騒音が著しく要請基準をこえるものについては、道路管理者に対して道路構造の改善に関する意見具申や、公安委員会に対する交通規制の要請等の措置を定めている。

表 3-18 自動車騒音の許容限度の規制強化

(単位：ホン)

車種	区分		定常走行騒音 及び排気騒音		加速走行騒音			
					検査時のみ			
			常時	検査時	46年 規制	51年 規制	第1段階 規制 (54年規制)	第2段階 規制 (予定)
貨物車 バス	車両総重量が3.5 トンを超える	最高出力200 馬力をこえる	85	80	92	89	86	83
		200馬力以下		78	89	87		
	車両総重量が3.5トン 以下			74	85	83	81	78
乗用車	乗車定員が10人以下		85	70	84	82	81	78
二輪自動車	小型二輪			74	86	83	78	78
	軽二輪				84			
原動機付 自転車	第一種		70	80	79	75	75	
	第二種			82				

- (備考) 1. 46年規制 ・昭和46年6月23日環境庁告示、同24日適用。
 51年規制 ・昭和50年9月4日環境庁告示、新型車は昭和51年1月1日、継続生産車は昭和51年9月1日適用。
 第1段階規制 (54年規制) ・昭和53年1月30日環境庁告示、新型車は昭和54年1月1日、継続生産車は昭和54年4月1日適用。
 第2段階規制 (予定) ・技術開発の進展をはかり、早期実現を目指す。
2. 定常走行騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の60% (または35Km/h) で走行時の騒音 (車両中心から左方7.0m)
 排気騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の60% で無負荷運動時の騒音 (排気管の後方2.0m)
 加速走行騒音 ・原動機の回転数が最高出力時の75% (または50Km/h) で走行時の騒音 (車両中心から左方7.5m)
3. 検査時 ・車種の型式承認、車両の新規登録等。

表 3 - 1 9 自動車騒音の限度（要請基準）

中央値（単位：ホン）

区域の区分	用途地域	車線数の別	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	第1種住居専用地域	1車線を有する	50	55	50	45
第2種区域	第2種住居専用地域	1車線を有する	55	60	55	50
第1種区域 及び 第2種区域	第1種住居専用地域 第2種住居専用地域	2車線を有する	65	70	65	55
		2車線を越える	70	75	70	60
第3種区域 及び 第4種区域	近隣商業地域 商業地域 工業地域 (工業専用地域)	1車線を有する	65	70	65	60
		2車線を有する	70	75	70	65
		2車線を越える	75	80	75	65

(注) 1 第1種住居専用地域は市内において該当なし。

2 ()は大阪府公害防止条例のみ適用。

(2) 鉄道騒音

鉄道騒音のうち、新幹線鉄道については50年7月29日付で「新幹線騒音に係る環境基準」が設定された。

同基準によれば、発生源者の責務において

- ① 音源対策の実施による環境基準の達成
- ② 音源対策による環境基準の達成が困難な場合には障害対策（民家防音工事）の実施

等を実施するよう定めている。

これをうけて、国鉄では防音壁等の設置をはじめ種々の音源対策を実施し、さらに、現在、民家防音工事等の障害対策に着手している。

一方、新幹線以外の鉄道（国鉄在来線、私鉄各社線等）については、現在のところ対策の制度がない現状であり、本市としても環境基準の早期設定を国に要望している。

なお、現状の鉄道騒音については、鉄橋等特に騒音の著しい個所の改善等について指導に努めている。

(3) 航空機騒音

48年12月27日付で告示された「航空機騒音に係る環境基準」では、

① 空港周辺の航空機騒音をWECPNLで評価した値が70又は75以下とする。

② 空港の種別に応じて達成期間は5年又は10年以内とする等が定められている。

本市では、大阪国際空港騒音対策協議会(11市協)に加盟し、周辺都市と協調しながら航空機騒音対策の推進に積極的に取り組んでいる。

航空機騒音対策としては音源対策と周辺対策の二つに大別することができ、実施機関は図3-19のとおり、その大部分は国(運輸省)が行うものであり、その概要は図3-20に示すとおりである。

周辺対策のうち、国の補助をうけて48年から行っている共同利用施設の建設は、55年3月現在で7施設が完成し、また民家の防音工事では49年から54年度末までに3,638戸が完了している。

図3-19 航空機騒音対策の実施機関

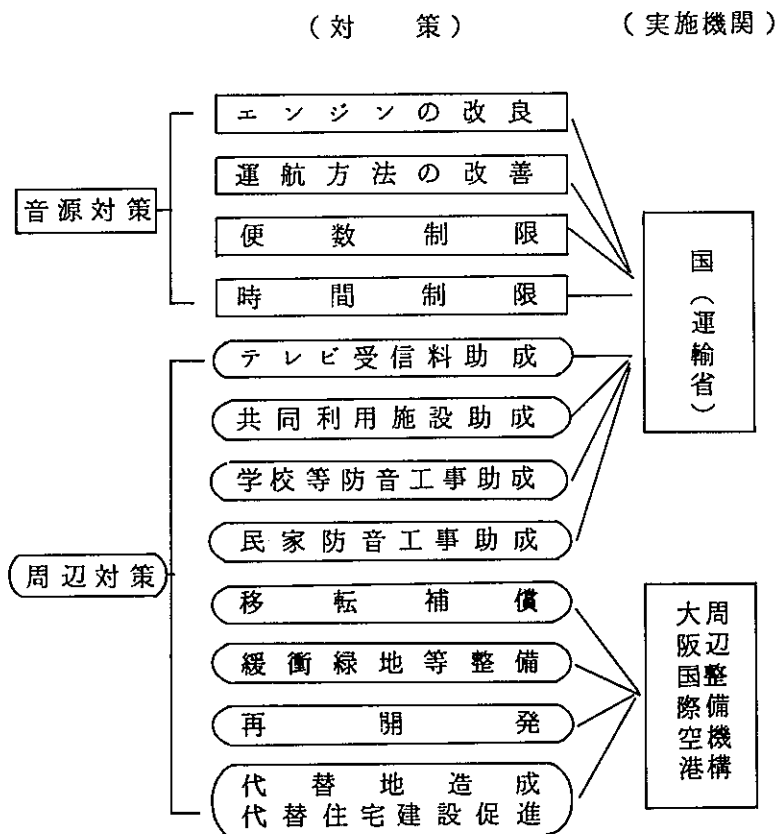
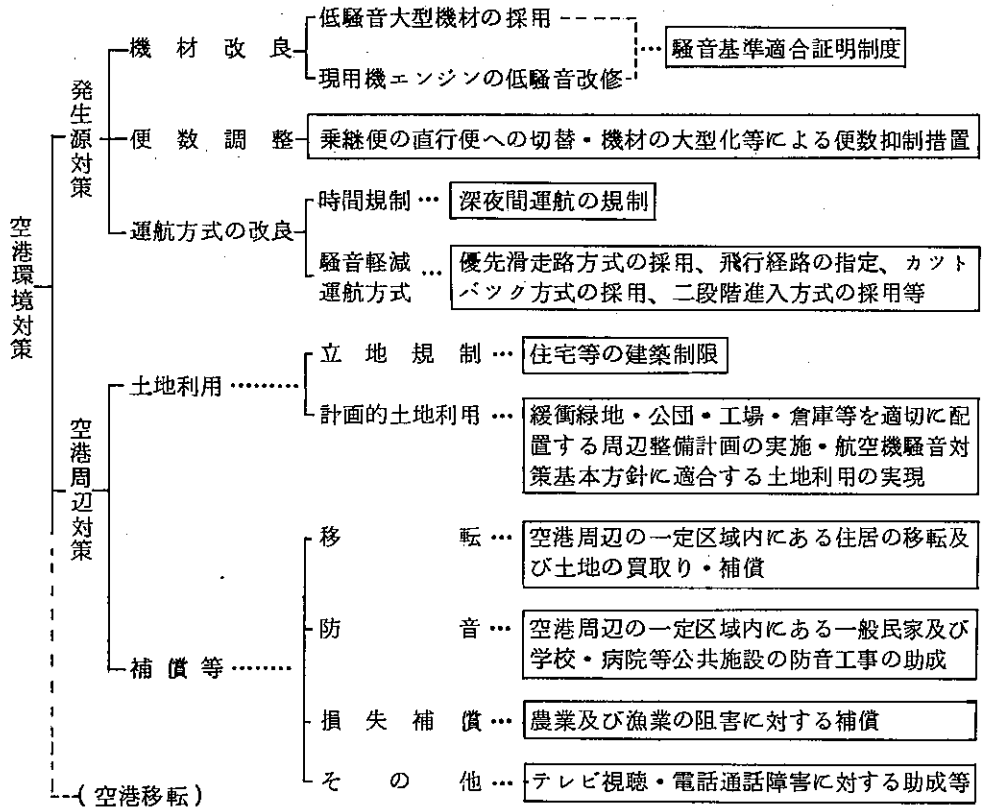


図 3 - 2 0 空港環境対策の概要



第 4 節 振動公害

1. 振動公害の現況

振動公害は、騒音公害と基本的性質及びその影響など多くの点で極めて類似している。また、発生源についても同一施設から同時に発生する場合が多く、騒音の場合と同様に

- ① 工場・事業場振動
- ② 建設作業振動
- ③ 道路交通振動
- ④ 鉄道振動

等に分類できる。

振動関係の苦情件数は、54年度では 191 件でここ数年減少傾向にある。発生源別では、工場等が 132 件（69.1 %）の割合を占め、騒音の場合と同様に住工混在化が大きな要因となっている。

参考として、振動の大きさの目安を表 3 - 2 0 に示した。

表 3 - 2 0 振動の大きさの目安

振動レベル (dB)	速 度 (mm/s)	震度階	振 動 の 感 じ 方 等
55以下	0.15以下	0:無震	
55～65	0.15～0.5	I:微震	静止する人にだけ感じる
65～75	0.5～1.5	II:軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75～85	1.5～5.0	III:弱震	家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が判る
85～95	5.0～15	IV:中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる
95～105	15～50	V:強震	家屋の壁にき裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる
105～110	50～90	VI:烈震	木造家屋が30%以下倒壊する
110以上	90以上	VII:激震	木造家屋が30%以上倒壊する

(注) 速度は10Hzにおける換算値を示す。

一方、振動公害と騒音公害の大きな相違点としては、

- ① 騒音は家屋内で平均10dB以上の減衰が期待できるのにへらべ、振動は逆に増幅される場合が多い。

② 振動による苦情は、騒音の場合と同様に生活妨害を訴えるものが主であるが、壁、タイル等のヒビ割れ、戸、障子の建付の狂いなどの物的被害もみられる。

等があげられる。

54年度における振動規制法及び大阪府公害防止条例に基づく工場・事業場及び特定建設作業の届出状況は、表3-21、表3-22に示すとおりである。

表3-21 届出(特定)施設届出状況

種 別 \ 年 度	52	53	54
設 置 届	448(127)	194(72)	203(65)
使 用 届	1,060(676)	199(135)	74(40)
数 の 変 更 届	50(18)	48(26)	39(15)
振動防止の方法変更届	0(0)	0(0)	1(0)
使用の方法変更届	0(0)	0(0)	0(0)
氏名等変更届	71(37)	83(49)	67(17)
全 廃 届	11(4)	17(10)	30(12)
承 継 届	11(9)	10(8)	5(0)
計	1,651(871)	551(300)	419(149)

(注) ()内は振動規制法に基づく届出件数で内数

表3-22 振動規制法及び大阪府公害防止条例に基づく特定建設作業届出件数

種 類 \ 年 度	52年度※	53年度	54年度
1. くい打機等を使用する作業(アスオーガーと併用を含む)	264	605	312
2. 鋼球を使用する破壊作業	13	14	3
3. 舗装版破砕機を使用する作業	1	1	2
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	248	841	698
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業	889	2,922	2,763
計	1,415	4,383	3,778

(注) ※印の届出件数はS5 2.1 2.1～S5 3.3 3.1の届出数

2. 振動防止対策

振動公害については、振動規制法及び大阪府公害防止条例により規制しており、工場・事業場、特定建設作業及び道路交通振動が対象となる。

振動に係る各種の基準を表3-23～表3-25に示したが、規制の仕組み・届出対象施設等については、騒音の場合とほぼ同様である。

表3-23 工場・事業場振動に係る規制基準 (単位：dB)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第1種区域	第1種住専・第2種住専・住居地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業・商業・準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域(工業専用地域)	70	65

- (備考) 1. 第2種区(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第1種区域の境界線から15メートル以内の区域は5dB減じた値とする。
 2. ()は大阪府公害防止条例のみ適用。
 3. 第1種住居専用地域は市内においては該当なし。

表3-24 特定建設作業振動に係る規制基準

振動の大きさ	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75dBを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	禁止

表3-25 道路交通振動の限度(要請基準)

80%レンジ上端値(単位：dB)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第1種区域	第1種住専・第2種住専・住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業・商業・準工業・工業・(工業専用)地域	70	65

- (備考) ()は大阪府公害防止条例のみ適用

振動公害の防止対策としては

- ① 工場事業場振動……………ゴム、バネ等による防振など
- ② 建設作業振動……………ベントナイト工法等の低振動工法の採用など
- ③ 道路交通振動……………路面補修など
- ④ 鉄道振動……………ロングレール化、バラストマットの敷設など

等が主として行われており、特にこれらの振動防止のための対策は騒音の低減にも有効となる場合が多く、本市においては、この主旨にそつて規制指導を行っている。

なお、規制指導活動の状況を表3-26、表3-27に示した。

表3-26 工場・事業場立入等指導状況

(54年度)

指 導 内 訳			措 置	
立入指導	呼出指導	計	勸告・命令	指 示
273	231	504	0	1

表3-27 保健所における規制指導活動

(54年度)

		立入検査件数	呼出指導件数	測定件数
工場等振動	法	850	237	924
	条 例	953	202	988
	そ の 他	254	15	123
計		2,057	454	2,035

第 4 章

地 盤 沈 下

第4章 地盤沈下

第1節 地盤沈下の現況

1 地盤沈下の概要

本市の地盤沈下は、昭和3年の水準測量の結果その現象が指摘され、9年の室戸台風による甚大な高潮被害によって注目されるようになった。これを契機に地盤沈下の原因究明とその状況を把握するため市内に多くの水準点を設け水準測量を実施してきた。38年からは大阪府、兵庫県、尼崎市等とともに阪神地区地盤沈下調査広域水準測量として毎年実施している。

また、地盤沈下が地下のどの深さにおいてどの程度の速さで生じているのかということと、同時に地下水位の変動状態を知るため、市内13カ所に地盤沈下、地下水位観測所を設け常時観測を行っている。

本市の地盤沈下は、産業の発展とともに臨海工業地域を中心に進み、昭和10年から17年頃には年間沈下量の最大が16cmを越え、さらに25年以降再び沈下が激化し35年のピーク期には20cm以上を記録するに至り、これまでの累積沈下量の最大は280cmにもなっているが、諸対策の推進により38年以降沈下は急速に鈍化し、最近ではほとんど沈下が停止している。

2 水準測量及び地下水位観測結果

54年10月から12月に実施した市内の水準点180点の測量結果によると、表4-1に示すとおり生野区巽東地区で局地的に2cm程度の沈下量があったほかは、全地点とも地盤沈下が見られなかった。

また、市内11カ所に設けている地下水位観測井15本の年平均地下水位を前年と比較すると、生野Aで68cm下降したほかは全地点とも上昇している。

これらの状況から、本市の地盤沈下は沈静化したといえる。

なお、地盤沈下及び地下水位の経年変化図を図4-1に示した。

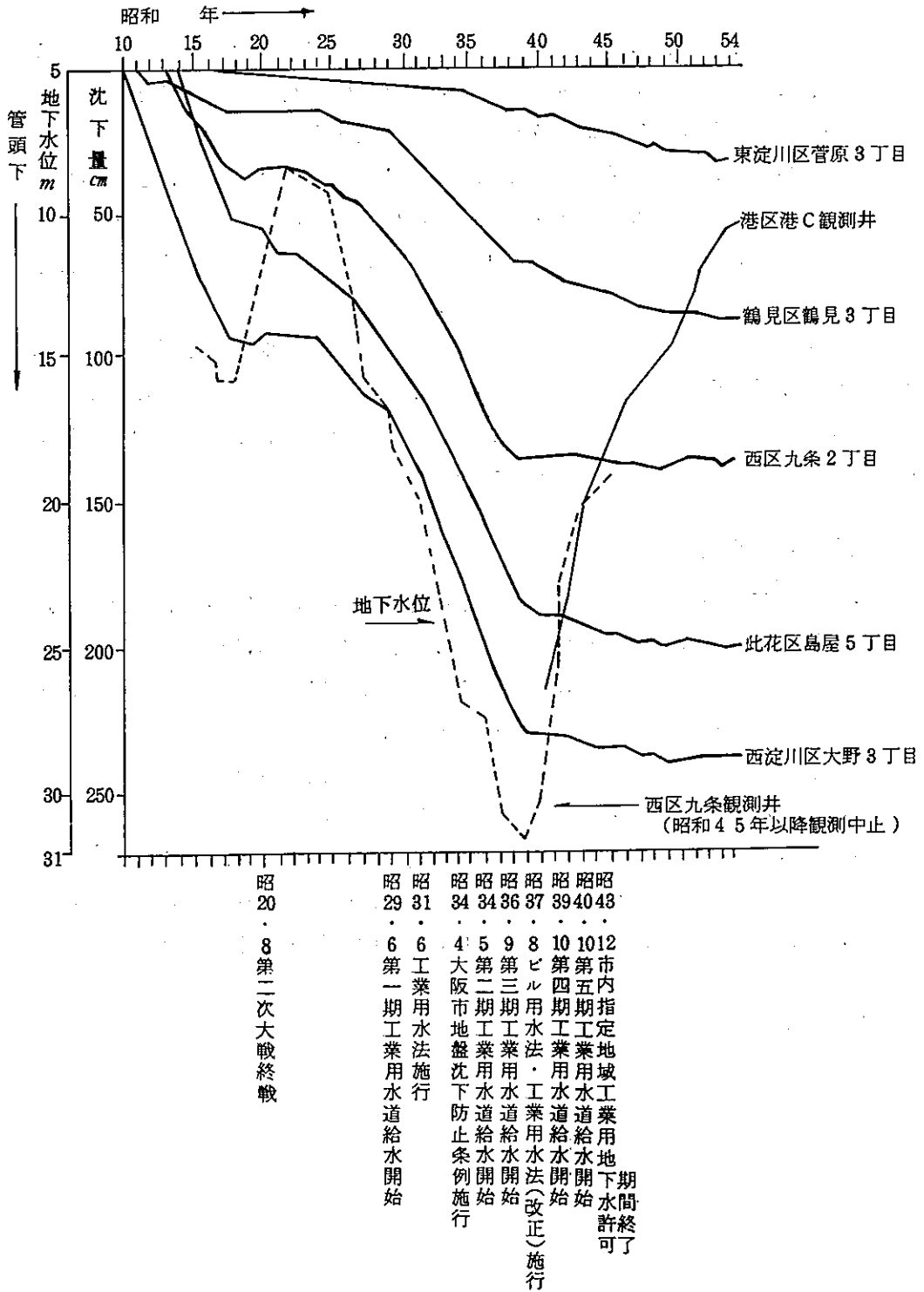
表 4 - 1 大阪市各区の水準点の年間変動量分布ならびに年間最大沈下量

区名	観測水 準点数	水準点の年間変動量分布					年間最大沈下量	
		+1cm 以上	+1~0	0~-1	-1~- -2	-2cm 以下	沈下量 (cm)	所在地〔水準点番号〕
北	7	2	5				—	
都島	5		3	2			0.31	東野田町4丁目〔東-8〕
福島	5	3	2				—	
此花	12(1)		10	2			0.27	梅町1丁目〔西-17(Ⅱ)〕
東	5		3	2			0.10	馬場町〔中-28〕
西	6	2	4				—	
港	15	3	12				—	
大正	10(1)		8	2			0.06	船町〔西-39〕
天王寺	2			2			0.03	生玉町〔国-234(Ⅲ)〕
南	0						—	
浪速	4		4				—	
大淀	3		3				—	
西淀川	13	7	4	2			0.24	大野3丁目〔工-3(Ⅱ)〕
淀川	12	4	8				—	
東淀川	13		5	8			0.58	柴島2丁目〔国-228-1(Ⅱ)〕
東成	1		1				—	
生野	13		8	3		2	2.31	巽東3-3-12〔東-34〕
旭	6		6				—	
城東	10		9	1			0.23	諏訪2-15-16〔東-11〕
鶴見	7	1	4	2			0.31	今津中2-1-52〔東-47〕
阿倍野	0						—	
住之江	6(1)		5	1			0.90	平林北1丁目〔南-65〕
住吉	3		3				—	
東住吉	6		3	3			0.16	杭全4丁目〔南-12〕
平野	11		8	3			0.68	加美北〔東-43〕
西成	2		2				—	
計	177(3)	22	120	33	0	2		
%	100	12	68	19	0	1		

(注) 1. () 内の数値は、工事等による影響で沈下したとみられる水準点数であり、年間変動量分布から除いた。

2. 年間最大沈下量の欄で、—の区は全ての水準点が上昇していることを示す。

図 4 - 1 大阪市における地盤沈下および地下水位の経年変化図



第 2 節 地盤沈下防止対策

本市の地盤沈下の原因は、工業用水の大部分を地下水の採取に依存していたことであり、この結果として昭和 9 年・25 年・36 年に高潮被害が発生したが、一方この被害は、防止対策を促進させる結果ともなった。

昭和 9 年以降その原因究明と観測体制の整備につとめ、26 年には工業用水道の建設に着手し、さらに 36 年 11 月には大阪府・大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会を結成して、国に立法措置を促す一方、防止対策の推進に努めてきた。

地盤沈下の原因が地下水の過剰な採取にあることから、地下水の採取を強力に規制し代替水源の確保を図っているが、今後は経済活動の活発化等に伴う地下水採取が増加しないよう、また広く水資源保全の見地からも、地盤沈下の抜本的対策をおりこんだ立法措置を講ずる必要がある。

1 地下水の採取規制

31 年に工業用水法が制定され、工業用地下水の採取規制が行われたが、37 年には同法の一部改正によりさらに強力な規制がなされるに至った。本市域についても 34 年・37 年・38 年及び 41 年と 4 次にわたって指定地域の拡大が行われ、現在指定地域全域に工業用水道の給水を行っている。

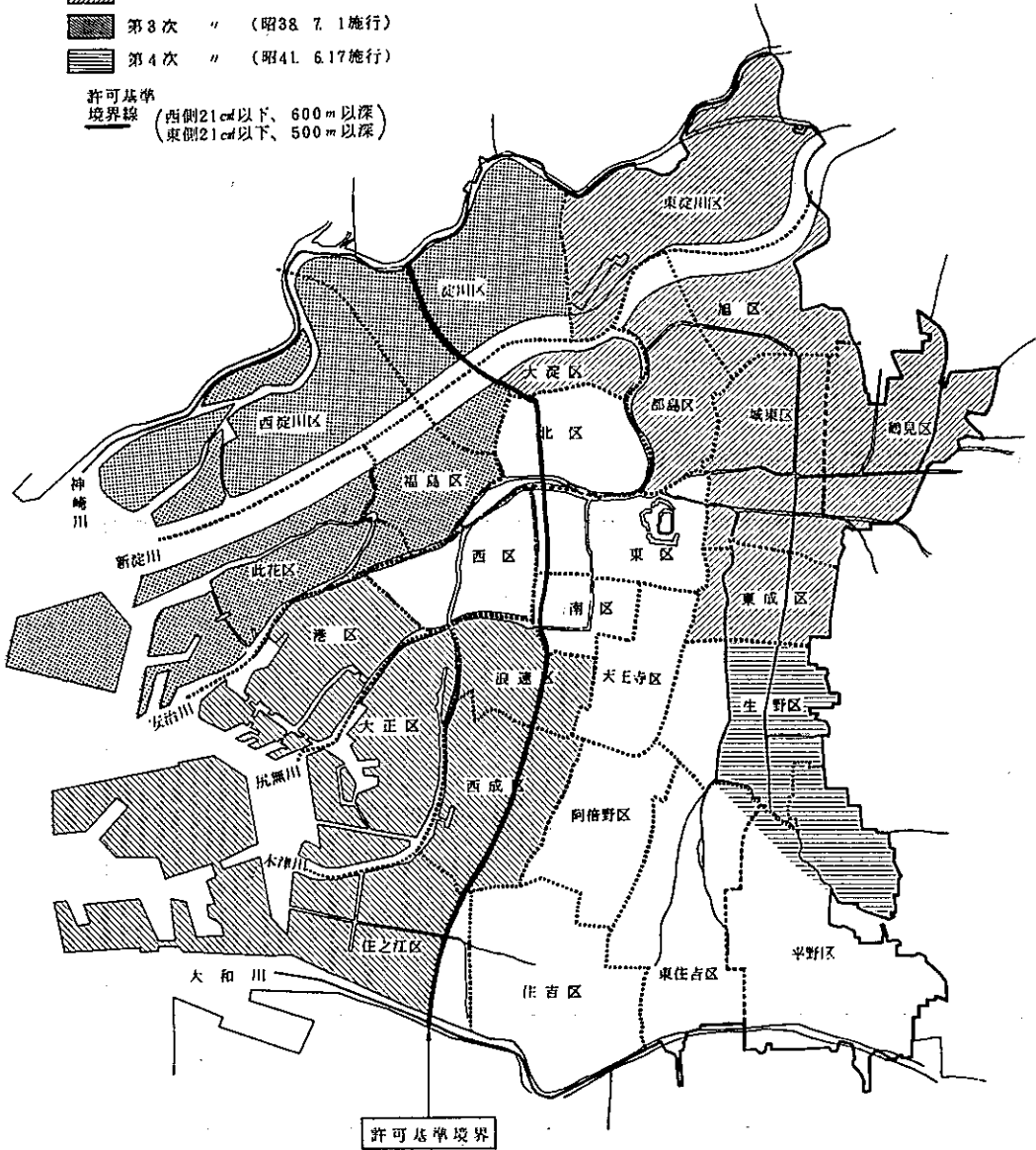
一方、建築物用地下水については、34 年 4 月全国にさきがけて大阪市地盤沈下防止条例を制定し、都心部 5 区を指定して井戸の新設の制限、水源転換の指導を行ってきたが、37 年 8 月には「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」が公布されて本市全域が指定地域となり、既設の井戸に対しても技術的基準に適合しないものは、建築物用地下水の採取を禁止する等のきびしい規制を行っている。

なお、工業用地下水くみ上げ指定地域は、図 4-2 に示すとおりである。

図 4 - 2 工業用地下水くみ上げ指定地域図

- 第1次指定地域(昭34. 1. 4施行)
- ▨ 第2次 " (昭37. 11. 20施行)
- ▩ 第3次 " (昭38. 7. 1施行)
- ▧ 第4次 " (昭41. 6. 17施行)

許可基準
境界線 (西側21cm以下、600m以深)
(東側21cm以下、500m以深)



2 地下水採取規制法の要点

「工業用水法」ならびに「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づく地下水採取規制の要点は次のとおりである。

ア. 指定地域内の井戸により地下水を採取しようとする場合は、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 をこえる動力付きの井戸は規制の対象となり、工業用は大阪府知事に、建築物用は大阪市長の許可を受けなければならない。

イ. 井戸の新設は、その井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が表 4 - 2 の技術的基準に適合しなければ許可されない。

なお、大阪府公害防止条例では、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 をこえ、かつ動力を用いて地下水を採取している者に対し、水量測定器の設置と地下水採取量の記録ならびに知事への報告を義務づけている。

表 4 - 2 井戸新設に係る技術基準

	地 域	ストレーナーの位置 (地表面下 m)	揚水機の吐出口 の断面積 (cm^2)
ア	西大阪 (つぎの鉄道及び道路以西の区域) (A) 阪急電鉄神戸本線 (B) 一般国道 176 号線 (福知山 大阪線) (C) 一般国道 26 号線	600 以深	21 以下
イ	東大阪 (アに掲げる区域以外の区域)	500 以深	21 以下

第 5 章

悪

臭

第5章 悪臭

第1節 悪臭の現況

悪臭は、一般に「人の嗅覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質」として問題となっている。近年、市域住民の環境問題に対する意識の向上と都市化に伴う住工混在の条件と重なって苦情件数は増加しており、しかも悪臭は、単一物質のみならず複合臭として発生するケースが多く、その測定方法、規制方法、防止技術等多くの問題をかかえている。

49年から54年までの本市における悪臭苦情件数の推移は、表5-1に示すとおり、件数的には横ばいの傾向にあるが、他の公害による苦情件数が漸減している中で悪臭苦情件数の占める割合は増大しており、現在では、騒音苦情に次いで第2位となっている。

表5-1 悪臭苦情件数の推移

年 度	49	50	51	52	53	54
苦情件数	351	369	386	362	350	421

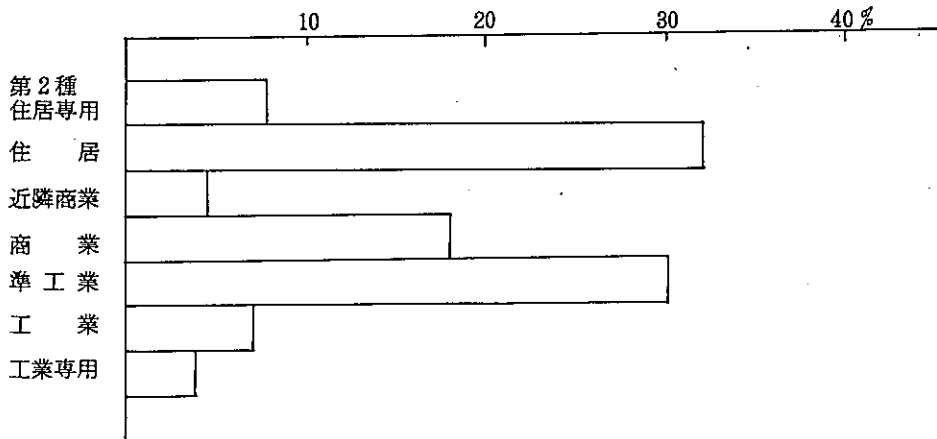
また、表5-2の54年度業種別苦情件数をみると、発生源区分「6 サービス業・その他」が102件、「5 その他の製造工場」が128件と、この2つで全体の半数以上を占めている。常時発生の可能性の多い「4 化学工業」が、56件と少ないのは、製造技術の向上、例えばクローズドシステムなど発生源対策の普及によるものと考えられる。

用途地域別では、住居系地域、準工業地域での苦情発生率が高く、その傾向を図5-1に示した。

表5-2 業種別苦情件数

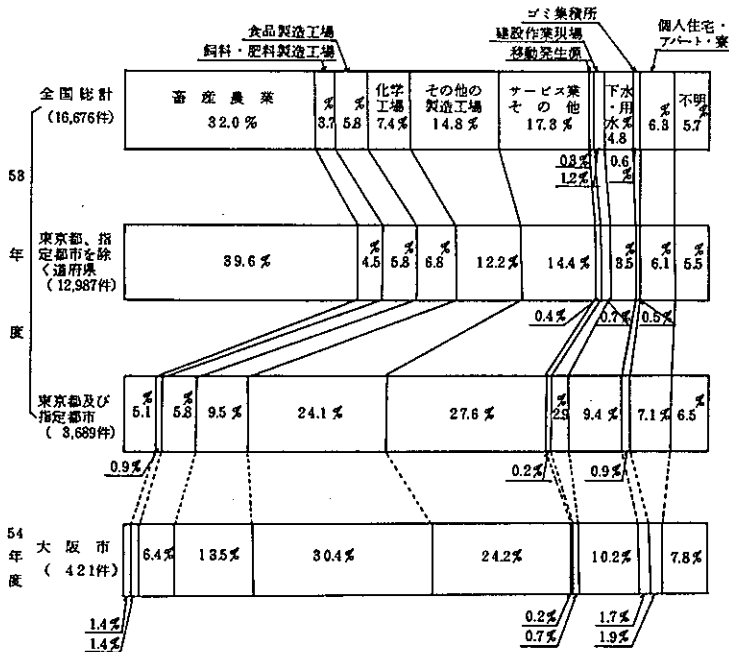
発生源区分	受付区分	計	発生源区分	受付区分	計
1. 畜産農業		6	(5) 塗装工場		22
(1) 養豚業		3	(6) なめし皮・皮製品製造工場		3
(2) 養牛業		2	(7) 窯業・土石製品製造工場		5
(3) 養鶏業		0	(8) 鋳物製造工場		7
(4) 農地		1	(9) 非鉄金属製造工場		11
2. 飼料・肥料製造工場		6	(10) 一般機械器具製造工場		21
3. 食品製造工場		27	(11) その他		3
(1) 畜産食品製造工場		3	6. サービス業・その他		102
(2) 水産食品製造工場		4	(1) 廃棄物処理場		4
(3) パン・菓子製造工場		2	(2) 下水処理場		1
(4) めん類製造工場		1	(3) 火葬場		1
(5) 豆腐・油あげ・天ぷら製造工場		6	(4) 病院・診療所・検査センター		6
(6) コーヒー製造工場		5	(5) スーパーマーケット		4
(7) その他		6	(6) クリーニング店・洗たく工場		8
4. 化学工場		57	(7) 飲食店		22
(1) 無機化学工業製品製造工場		3	(8) ガソリンスタンド		1
(2) 石油化学系基礎製品製造工場		4	(9) 旅館・ホテル		1
(3) 油脂加工製品製造工場		5	(10) 廃品回収業		5
(4) 塗料・印刷インキ製造工場		3	(11) 自動車修理工場		22
(5) 医薬品製造工場		1	(12) 倉庫		3
(6) プラスチック製品製造工場		5	(13) 一般事務所		8
(7) ゴム製品製造工場		5	(14) その他		16
(8) めっき工場		27	7. 移動発生源		1
(9) その他		4	8. 建設作業現場		3
5. その他の製造工場		128	9. 下水・用水		43
(1) 繊維工場		11	10. ゴミ集積所		7
(2) 木材・木製品・家具製造工場		28	11. 個人住宅・アパート・寮		8
(3) 紙加工品製造工場		4	12. 不明		33
(4) 印刷工場		13	合計		421

図 5 - 1 用途地域別苦情発生率



一方、図 5 - 2 に悪臭に係る苦情陳情件数の地域別比較を示したが、これは、悪臭に関する 54 年度の本市における苦情件数と環境庁が集計した全国の苦情件数を比較したものである。これをみると、都市型と農村型の傾向は明らかであり、指定都市では、生活環境に密着したサービス業・その他の占める割合が高くなっている。

図 5 - 2 悪臭に係る苦情陳情件数の地域別比較



第 2 節 悪臭防止対策

1 法律による規制

本市では、48年8月1日、悪臭防止法にもとづき5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）の規制基準及び規制地域を告示し、さらに53年8月30日に追加3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）について告示した。

本市における規制地域ならびに規制基準は、次のとおりである。

(1) 悪臭に係る規制地域

大阪市の区域

(2) 悪臭に係る敷地境界基準

物 質 名	規 制 基 準 (ppm)	物 質 名	規 制 基 準 (ppm)
ア ン モ ニ ア	1	二 硫 化 メ チ ル	0.009
メチルメルカプタン	0.002	トリメチルアミン	0.005
硫 化 水 素	0.02	アセトアルデヒド	0.05
硫 化 メ チ ル	0.01	ス チ レ ン	0.4

2 規制指導

悪臭防止対策は、発生源における各種の除害施設等の設置によりかなりの成果をあげているが、苦情の訴え等の問題となるケースは中小企業に多く、本市では公害防止設備資金融資制度や跡地買上げ制度の活用のもとに、施設の改善、脱臭装置の設置、さらに工場の移転等の指導を行っている。その規制指導状況は、表5-3に示すとおりである。

また、保健所における活動状況を表5-4に、悪臭苦情の訴えに対する措置内容を図5-3に示した。

なお、本市では、55年4月、悪臭規制の強化を図るため、悪臭規制係を新設した。

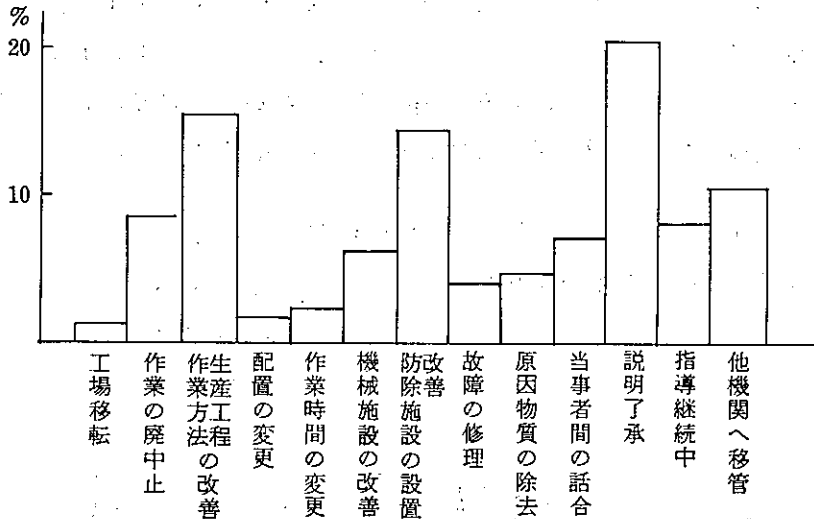
表 5 - 3 規制指導状況

立 入 状 況						呼出指導	措 置	
届 出	融 資	陳 情	規 制	その他	計		命 令	指 示
26	6	30	336	24	422	77	0	8

表 5 - 4 保健所における活動状況

立 入 状 況			呼出指導件数	検 査 測 定 件 数	
件 数	施 設 数	延 人 員		測 定	検 体 採 取
2,459	4,712	5,558	224	105	9

図 5 - 3 措 置 内 容



3 化製場悪臭対策

畜産廃棄物を有効処理する化製場は、公共性の高い重要な施設である。必要不可欠といえるこれらの施設から発生する臭気が、しばしば深刻な悪臭被害を及ぼし、全国的にみても大きな社会問題となっている。

本市では、従来から、化製場における悪臭対策については、畜産廃棄物の適正処理とあわせて積極的に取り組んできた。ことに、食肉市場と隣接した地域

に集中した5工場に対しては、41年から46年にかけて獣糞の蒸製処理に重点をおいた諸施策の指導を実施してきた。しかし、近時、設備の老朽化に加えて立地周辺地域の再開発等に伴い、悪臭被害が激増しその解決が急務となったので、51年から54年にかけて、これらの工場における悪臭防除について経済性、対策技術を考慮しながら現地における実施可能な対策を進めてきた。その経過の概要及び効果判定は、次のとおりである。

(1) 化製場悪臭対策の経過概要

51年：悪臭防止の情報・資料収集と実態把握

52年：対策の促進と悪臭排出量実態調査

53年：対策技術の検討と実施の条件整備

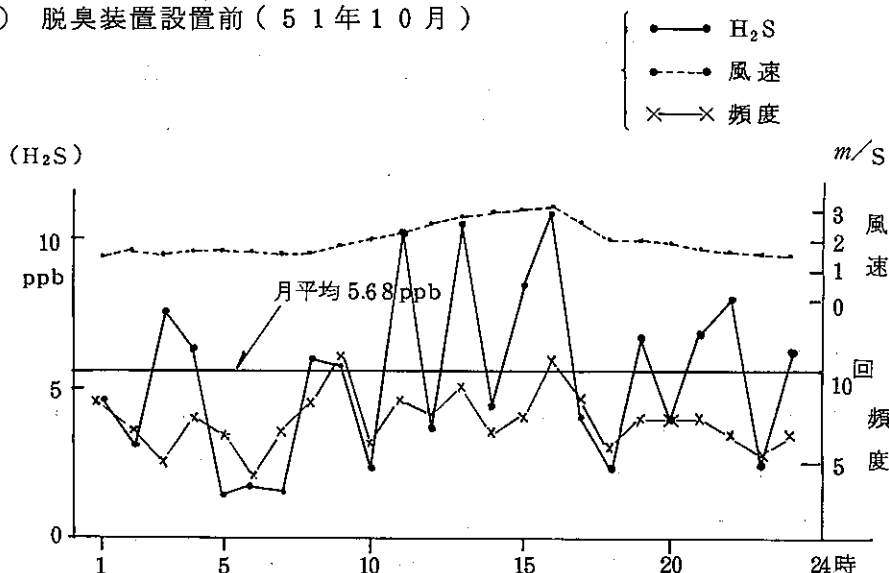
54年：脱臭工事完了、事後評価、装置の維持管理指導

(2) 効果判定

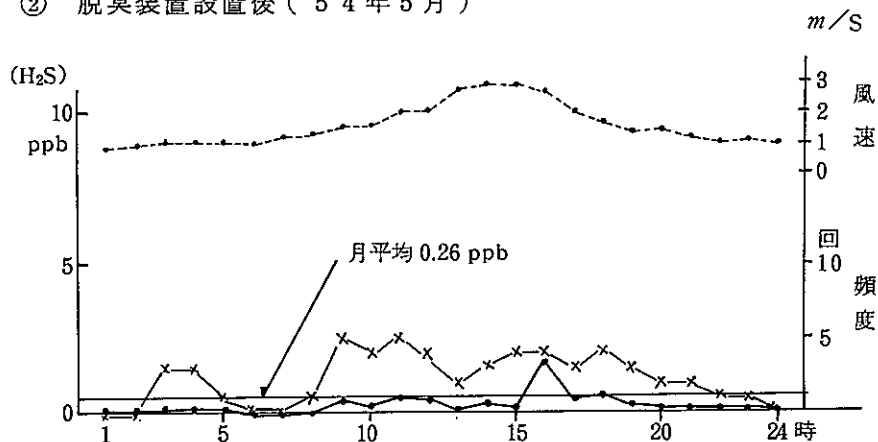
化製場の悪臭処理装置の設置後において、硫化水素を指標とした環境濃度の24時間連続測定を1カ月間にわたって実施した。図5-4は、脱臭装置設置前後の時間平均変化を示したものであり、設置前の51年10月においては、1時間値の月平均値は5.68 ppbであったが、設置後の54年5月には0.26 ppbとなり、環境悪臭は約20分の1に改善された。

図5-4 大気環境における硫化水素濃度の時間平均変化

① 脱臭装置設置前(51年10月)



② 脱臭装置設置後（54年5月）



- (注) 1. 検出頻度は、時間値 5.0 ppb 以上の濃度になった場合を 1 として積算したものである。
 2. 測定方法は、連続自動測定器によるモリブデン酸比色法

4 悪臭の評価方法の検討

現行の悪臭防止法では、ガスクロマトグラフ等の機器を用いて測定し、悪臭物質の濃度を規制する方法を採用しているが、悪臭公害は発生源が多種多様な物質からなり、また、ほとんどの場合が低濃度の複合体であるため、その被害の程度や影響範囲を知る上において、機器分析のみでは、不十分と思われる。この問題に対処するため人の嗅覚を尺度とした官能試験法の研究を昭和54年度から開始し、現在官能試験法のうち三点比較式臭袋法について検討を行っている。この調査研究を基に、今後は悪臭防止対策の評価方法の改良を図っていくこととしている。



Figure 1: A line graph showing a fluctuating trend over time.

The graph displays a series of data points connected by a line, illustrating a pattern that rises to a peak and then falls. The x-axis is labeled 'Time' and ranges from 0 to 450 in increments of 10. The y-axis is labeled 'Value' and ranges from 0 to 100 in increments of 10. The data points are approximately as follows:

Time	Value
0	10
10	20
20	30
30	40
40	50
50	60
60	70
70	80
80	90
90	100
100	90
110	80
120	70
130	60
140	50
150	40
160	30
170	20
180	10
190	20
200	30
210	40
220	50
230	60
240	70
250	80
260	90
270	100
280	90
290	80
300	70
310	60
320	50
330	40
340	30
350	20
360	10
370	20
380	30
390	40
400	50
410	60
420	70
430	80
440	90
450	100

第6章

産業廃棄物

第6章 産業廃棄物

第1節 環境汚染の要因

廃棄物問題は、かつて清潔を保持することにより公衆衛生の向上を図っていかうとする面から取りくまれてきたが、近年における産業活動の進展や消費活動の拡大などに伴って増大し多様化してきた廃棄物の処理にあたっては、これを適正に処理処分することにより環境汚染を未然に防止するとともに、資源化、再利用を進めていこうとする面が大きくとりあげられている。

廃棄物は適正に処理処分が行われるまでに多くの環境汚染の要因となっており、とくに産業廃棄物はこれまで不適正な処理処分による多くの社会問題を惹起してきた。

産業廃棄物の中には環境や人の健康に影響を及ぼす有害物質が含まれるものもあり、これらの処分にあたっては、無害化、安定化など万全の措置が講じられなければならない。また処理施設や処分地からの二次公害の防止を図る必要もあり、さらに収集、運搬に伴う粉じん、悪臭等の防止も図らなければならない。

廃棄物の処理にあたっては、このような環境保全上の措置はもちろん最終処分を行うための限りある空間を有効に利用するための減量化とともに、資源化、再生利用の推進が要請されている。

1. 廃棄物の種類と定義

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により一般廃棄物と産業廃棄物とに区分され、産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、質的及び量的に環境汚染源として重要な因子になるものが特定されている。

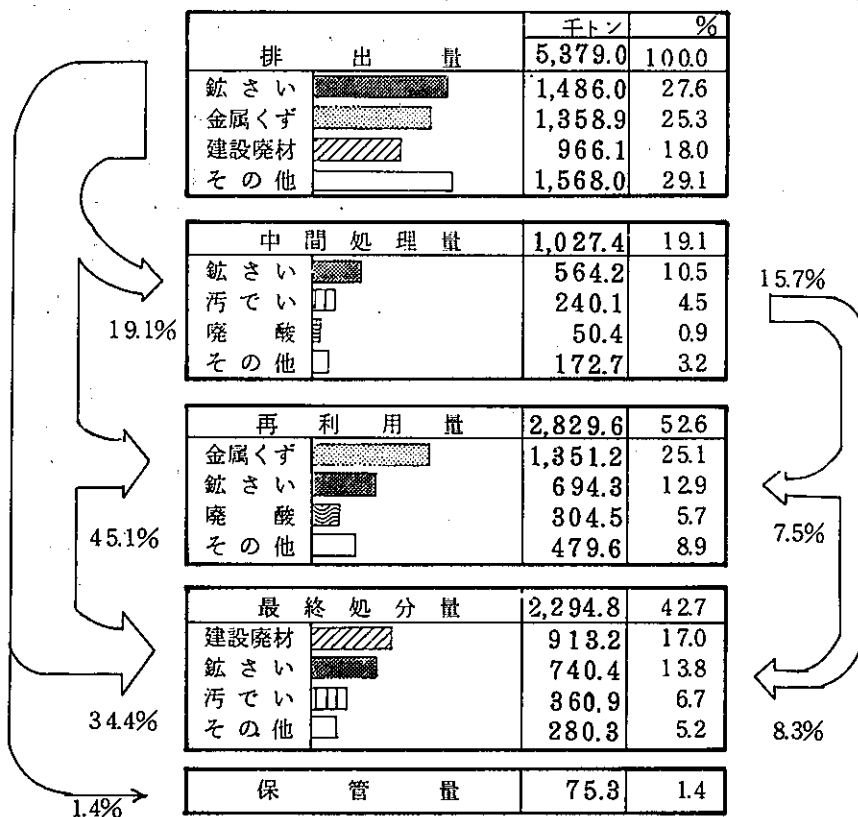
廃棄物の種類と定義は表 6-1 のとおりである。

2. 産業廃棄物の排出量と処理処分状況

図6-1に示すように、54年の1年間に大阪市域から排出された産業廃棄物の量は538万トン（公共都市施設分は除く）と推計され、そのうち103万トン（19.1%）が中間処理にまわり、84万トン（15.7%）の残渣が生ずる。この残渣量の約半分を含めた283万トン（52.6%）が再利用され、229万トン（42.7%）は埋立等最終処分されていると推計される。このうち製造業の行政区別排出量は、図6-2に示すとおりである。

最終処分される産業廃棄物はぼう大な量におよび、これを排出者責任のもとに事業者の個別処理のみに委ねることは、中小企業が多くまた市域の狭小な本市では、生活環境の保全上支障があり、不法投棄の原因ともなるので、公共関与による最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の長期的、総合的な処理対策が必要である。

図6-1 産業廃棄物の排出量及び処理処分状況（昭和54年）

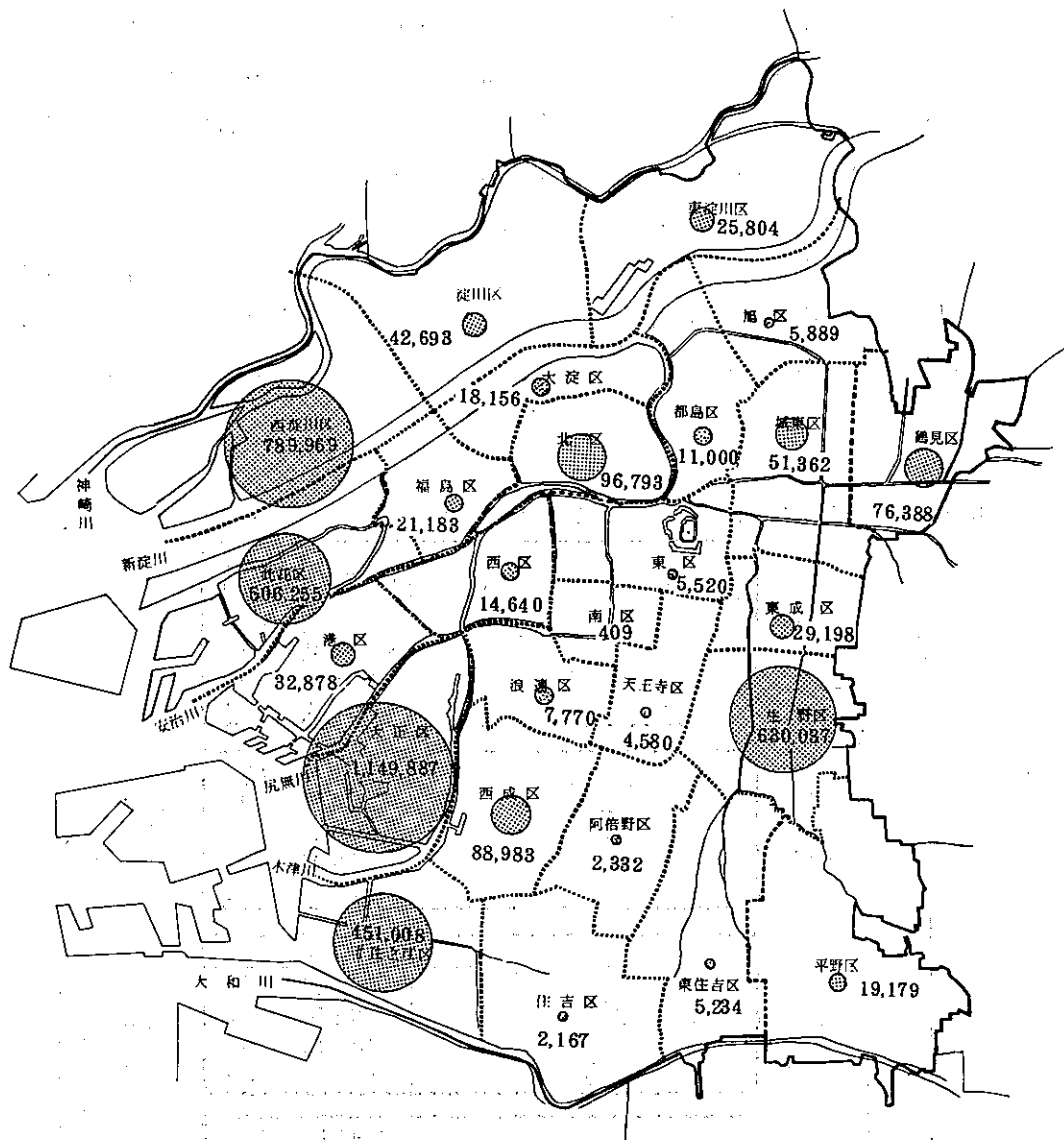


(注) 1 50年実態調査結果より推計

2 公共都市施設から排出される産業廃棄物は除く。

図 6 - 2 行政区別排出量（製造業）推計（54年度）

（全市 4,089,314 トン/年）



第2節 産業廃棄物処理対策

45年12月25日制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物はこれを排出する事業者の責任において処理するという新たな処理体系の整備が図られ、その適正な処理を確保するための規制措置が定められたが、その後の法の運用は必ずしも円滑ではなく、不法投棄や無許可処理が社会問題として指摘されてきた。

50年夏の6価クロム問題を契機にして、廃棄物による環境汚染防止のための規制措置を強化し、処理体制を拡充するため、51年6月同法の一部が改正され、52年3月15日から施行されている。

1. 法律による規制

(1) 産業廃棄物排出事業者

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物を自らの責任で処理しなければならないが、処理にあたって各種の基準等を遵守しなければならないこととされている。

その主な事項は、次のとおりである。

ア 保管、収集、運搬、処分の基準を遵守すること

- ・飛散、流出、悪臭等の防止
- ・種類毎の処理基準の設定
- ・埋立地周辺の水域及び地下水の汚染防止
- ・海洋投入処分ができる産業廃棄物の特定

イ 処理の委託の基準を遵守すること

許可を受けている処理業者であって、委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものであること

ウ 産業廃棄物処理責任者を置くこと

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物処理施設を設置している事業場

エ 産業廃棄物処理施設設置の届出及び適正な維持管理を行うこと

オ 処理の状況について、帳簿に記載し保存すること

カ 一定の事業者について、処理処分報告の義務

なお、事業者が自己処理のため設置した産業廃棄物処理施設で法に基づく届出を受理している件数は、55年3月末日現在で94件であり、処理施設

の種類別内訳は表 6-2 のとおりである。

表 6-2 産業廃棄物処理施設設置届出の受理状況

(昭和 55 年 3 月末日現在)

処 理 施 設 の 種 類	届 出 件 数
1. 汚でい脱水施設	58
2. 汚でい乾燥施設	2
3. 汚でい焼却施設	4
4. 廃油油水分離施設	3
5. 廃油焼却施設	10
6. 廃酸中和施設	2
7. 廃アルカリ中和施設	0
8. 廃プラスチック類焼却施設	4
9. 廃プラスチック類破砕施設	1
10. 汚でいのコンクリート固型化施設	6
11. 水銀又はその化合物を含む汚でいのばい焼施設	0
12. シアン化合物分解施設	3
13. 廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物焼却施設	0
14. PCB 汚染物洗浄施設	0
15. 最終処分場	1(6)
計	94(6)

- (注) 1 下水道へ放流する除外施設は対象外とした。
 2 ()は法改正以前から設置されている施設で、届出対象外
 3 産業廃棄物処理業者の処理施設を含む。

(2) 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬または処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(政令市にあっては市長)の許可を受けなければならない。許可にあたっては、その事業の用に供する施設等が基準に適合するものであるかが厳正に審査されている。

収集・運搬・処分にあたっては、事業者の項であげた基準を遵守しなければならないほか、帳簿の記載、保存、その他報告等が義務づけられている。また、処理の委託を受けた産業廃棄物の処理を更に他人に再委託することが禁止されている。

55年3月末日現在で本市が許可した産業廃棄物処理業者は1,293業者で、このうち54年度の許可件数は289（変更許可は除く）である。

許可業者の業種別及び取り扱う産業廃棄物の種類別内訳は、表6-3のとおりである。

なお、産業廃棄物再生利用業者（再生利用されることが確実であると市長が認めた産業廃棄物みの収集、運搬または処分を行うため市長の指定を受けた者）は、54年8月に指定開始以来、55年3月末日現在で2件ある。

表6-3 産業廃棄物処理業許可状況

（昭和55年3月末日現在）

廃棄物の種類		許可件数	業 種		許可件数
取 扱 産 業 廃 棄 物 別 許 可 業 者 数	1. 燃 え が ら	57	業 種 別 許 可 業 者 数	1. 収 集 ・ 運 搬	1241
	2. 汚 て い	268		2. 中 間 処 理	11
	3. 廃 油	299		3. 埋 立 処 分	0
	4. 廃 酸	58		4. 収 集 ・ 運 搬 中 間 処 理	25
	5. 廃 アルカリ	53		5. 収 集 ・ 運 搬 埋 立 処 分	8
	6. 廃プラスチック類	559		6. 収 集 ・ 運 搬 中 間 埋 立 処 理	1
	7. 紙 く ず	305		7. 中 間 処 理 埋 立 処 分	0
	8. 木 く ず	313		8. 海 洋 投 入 処 分	6
	9. 繊 維 く ず	268		9. 収 集 ・ 運 搬 海 洋 投 入 処 分	1
	10. 動植物性残渣	225		合 計	1293
	11. ゴ ム く ず	276			
	12. 金 属 く ず	423			
	13. ガ ラ ス く ず	359			
	14. 鋳 さ い	103			
	15. 建 設 廃 材	581			
	16. 動物のふん尿	0			
	17. 動物の死体	0			
	18. ダ ス ト 類	52			
	19. 処分するために 処理したもの	237			
合 計	4,436				

2. 大阪市廃棄物処理計画の推進

狭あいな地域の中で、多種多量に排出される廃棄物の適正な処理を総合的、長期的にすすめ、あわせて生活環境の保全を図るため、本市における廃棄物処理に関する基本姿勢と方針を明らかにした「大阪市廃棄物処理計画」を51年3月に策定し、推進している。

この計画は、50年度を初年度とし58年度を目標年度とする9ヵ年計画となっており、一般廃棄物、産業廃棄物について、それぞれ具体的目標を設定し、年次の実施計画に従って推進している。

(1) 一般廃棄物についての目標設定項目

- ア 収集、輸送体制の整備
- イ ごみ焼却工場の建設
- ウ 埋立処分地の確保
- エ ごみの規制と減量化
- オ 美化運動、環境整備事業の推進

(2) 産業廃棄物についての目標設定項目

- ア 産業廃棄物の資源化、再利用、中間処理の目標
- イ 最終処分の目標
- ウ 事業者、処理業者に対する規制指導
- エ 不法投棄の防止
- オ 埋立処分に伴う環境汚染の監視
- カ 公共関与による中間処理事業、最終処分事業

このほか、廃棄物処理におけるエネルギー回収など、資源化、再利用を追求していくための廃棄物総合処理システム構想をうちだし、調査、研究を推進している。

また、本計画推進にあたっての問題点として、

- ① 環境汚染の防止に係る諸計画の策定には、産業廃棄物の処分に伴う影響を算入する必要があること
 - ② 最終処分場の確保は広域的視野で進められなければならないこと
 - ③ 事業の実施にあたっては地域住民の理解と協力が必要であること
- などがあげられている。

3. 規制指導

(1) 排出事業者に対する規制・指導

産業廃棄物処理に係る各種基準の遵守をはじめとする法規制の徹底をはかるため有害産業廃棄物排出事業場74事業場ならびに従業員10人以上の製造業6,215事業場を対象に3カ年計画の初年度として、2,120件について保管処理等の報告を徴収し、うち81件に立入り適正処理を指導した。

また、有害物質を含有する恐れのある産業廃棄物を排出する事業場ならびに産業廃棄物処理施設等458件に立入検査のうえ、採取した148検体を分析し、基準を越えるものについては適正処理を指導した。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する規制、指導

本市で許可した産業廃棄物処理業者について、215件の立入検査を実施し、改善の必要のあるものについて法令の基準に適合するよう指導した。

また、研修会の実施、報告の徴収など適正処理の推進に努めた。

現在の許可業者は1,293業者であるが、その大部分が収集・運搬業者であるので、業者間の再委託の禁止を徹底するとともに、取り扱い産業廃棄物の適正な処理について今後も更に立入検査、指導を強化することとしている。

(3) 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄の原因は、主として排出事業者が無許可の業者に処理を委託することによって生ずるため、排出事業者はこのようなことのないよう指導し、不法投棄を排出源から防止する対策を講じてきた。

不法投棄があった場合、現場確認のうえ、投棄者または委託者に対し原状回復の指導を行い、必要に応じて不法投棄物を採取、分析している。

投棄者または委託者が判明しない場合は、管理者責任に基づき不法投棄された土地の占有者または管理者に対しても同様の措置を実施している。

54年度末までの不法投棄件数は、表6-4に示すとおり廃油類を中心に発生している。

表 6 - 4 不法投棄発生件数

(昭和55年3月末日現在)

年度 廃棄物の種類	47	48	49	50	51	52	53	54	計
廃油	3	10	6	9	15	14	12	8	77
汚でい		1		1	4	1	1	1	9
廃酸				1		1	1		3
廃プラスチック類						2	2	1	5
廃アルカリ		1					2	1	4
ゴムくず						1			1
ガラスくず						1			1
建設廃材						1	1	1	3
その他		1		1	10	1	1	3	17
計	3	13	6	12	29	22	20	15	120

4. その他の対策

46年2月、大阪府と共同出資して設立した(財)大阪産業廃棄物処理公社は、産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、大阪府・市が行う産業廃棄物処理に係る公共関与の実施主体としてその事業の円滑な推進をはかっている。その活動状況は、次のとおりである。

- (1) 堺第7-3区における廃棄物の海面埋立処分事業(受入容量約4,500万トン)を、49年2月から開始し、53年4月1日から、これまでの廃土砂、がれき類のほか、無害汚でい、ダスト類、燃えがら、ゴムくず、廃プラスチック類の5品目が新たに受入れされた。54年度の受入実績は143万トンとなっている。
- (2) 北港処分地第2・3工区におけるしゅんせつ土砂等の受入事業(受入容量約1,680万 m^3)を50年7月から開始し、54年度中の受入実績は270万 m^3 となっている。
- (3) 52年5月、産業廃棄物無害化処理工場(クリーン大阪センター)の操業を開始したが、ここで無害化処理されるめっき汚でい等は日量約23トンに達し、54年度には6,200トンの処理実績をあげ市内の電気めっき事業所で排出される汚でいの大部分を処理している。

- (4) その他最終処分事業として、北港処分地第1工区において産業廃棄物の受入れを計画しており、陸上輸送から海上輸送に積替えるための中継基地の確保について、現在、地元住民の理解と協力を求めている。

5. 調査研究等

「大阪市廃棄物処理計画」を推進するため51年4月「大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会」（事務局・下水道局）を設置し、長期的展望に立った都市廃棄物総合処理システムの開発、促進をはかることとなった。

当面、51年度を初年度とするローリング方式の3カ年計画で、廃棄物総合処理システム関連要素技術の調査研究及び都市施設廃棄物の有効利用等の諸課題について、実験プラントを設置して、基礎データの収集、検討を関係局が協調し実施している。調査研究内容は、表6-5に示すとおりである。

表6-5 廃棄物リサイクルシステム開発調査・研究内容総括表

① 廃棄物総合処理システム関係

要素技術開発調査検討項目	内 容
1. 微粉炭利用下・廃水の処理	(1) 下水汚泥の微粉炭添加脱水、加工処理 (2) 下水処理場各種返送水、2次処理水の微粉炭を用いた高度処理 以上を中規模テストプラント試験により、大型化、連続運転の可能性を探る。
2. 廃棄物物質資源回収 3. 廃棄物エネルギー資源回収	(1) 下水汚泥と都市ごみの混合、湿式分別による有価物の回収 (2) 混合スラリーの脱水 (3) 脱水ケーキの乾燥、熱分解、焼却、エネルギー回収 以上を、中規模テストプラントにより試験を行い、大型化、実用化の可能性を探索する。
4. 総合評価	廃棄物総合処理システムについて、テクノロジーアセスメント、環境影響評価、社会、経済影響調査を行う。この場合、代替要素技術をも考慮する。

② 廃棄物有効利用関係

要素技術開発調査検討項目	内 容
1. 下・廃水の有効利用	<p>(1) 下水処理水の再利用、水域の環境基準達成を目的とした高度処理技術の開発</p> <p>(2) 都市における種々の水の再利用の方策の調査、検討を行い、大阪市における水の再利用システムを確立する。</p>
2. 道路工事排出土砂の再利用	<p>残土の資源への有効性について、その利用可能な方法について検討し、実用化を図ることにより残土の減量、処分の適正化を図る。</p>
3. 社会・経済影響評価	<p>廃棄物のリサイクル、有効利用に伴う社会、経済影響等の社会システム全般に亘る調査、研究</p>

第7章

公害保健対策

第7章 公害保健対策

第1節 公害健康被害補償制度

49年9月1日公害健康被害補償法の施行により、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による指定地域であった西淀川区が引続いて本法の指定地域となった。その後、49年11月30日及び50年12月19日の2回にわたり地域指定の追加拡大が行われ、大阪市全域が本法の指定地域になっている。

公害健康被害補償制度は、基本的には民事責任をふまえた損害を填補する制度としての性格をもつものであり、本市ではこの法律に基づいて大気汚染の影響による健康被害を填補するための補償を行うとともに被害者の福祉に必要な事業を推進し、健康被害者の迅速かつ公正な保護を図っている。

1. 健康被害者の認定

指定地域に一定期間以上居住または通勤等をしており、次の指定疾病にかかっている人を対象として、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて市長が認定している。

- (1) 慢性気管支炎及びその続発症
- (2) 気管支ぜん息及びその続発症
- (3) ぜん息性気管支炎及びその続発症
- (4) 肺気腫及びその続発症

なお、昭和55年6月30日現在の認定状況は、表7-1～表7-3のとおりである。

表 7 - 1 行政区別認定数

事項 区名	認定数	取 消 数			身 在 認定数	事項 区名	認定数	取 消 数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	97	7	7	1	82	東淀川	491	81	23	7	375
都 島	500	66	29	4	401	東 成	387	20	40	3	324
福 島	584	63	65	5	451	生 野	1,644	156	159	16	1,313
此 花	2,612	481	151	14	1,966	旭	520	49	50	7	414
東	134	16	9		109	城 東	2,032	194	134	12	1,692
西	462	65	27	1	369	鶴 見	673	68	34	4	567
港	1,221	132	104	4	981	阿倍野	315	22	19	1	273
大 正	1,473	207	106	9	1,151	住之江	1,005	107	82	2	814
天王寺	190	28	13		149	住 吉	735	81	47	5	602
南	108	6	11	1	90	東住吉	721	63	44	6	608
浪 速	549	36	47	4	462	平 野	883	96	60	5	722
大 淀	223	29	11	2	181	西 成	1,731	168	174	14	1,375
西淀川	6,010	1,583	503	50	3,874						
淀 川	1,097	144	78	7	868	総 計	26,397	3,968	2,032	184	20,213

表 7 - 2 認定疾病別内訳

年 令	病 名	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺 気 し ゅ	計
15 歳 以 上		5,879	7,051	343	959	14,232
15 歳 未 満		70	3,719	2,191	1	5,981
計		5,949	10,770	2,534	960	20,213

表 7 - 3 障害等級別内訳

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
障害補償費 決定数	23	471	4,961	6,301	1,991	13,747
児童補償手当 決定数	0	11	333	3,722	1,660	5,726
計	23	482	5,294	10,023	3,651	19,473

(注)

- 特 級……………労働不能、常時介護を要する状態
- 1 級……………労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
- 2 級……………労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
- 3 級……………労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
- 級 外……………3級に該当しない状態

(15歳以下の児童については、労働能力は適用外)

2. 補償給付

公害健康被害者として認定を受けた者（被認定者）及びその遺族等に対し、表 7 - 4 に示す 7 種類の補償給付を行っており、補償給付状況は表 7 - 5 のとおりである。

表 7 - 4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、入院・通院の状況に応じて毎月支給 15,500円（通院日数4日以上14日以内）～ 24,500円（入院日数15日以上）
障害補償費	被認定者が指定疾病により一定の障害の程度にあるとき、その障害の程度に応じて定期的に支給

種 類	給 付 内 容
	基礎月額 男 子 68,600円～203,300円 女 子 63,600円～101,900円 障害等級 特 級 基礎月額 + 介護加算(30,900円) 1 級 // 2 級 // の50% 3 級 // の30%
児童補償手当	15歳に達しない児童の指定疾病による障害の程度が一定の障害の程度に 該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 特 級 月額 72,900円(介護加算30,900円を含む) 1 級 42,000円 2 級 21,000円 3 級 12,600円
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によっ て生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額(100%起因する場合) 男 子 60,000円～177,900円 女 子 55,700円～89,100円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場 合等に、一定範囲の遺族に一時金として支給 支 給 額(100%起因する場合) 基礎月額 × 36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基 づき支給 支 給 額 197,500円～395,000円

(注) 表中の支給金額はS55.8.1現在

表 7 - 5 補償給付状況

年 度	支 給 額 (千円)
49年度	649,710
50 "	4,334,540
51 "	10,550,155
52 "	16,458,454
53 "	19,915,610
54 "	21,846,641

3. 公害保健福祉事業

指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康の回復、増進などを図るため次の事業を行っている。

(1) リハビリテーション事業

被認定者に対し、リハビリテーションに係る呼吸訓練、運動療法等を行い、基礎的体力の増進及び疾病に対する知識普及を図ることにより、健康の回復に資するものである。

実施状況

年 度	実施回数(回)	参加人員(人)
51年度	13	459
52 "	41	1,366
53 "	192	4,686
54 "	391	7,051
55 " (4月～6月)	105	1,884

(2) 転地療養事業

被認定者を空気の清浄な場所において保養させるとともに呼吸機能回復訓練、療養生活上の指導等を行い健康の回復及び保持、増進を図るものである。

実施状況

年 度	実施回数(回)	参加人員(人)	場 所
49年度	2	74	日の岬国民宿舎
50 "	4	204	大阪市立貝塚養護学校 国民宿舎信貴山荘ほか
51 "	6	296	大阪市立貝塚養護学校 国民宿舎五条緑水苑ほか

年 度	実施回数(回)	参加人員(人)	場 所
52年度	52	886	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国立療養所西奈良病院ほか
53 "	52	816	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎五条緑水苑
54 "	50	649	国家公務員共済組合連合会長尾病院 大阪市立びわ湖青少年の家ほか
55 " (4月~6月)	15	178	国家公務員共済組合連合会長尾病院

(3) 家庭療養用具支給事業

ア 空気清浄機

病状の程度から必要度の高い在宅療養者に対して、室内の空気を清浄にする空気清浄機を貸与し、治療効果の促進を図るものである。

実施状況

年 度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度 (4月~6月)
支給台数 (台)	254	59	92	122	28	5	2

イ 加湿器

病状の程度から必要度の高い在宅療養者に対して、加湿器により適正な湿度を与えることにより、治療の効果を図るものである。

実施状況

年 度	53年度	54年度	55年度(4月~6月)
支給台数 (台)	22	0	0

(4) 家庭療養指導事業

被認定者に対し、日常生活の指導、保健指導等を行うとともに、あわせて家庭療養の手引書を支給し、病状回復の促進を図るものである。

実施状況

年 度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度 (4月~6月)
人員(人)	1,646	6,081	14,276	14,663	13,764	11,627	3,311

第2節 公害保健に関する調査

大気の汚染が人の健康に及ぼす影響についての科学的な調査、研究は、国等においても行われているが、本市においても、現在まで各種の疫学調査等を実施し、公害保健の推進に資している。

54年度においては、次のような調査を実施した。

1. 植物指標による影響調査

この調査は、50年から実施してきているが、今回は大阪市東部の城東区、東成区、生野区の3区についてポプラ葉内の重金属含有量、イオウ含有量、クロロフィル含有量及び樹木活性度の各分布パターンを調査した。

しかしながら環境汚染がいわゆる複合汚染であること、植物の汚染物吸収は選択的であること、さらに植物に対する影響には拮抗作用があることなどのため、今回調査した汚染度と植物活性度の間には1:1の対応が見られない場合も多かった。今後植物生理的な調査研究も必要であろう。

図7-1～図7-3はポプラ葉のイオウ含有量の分布を示しているが、量の高低による生育への影響は認められなかった。

図 7-1 城東区におけるポプラ葉内イオウ含有量の分布

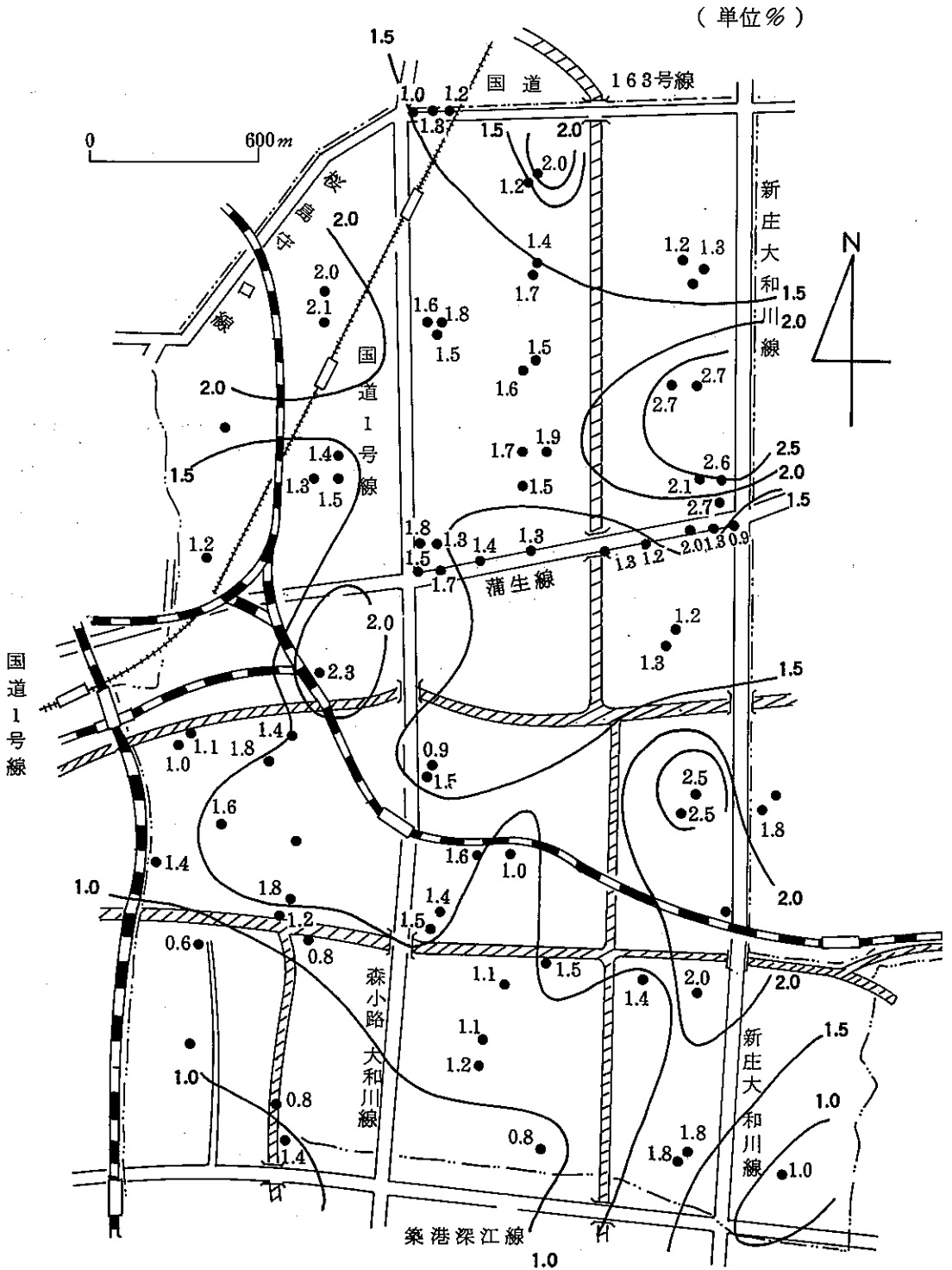
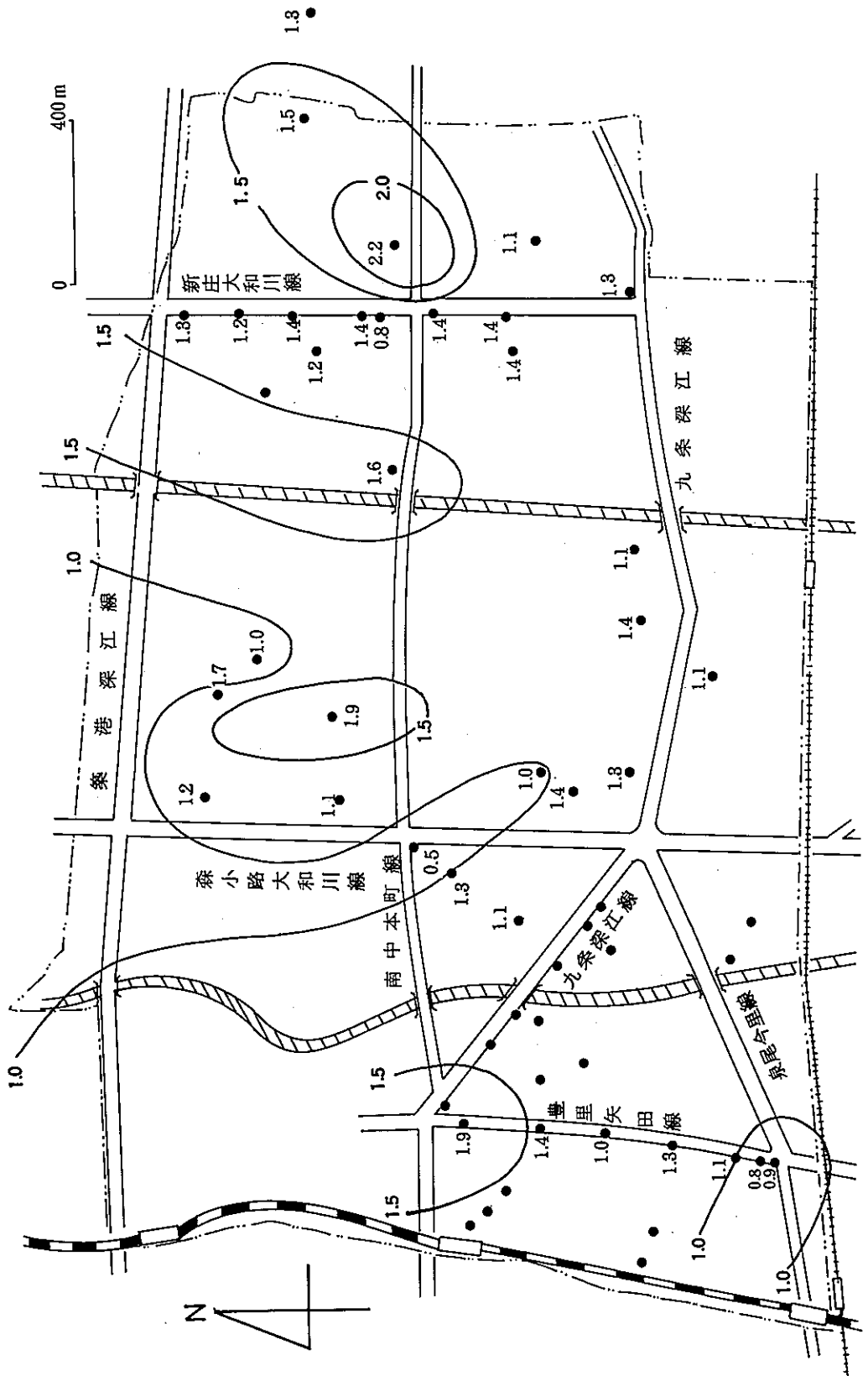


図7-2 東成区におけるボプラ葉内イオウ含有量の分布

(単位%)



2. 培養細胞による浮遊粒子状物質影響調査

昭和50年から連続5年間の調査において、北区（扇町中学校）等8カ所の大気モニタリングステーションで粉じんを捕集し、粉じん中のタール成分の動物肺に与える影響を生体細胞を用いて実験しているが、その結果では発ガン性その他の細胞毒性を現在のところ認めていない。なお、実施時期等は次のとおりである。

- | | | | | |
|----------|-------------|-------|------|-------|
| (1) 実施時期 | 50年度 ～ 54年度 | | | |
| (2) 採取地点 | 北 区 | 扇町中学校 | 生野区 | 勝山中学校 |
| | 此花区 | 此花区役所 | 城東区 | 聖賢小学校 |
| | 大正区 | 平尾小学校 | 住之江区 | 南稜中学校 |
| | 西淀川区 | 淀中学校 | 平野区 | 摂陽中学校 |
| (3) 使用細胞 | ヒイラー細胞 | | | |

3. 学童の頭髮中重金属影響調査

重金属影響調査は52年度から実施しているが、今回は大気中微量金属の生体内蓄積を検討した。対象は大阪市内で大気モニタリングステーションをもつ大正区の平尾小学校（62名）、城東区の聖賢小学校（36名）及び大阪府富田林市の大気モニタリングステーション近辺の小学校（41名）の6年生男子139名を選び、頭髮中の金属量を測定した。

調査結果は表7-6のとおりで、全般的にZn、Fe、Cu、Pb、Hg、Mn、Cdの順に多くなっており、児童の居住地域別比較ではMn、Fe、Cu、Pbは平尾小学校（大正区）が最も高値となっている。

また53年から54年への頭髮中金属量の推移は、図7-4のとおりで、平尾、聖賢小学校ともFeは増加傾向、Mn、Cdは低下傾向、Zn、Hgは横ばい傾向を示しており、頭髮中金属量と大気中金属量の年次推移の関係については表7-7のとおりで、いずれの金属種においても明らかな対応関係は認められなかった。

表 7 - 6 学童における頭髮中金属量

単位：μg/g

学校名	重金屬 マンガン (Mn)	鉄 (Fe)	銅 (Cu)	亜鉛 (Zn)	カドミウム (Cd)	水銀 (Hg)	鉛 (Pb)
平尾小学校 (大正)	0.393	19.14	10.64	127.9	0.178	3.030	7.75
聖賢小学校 (城東)	0.274	16.04	8.87	131.8	0.144	2.884	5.74
富田林市	0.364	14.90	9.08	138.7	0.185	3.685	4.73

(注) 数値はすべて算術平均のみを記載

図 7 - 4 頭髮中金属量の年次推移(同一対象者による)

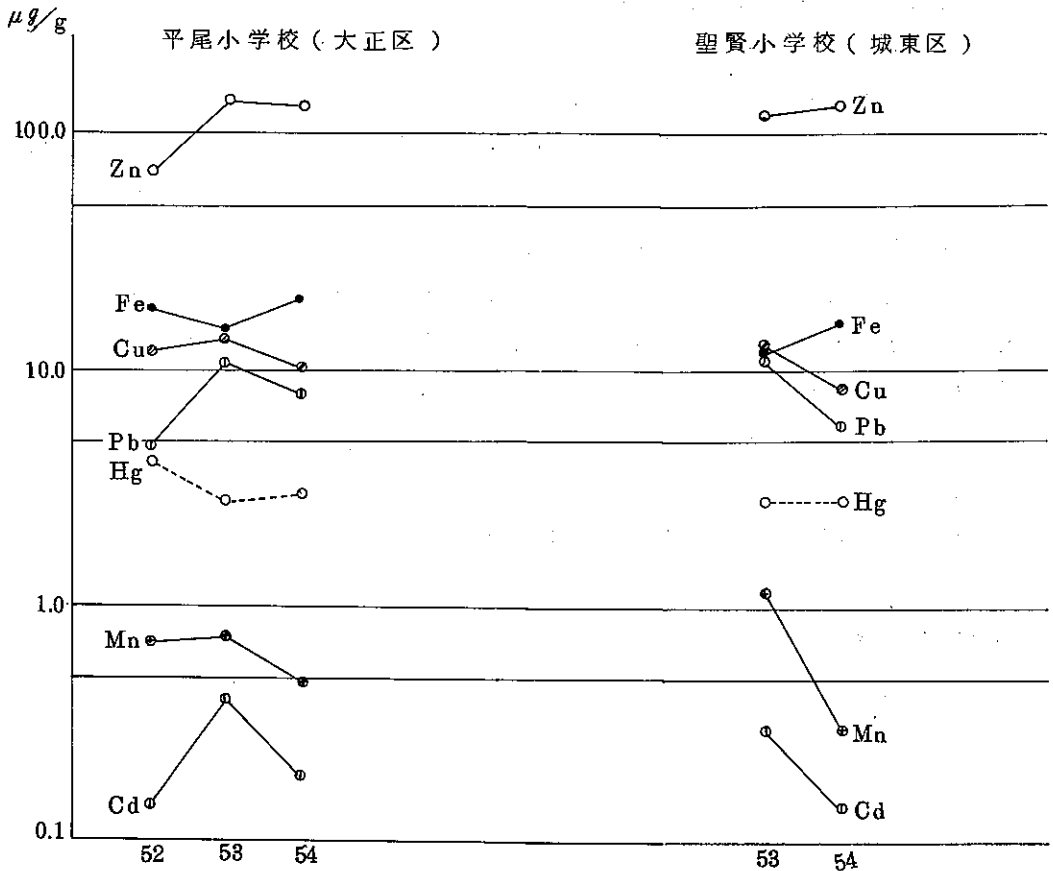


表7-7 頭髪中および大気中金属量の推移傾向

平尾小学校（大正区）						
年度	頭髪中金属量			大気中金属量		
	52	53	54	52	53	54
Mn	→	↘		→	→	
Fe	→	↗		→	→	
Cu	→	→		↘	↘	
Zn	↗	→				
Cd	↗	↘		→	↗	
Hg	↘	→				
Pb	↗	→		→	→	

聖賢小学校（城東区）						
年度	頭髪中金属量			大気中金属量		
	52	53	54	52	53	54
Mn		↘		→	→	
Fe		↗		→	→	
Cu		↘		↗	→	
Zn		→				
Cd		↘		↗	→	
Hg		→				
Pb		↘		↗	→	

4. 健康被害者の喫煙状況調査

公害健康被害補償法による54年12月末までの大阪市における被認定者の中で15才以上の13,658名について、喫煙が認定疾病に与える影響を分析する目的で喫煙状況を調査した。

喫煙状況として、性別、4種の公害認定疾病別に喫煙の有無及び病症の程度と喫煙の関係について検討を加えた。

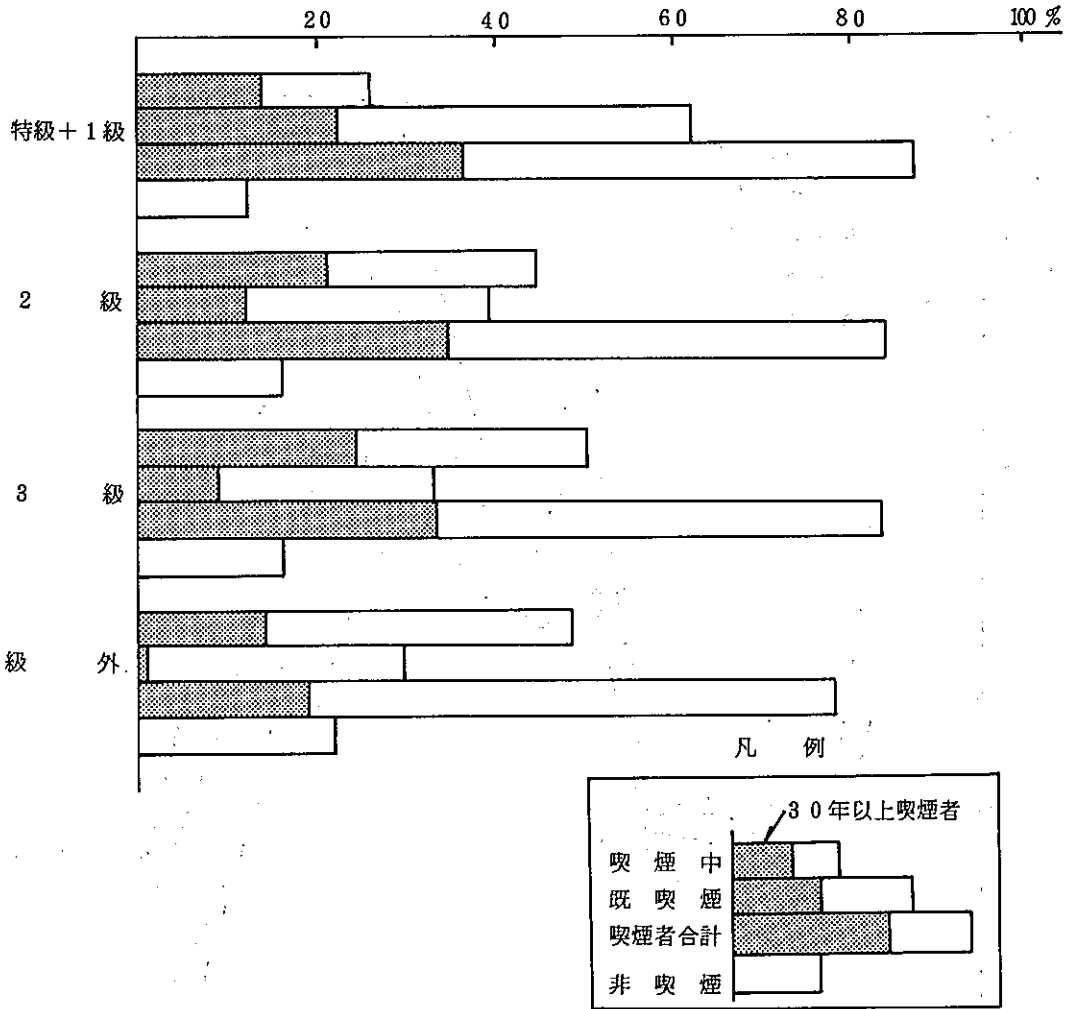
性別、疾病別の喫煙率は表7-8のとおりで、疾病別では男女とも肺気腫の被認定者において最も喫煙率が高く、次いで慢性気管支炎の被認定者が高くなっている。

また等級による病症の程度と喫煙状況について男性の慢性気管支炎では図7-5のとおりで、特級+1級の被認定者では前喫煙者の方が現在喫煙中のものより高率となっているが、2級、3級及び級外の被認定者においてはその率が逆転しており、病症が軽くなるに従い、現在喫煙中のものが前喫煙者よりも高率の傾向が出ている。なお、30年以上の喫煙者が占める割合は級外の被認定者が他の等級の被認定者よりも低率となっている。

表7-8 性別疾病別喫煙状況と病症の程度

疾病別 喫煙の有無	慢性気管支炎			肺気腫			気管支喘息			喘息性気管支炎			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
喫煙者 (%)	2,285 (84.2)	1,058 (35.0)	3,293 (58.0)	599 (85.7)	142 (49.5)	741 (75.2)	1,977 (71.1)	979 (25.8)	2,956 (44.9)	188 (72.7)	70 (30.8)	203 (49.5)	4,944 (78.2)	2,249 (30.6)	7,198 (52.7)
非喫煙者 (%)	420 (15.8)	1,967 (65.0)	2,387 (42.0)	100 (14.3)	145 (50.5)	245 (24.8)	805 (28.9)	2,821 (74.2)	3,626 (55.1)	50 (27.3)	157 (69.2)	207 (50.5)	1,375 (21.8)	5,090 (69.4)	6,465 (47.3)
合計 (%)	2,655 (100)	3,025 (100)	5,680 (100)	699 (100)	287 (100)	986 (100)	2,782 (100)	3,800 (100)	6,582 (100)	188 (100)	227 (100)	410 (100)	6,319 (100)	7,339 (100)	13,658 (100)

図7-5 喫煙状況と病症の程度(慢性気管支炎・男性)

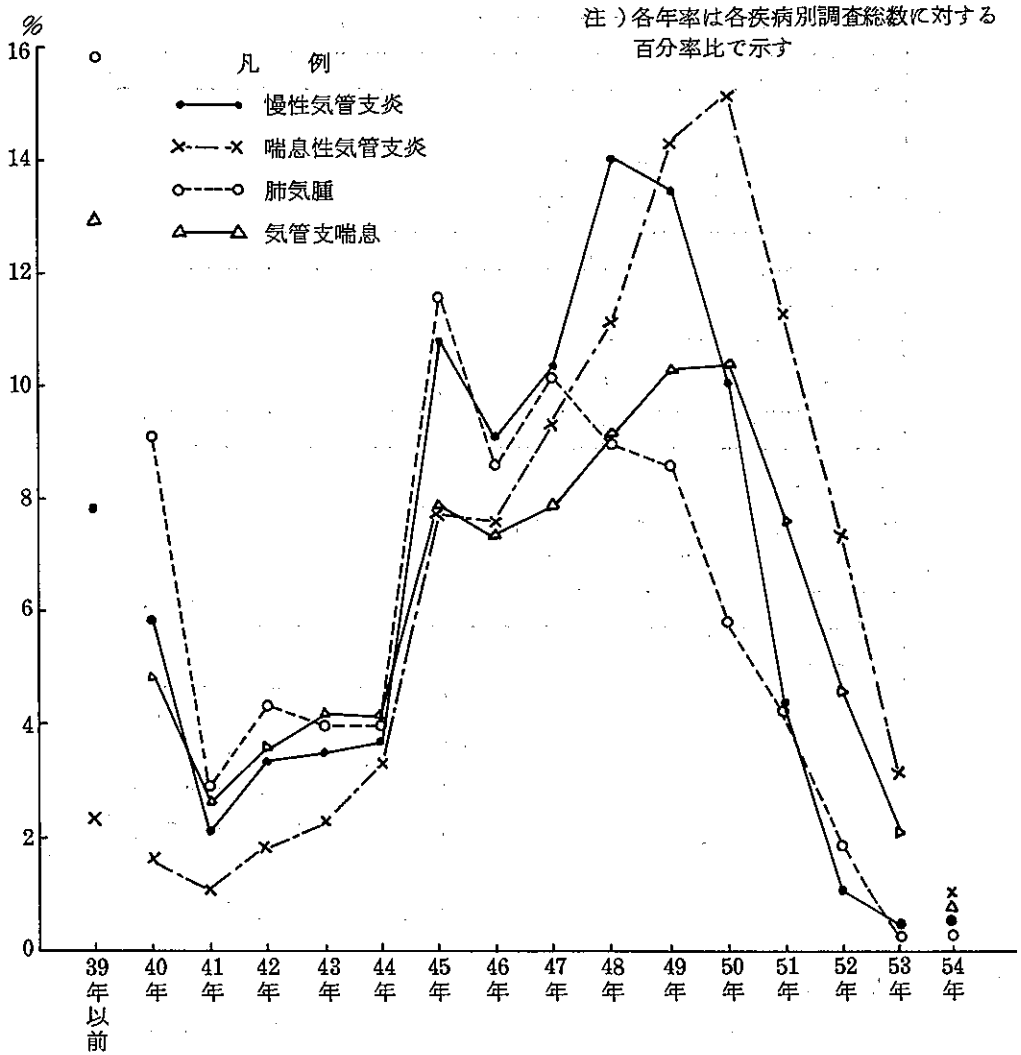


5. 公害指定疾病調査

公害健康被害補償法による4つの指定疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫)の54年12月末までの大阪市における被認定者25,665名のうち発病時期の明らかなもの23,572名について、主治医の報告をもとに推定発病年を調査した。

図7-6は疾病別に推定発病年を比較したものであるが、発病のパターンは各疾病によって若干の違いがあり、また50年以後はいつでも発病者の減少が認められる。

図 7-6 推定発病年別推移



第 8 章

その他の公害対策

第 8 章 その他の公害対策

第 1 節 工場適正分散事業

公害防止対策としては、公害防止技術の開発をはかることはもちろんであるが、抜本的な対策としては、住工の分離をはかっていくことが必要である。

本市においては、大阪市総合計画に基づく土地利用の純化のための一つとして、公害発生工場跡地の買取り及び公害防止事業団事業を利用しての工場集団化を促進し、買取り跡地を公共の用途に供することによって、公害による被害を防止するとともに市民の生活環境の改善をはかっている。

1. 工場跡地買収事業

公害の原因となっている工場の跡地の取得により、工場の移転を容易にし、公害防止に資するとともに、跡地の適切な利用により市街地の環境整備及び再開発に資することを目的として、昭和 44 年度から事業の推進につとめており、54 年度までに表 8-1 の実績をみている。これらの跡地は、公園、保育所、勤労青少年ホームなどの用途に供している。

表 8-1 工場跡地買収状況

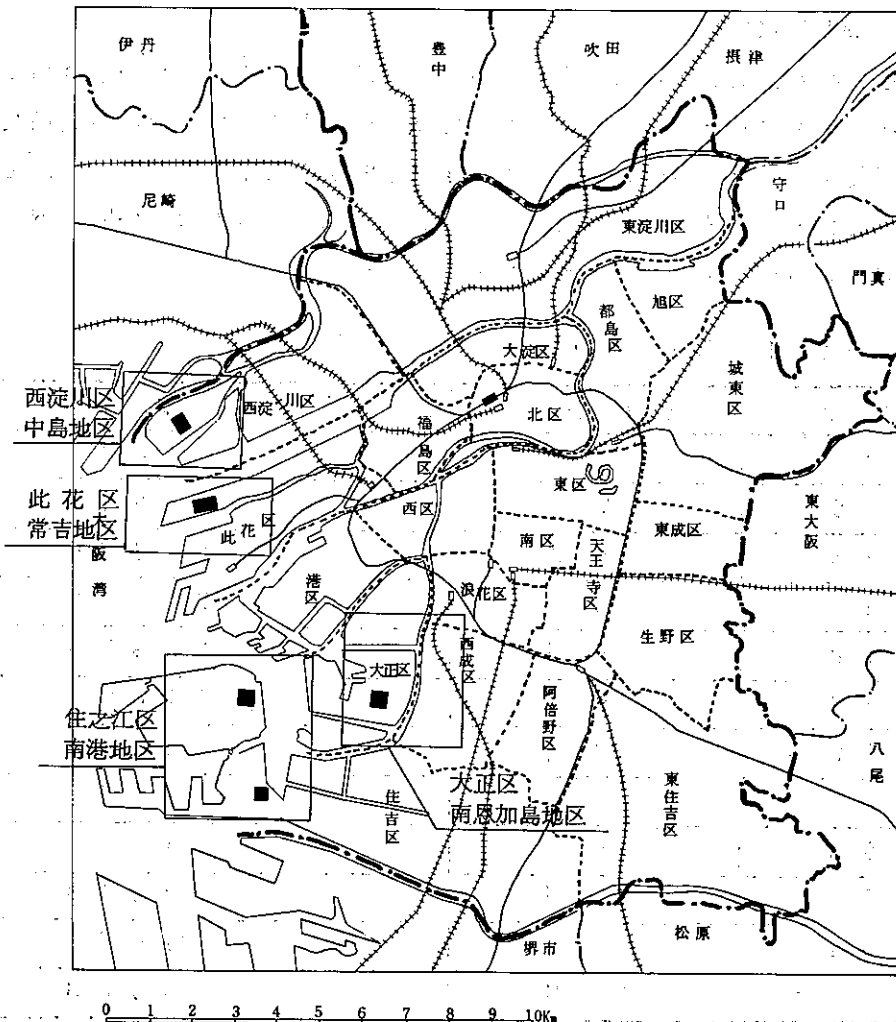
買 取 年 度	買 取 件 数	面 積 (㎡)
44	1 件	1,420
45	7 件	15,843
46	6 件	21,680
47	5 件	25,423
48	5 件	25,575
49	6 件	17,627
50	3 件	6,160
51	4 件	11,689
52	6 件	4,504
53	5 件	12,258
54	1 件	7,679
合 計	49 件	149,858

2. 公害発生源工場の集団化事業

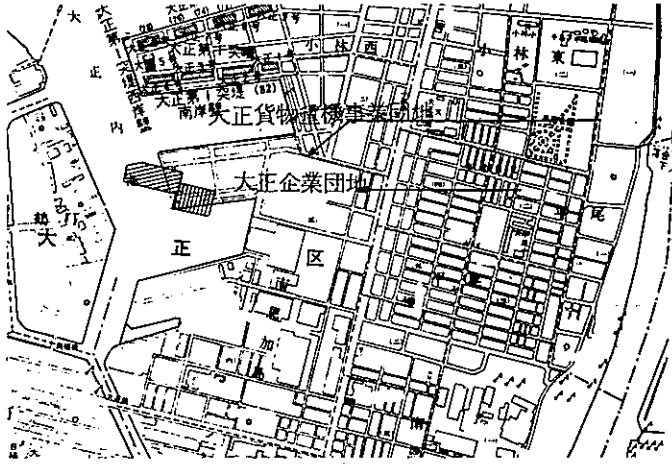
大阪南港埋立地（住之江区南港東三丁目、八丁目）、北港埋立地（此花区常吉二丁目）、住之江区平林北二丁目及び西淀川区中島二丁目に公害防止事業団事業並びに中小企業振興事業団事業により、シャーリング、鉄工、自動車整備業など騒音振動等の発生の著しい工場を集団で移転をはかり、公害防止のための中小企業団地を建設する事業を推進している。（図8-1）

事業の概要及び進捗状況は表8-2のとおりであるが、過密既成市街地での騒音振動公害の根本的解決は、公害発生源工場の移転を促進させる方策が最も効果的であるので、本事業は今後とも積極的に進める方針である。

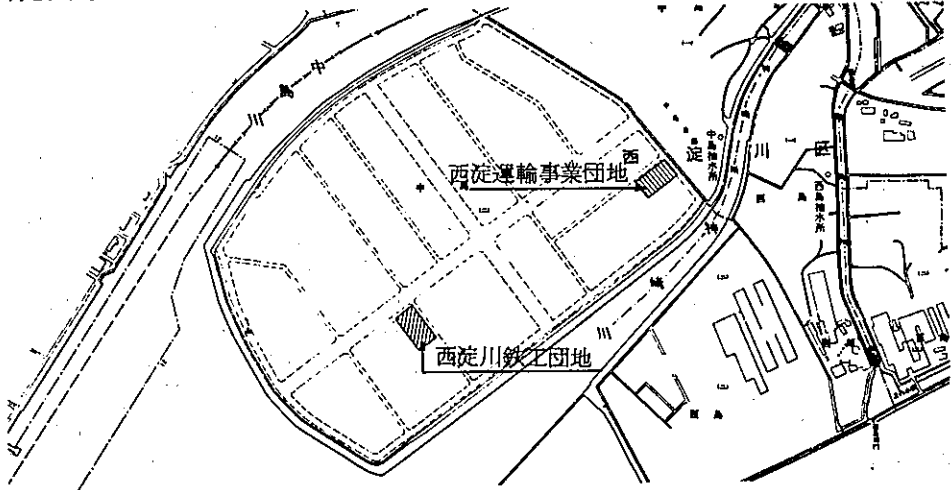
図8-1 公害防止団地位置図



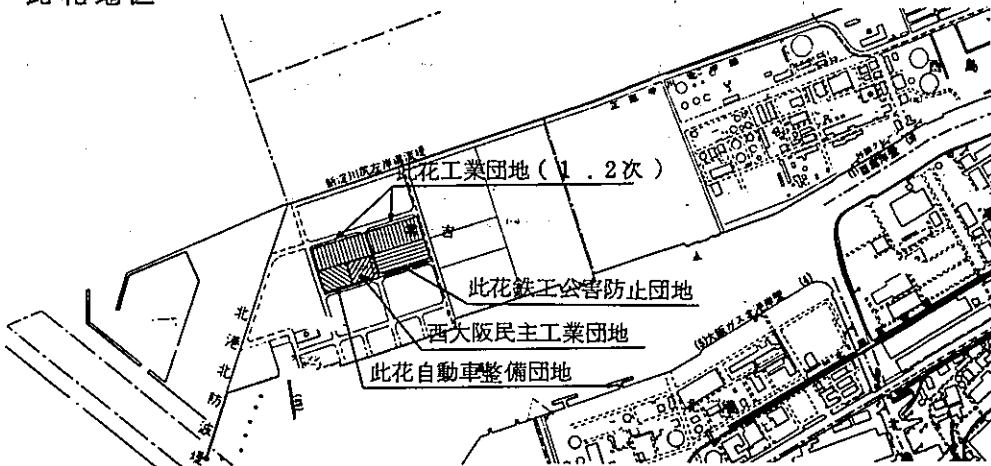
大正地区



西淀川地区



此花地区



住之江区南港地区

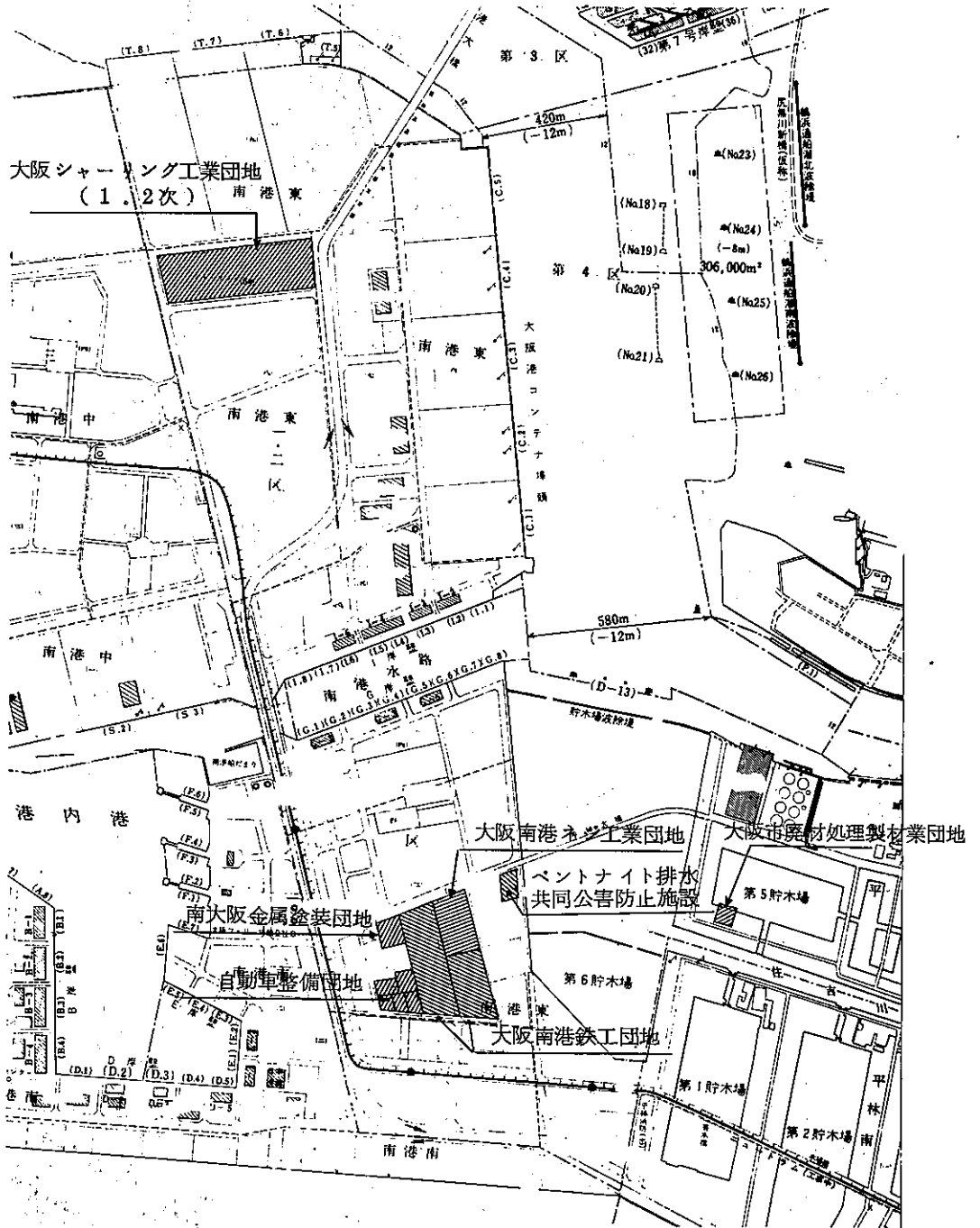


表 8 - 2 公害防止のための中小企業団地建設事業の概要

(55年7月現在)

事業年度	団地名	企業数	団地面積 (㎡)	総事業費 (概算)(円)	団地建設 (予定)地	進捗状況
45	大阪シャーリング 工業団地(一次)	14	63,000	3,410,000	住之江区南港 東八丁目	48.4 完 成
46	大阪シャーリング 工業団地(二次)	4	16,000	912,000	住之江区南港 東八丁目	49.9 完 成
	大阪南港 ネジ工業団地	16	21,000	1,913,000	住之江区南港 東三丁目	50.3 完 成
47	大阪南港鉄工団地	28	65,000	4,394,000	住之江区南港 東三丁目	51.7 完 成
	此花鉄工団地	5	5,600	350,000	此花区常吉 二丁目	49.11 完 成
	南港自動車整備業 団地(一次)	73	6,300	714,000	住之江区南港 東三丁目	50.4 完 成
48	此花工業団地 (一次)	13	16,500	1,525,000	此花区常吉 二丁目	51.2 完 成
	南港自動車整備業 団地(二次)	80	7,000	1,178,000	住之江区南港 東三丁目	50.10 完 成
49	此花工業団地 (二次)	6	12,000	947,000	此花区常吉 二丁目	51.2 完 成
	此花自動車整備業 団地	15	3,600	455,000	此花区常吉 二丁目	51.11 完 成
50	西大阪民主工業 団地	9	6,400	564,000	此花区常吉 二丁目	52.4 完 成
	大阪市廃材処理 製材業団地	10	6,100	815,000	住之江区平林 北二丁目	52.12 完 成
	ベントナイト排水 共同公害防止施設	4	1,650	300,000	住之江区南港 東三丁目	52.5 完 成
51	南大阪金属 塗装団地	7	6,600	850,000	住之江区南港 東三丁目	53.10 完 成
52	西淀川鉄工団地	14	16,130	1,366,000	西淀川区中島 二丁目	54.12 完 成
53	西淀運輸事業団地	14	53,600	3,000,000	西淀川区中島 二丁目	55.7 完 成
54	大正企業団地	17	8,900	1,474,000	大正区南恩加島 五丁目	設計中
	大正貨物重機団地	10	9,430	1,245,000	大正区南恩加島 五丁目	設計中
計		342	324,810	25,175,000		

第 2 節 公害防止設備資金融資

1. 融 資

公害防止費用は、発生者負担が原則であることはいうまでもないが、公害防止設備の設置等については、短期的に負担が大きいこと、また、早期に実施する必要あることなどのため、本市では、42年9月に「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」を制定し、公害防止設備の設置、改善に要する資金を自己資金で措置することが困難な企業に対して、公害防止設備資金の融資を行っている。

融資の対象となる公害防止設備等は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭もしくは産業廃棄物等の公害防止設備の設置または改善、及び工場の移転等である。

54年度では、112件、10億4,060万円の融資を行い、制度発足以来の融資累計は、表8-3に示すとおり1,810件、124億5,133万円余に達しているが、ここ数年横ばいの傾向にある。この要因としては、公害規制の強化に伴いほとんどの企業において公害防止設備が設置されたこと、さらには景気の動向の反映などが考えられるが、年々融資限度額の増加、利子の助成など制度の改善を図り利用者の負担軽減につとめている。

その他の公害防止設備資金融資制度としては、次のようなものがある。

- (1) 大阪府中小企業公害防止資金特別融資
- (2) 中小企業近代化資金融資
- (3) 中小企業振興事業団資金融資
- (4) 中小企業金融公庫資金融資
- (5) 公害防止事業団資金融資
- (6) 国民金融公庫による融資

なお、公害防止設備については、国及び地方税制上の特別措置が講じられている。

表 8 - 3 公害種別融資状況

(単位:千円)

種別 年度		騒音振動	汚 水	ガス悪臭	ばい煙	粉じん	産業廃棄物	合 計
42	件数	10	1	9	1	3	-	24
	金額	26,740	3,600	47,500	3,000	6,200	-	87,040
43	件数	31	9	7	18	23	-	88
	金額	88,300	49,850	51,000	23,020	53,500	-	270,720
44	件数	20	3	6	11	10	-	50
	金額	79,600	16,100	20,100	25,900	30,200	-	171,900
45	件数	38	12	19	23	28	-	120
	金額	174,800	78,200	116,950	89,000	102,500	-	561,450
46	件数	44	20	17	18	38	-	137
	金額	334,690	133,600	95,650	50,800	228,820	-	843,560
47	件数	35	40	10	32	26	-	143
	金額	193,280	235,270	68,600	270,300	85,750	-	853,200
48	件数	34	89	12	69	20	-	224
	金額	346,300	634,600	50,400	541,660	114,050	-	1,687,010
49	件数	64	165	21	54	25	-	329
	金額	686,200	1,069,400	155,700	477,800	151,300	-	2,540,400
50	件数	62	103	15	13	15	-	208
	金額	562,600	623,400	101,500	145,100	50,600	-	1,483,200
51	件数	36	61	8	15	24	-	144
	金額	432,650	350,900	53,300	117,600	110,200	-	1,064,650
52	件数	40	60	5	15	9	-	129
	金額	315,600	347,800	32,500	192,100	38,200	-	926,200
53	件数	21	33	18	9	21	-	102
	金額	184,300	246,100	284,700	124,400	81,900	-	921,400
54	件数	39	37	10	13	12	1	112
	金額	419,900	262,200	90,900	164,700	92,900	10,000	1,040,600
合 計	件数	474	633	157	291	254	1	1,810
	金額	3,844,960	4,051,020	1,168,800	2,230,380	1,146,170	10,000	12,451,330

2. 助 成

公害防止設備資金の融資事業を円滑に実施するため、「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」に基づいて融資を受けた者に対し、一定の割合による利子相当額の助成を行っている。

利子助成金は、毎年2回、融資を受けた者の請求に基づいて、本市から直接請求者に交付している。

54年度においては、914件、261,783千円の助成を行い、制度発足以来の助成累計は、表8-4に示すとおり7,588件、20億4,328万円余となっている。

表8-4 利子助成状況

年 度	件 数	金 額 (千円)
42年度	5	80
43年度	106	7,703
44年度	128	18,810
45年度	216	25,628
46年度	338	50,979
47年度	439	81,524
48年度	615	119,456
49年度	728	222,344
50年度	976	316,178
51年度	1,077	330,924
52年度	1,028	322,707
53年度	1,018	285,172
54年度	914	261,783
合 計	7,588	2,043,288

第3節 公害の紛争・苦情相談

公害が発生した場合、当事者間で話し合い等により解決に至る例もあるが、大部分は苦情として、行政機関へ持ちこまれる。

本市では、公害苦情の担当係を置き、苦情相談を応じるとともに、保健所および規制各課を通じて発生源の規制、指導を行い市民の良好な生活環境の維持に努めている。

54年度中に市民から寄せられた苦情件数は1,996件で、このうち1,703件は各保健所環境課（または環境係）へ申し出のあったもので、残り293件は環境保健局、総務局広聴課などへ申し出のあったものである。

公害の種類別をみると、「騒音」の865件が最も多く、全体の43.3%を占めており、次いで「大気汚染」の579件（29.0%）となっている。

これらの発生源は「工場等」によるものが大部分で、1,120件（56.1%）となっている。その他の発生源では、「建築土木工事」による騒音が127件、大気汚染が69件、振動が48件となっている。

用途地域別では、「住居地域」が712件（35.6%）、「準工業地域」が502件（25.1%）となっており、これらは用途地域の面積比とはほぼ合致している。

被害者の訴え内容をみると、「感覚的」なものが1,437件（71.9%）、「健康等」に係るものも353件（17.6%）ある。

総数1,996件のうち、解決をみたものは1,680件で解決率は84.1%となっている。

公害苦情の累年変化及び各種調査の結果は表8-5から表8-10までのおりであるが、苦情件数は42年から46年までは増加を続け、47年以後は年々減少している。

なお、公害被害にかかる紛争を早期に解決するため、公害紛争処理法に基づいて、大阪府に「大阪府公害審査会」が設置され、紛争当事者からの申請にもとづいて、あっせん、調停、仲裁を行っている。大阪市内の紛争で、現在係属中のものは3件である。

表 8 - 5 累 年 変 化

種別 年別	総 計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	汚水汚物	そ の 他
41年度	1,375	422	134	403	219	-	114	23
42年度	1,680	629	192	501	250	-	92	16
43年度	2,172	791	322	497	330	-	177	55
44年度	2,425	913	275	611	391	-	200	35
45年度	3,775	1,244	379	1,160	723	-	207	62
46年度	4,542	1,460	507	1,230	1,086	-	219	40
47年度	3,172	999	315	843	825	80	-	110
48年 1～3月	520	172	72	127	106	16	-	27
48年度	2,973	1,120	361	735	612	46	-	99
49年度	2,562	870	289	729	504	66	-	104
50年度	2,721	1,021	326	1,035	197	53	-	89
51年度	2,428	896	299	805	308	51	-	69
52年度	2,057	820	220	684	276	29	-	28
53年度	2,007	880	192	684	204	14	-	33
54年度	1,996	865	191	579	226	8	-	127

- (注) 1. 47年までは1月～12月までの集計
 2. 48年度からは4月～翌年3月までの集計

表 8 - 6 発 生 源 別

	計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
工 場 等	1,120	421	126	376	133	6	58
建 築 土 木 工 事	255	127	48	69	5	-	6
交 通 機 関	37	27	7	1	-	-	2
牧 畜 養 豚 養 鶏	5	-	-	-	5	-	-
娛 楽 施 設	18	15	-	1	1	-	1
一 般 家 庭	41	14	-	5	12	-	10
そ の 他	520	261	10	127	70	2	50
合 計	1,996	865	191	579	226	8	127

表 8 - 7 用 途 地 域 別

	計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
第 2 種 住 居 専 用 地 域	152	73	11	36	22	-	10
住 居 地 域	712	320	66	201	74	2	49
近 隣 商 業 地 域	73	34	3	21	7	1	7
商 業 地 域	378	197	31	77	47	-	26
準 工 業 地 域	502	183	61	170	56	4	28
工 業 地 域	127	44	16	46	15	1	5
工 業 専 用 地 域	52	14	3	28	5	-	2
合 計	1,996	865	191	579	226	8	127

表 8 - 8 訴 え 内 容 別

	計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
健 康 等	353	90	15	173	59	3	13
財 産	156	6	29	110	1	1	9
動 植 物	2	-	-	2	-	-	-
感 覚 的	1,437	760	146	265	159	4	103
そ の 他	48	9	1	29	7	-	2
合 計	1,996	865	191	579	226	8	127

表 8 - 9 処 理 状 況 別

		計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	そ の 他
措 置 内 容	工 場 移 転	34	15	9	8	2	-	-
	作業行為の中止 廃	176	30	3	121	13	-	9
	防除設備の 設置改善	245	104	18	78	25	2	18
	機械の改善	178	78	6	61	24	-	9
	作業方法の改善	258	87	20	98	39	-	14
	作業時間変更	94	84	4	4	1	-	1
	そ の 他	695	338	105	126	72	-	54
	小 計	1,680	736	165	496	176	2	105
指 導 継 続 中	239	114	26	75	21	-	3	
他機関等へ移送	77	15	-	8	29	6	19	
合 計	1,996	865	191	579	226	8	127	

表8-10 行政区別

(54年4月~55年3月)

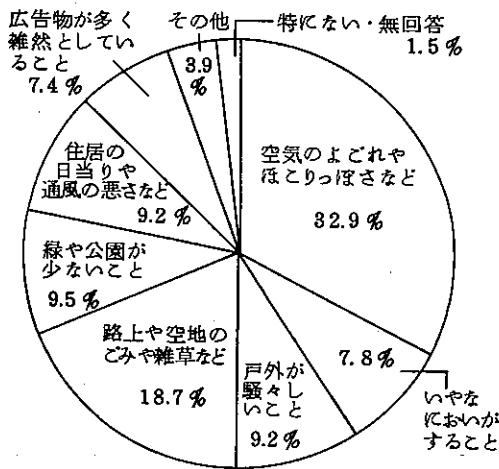
	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質	その他
北	56	25	2	12	16	-	1
都島	134	54	9	30	36	-	5
福島	45	23	3	11	7	-	1
此花	68	27	8	24	2	-	7
東	42	22	4	5	2	-	9
西	40	22	1	5	8	-	4
港	60	21	7	16	15	-	1
大正	100	45	5	34	12	-	4
天王寺	45	15	3	11	16	-	-
南	65	41	2	11	-	-	11
浪速	65	26	9	19	9	1	1
大淀	42	21	4	11	5	-	1
西淀川	83	34	12	33	3	1	-
淀川	81	41	15	16	4	-	5
東淀川	92	41	3	28	20	-	-
東成	102	45	22	19	6	3	7
生野	137	51	21	35	8	-	22
旭	104	39	17	30	1	2	15
城東	61	28	6	16	8	-	3
鶴見	85	36	4	29	4	1	11
阿倍野	40	25	3	6	2	-	4
住之江	63	26	1	27	2	-	7
住吉	109	39	2	38	28	-	2
東住吉	45	18	6	12	6	-	3
平野	109	52	7	41	6	-	3
西成	123	48	15	60	-	-	-
合計	1,996	865	191	579	226	8	127

第4節 市政モニターアンケート(公害)

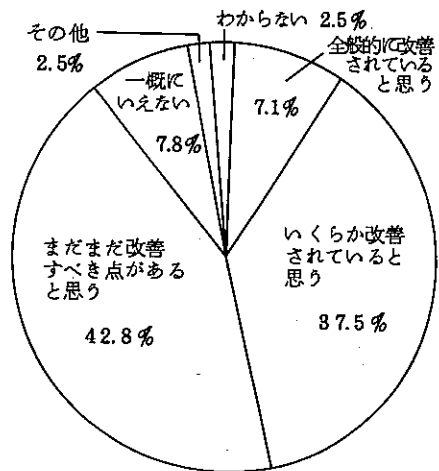
54年度第4回市政モニターアンケートで、「公害」をテーマに選び、市民が本市の公害の現況や問題点、今後の対策などについてどのような意見や提言をもっているかを聴取した。

市政モニター291名に対し質問書を送付し、回答を得た283名についての集計結果のうち、主なものは次のとおりである。

(問) 生活環境について、日頃から気になることは何か。

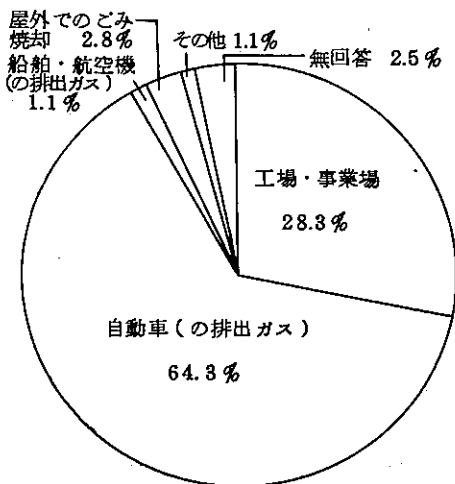


(問) 市内の公害を全般的にみて4～5年前と比べどのように感じるか。

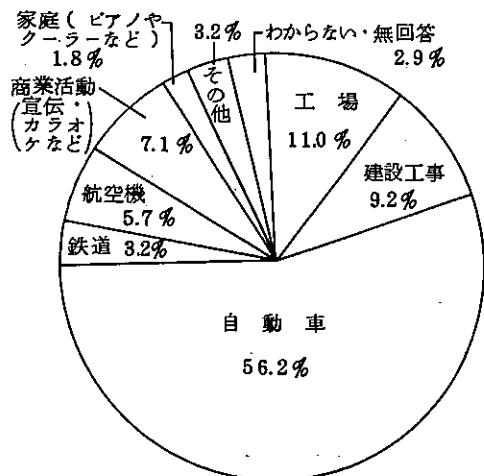


(問) 公害(大気汚染, 騒音)の発生源で問題があると思われるものは何か。

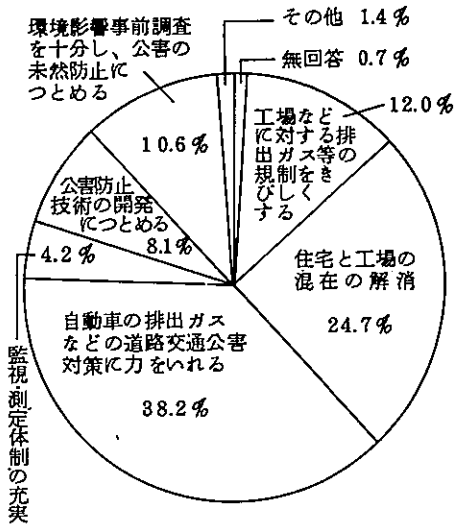
大気汚染について



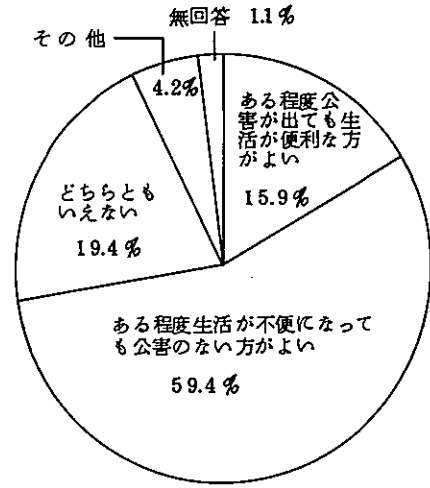
騒音について



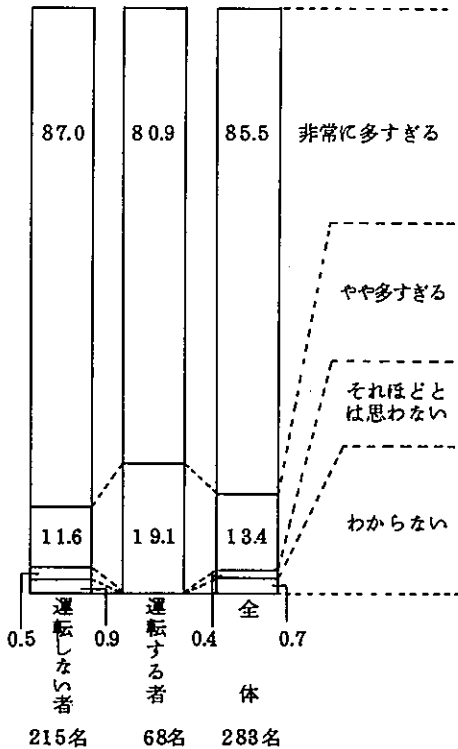
(問) 今後どのような施策に力を入れるべきか。



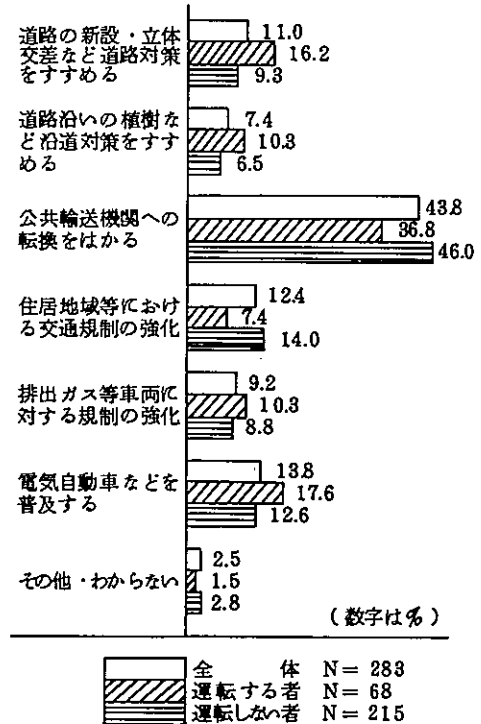
(問) 自動車の便利さと公害問題についてどう考えるか。



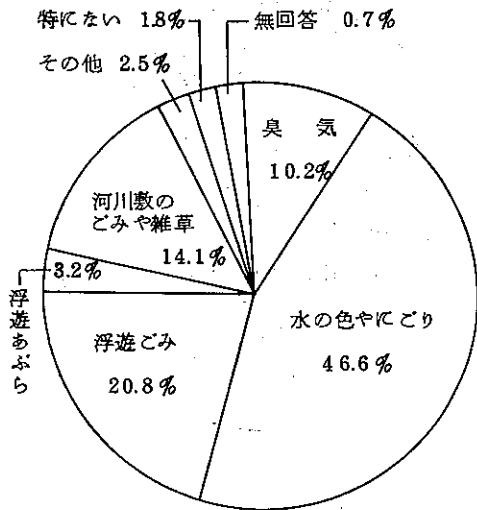
(問) 市内の交通量についてどう思うか。



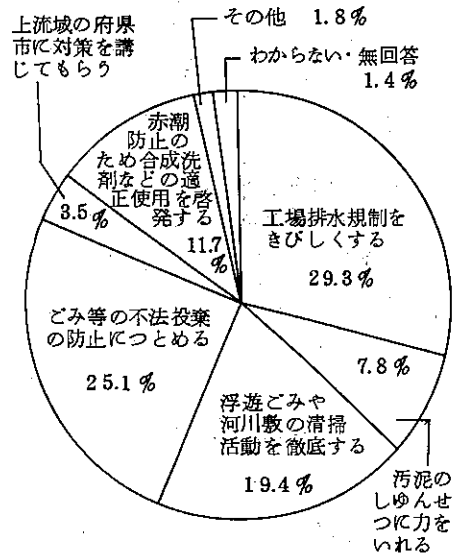
(問) 自動車交通公害対策としてどのような点に力を入れたらよいか。



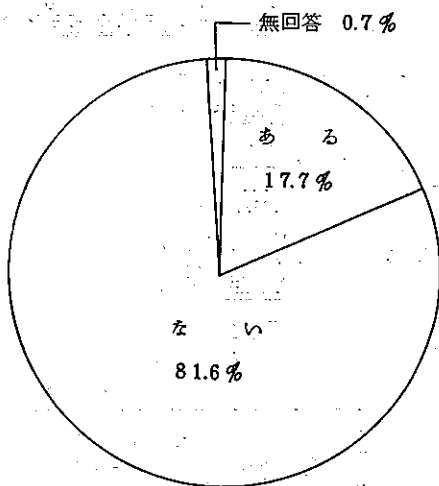
(問) 市内の河川について日頃から気になることは何か。



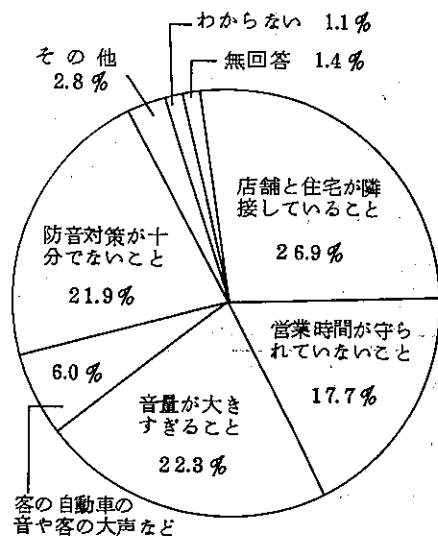
(問) 河川浄化対策としてどのような点に力を入れたらよいか。



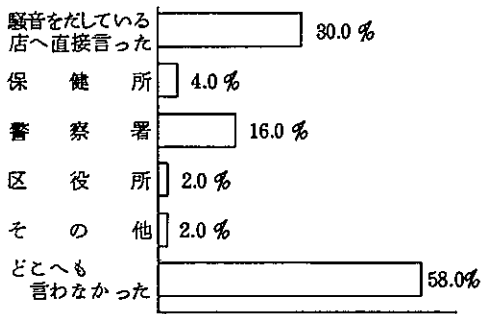
(問) 飲食店やスナックなどの深夜における営業騒音で迷惑を受けたことがあるか。



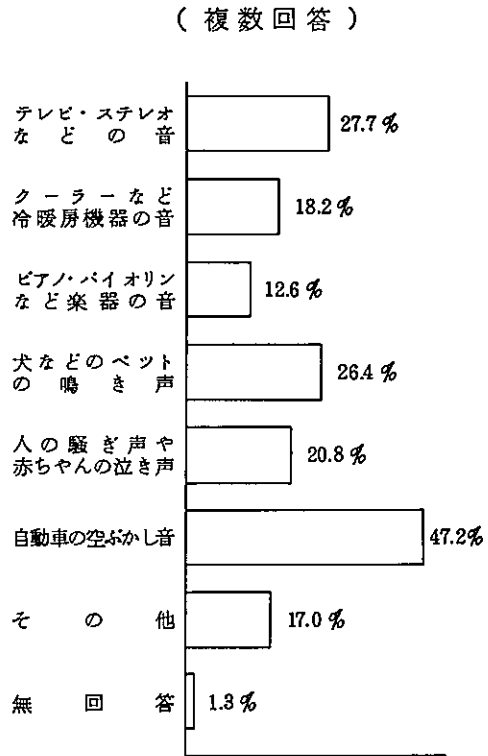
(問) 深夜における営業騒音の原因は何と思うか。



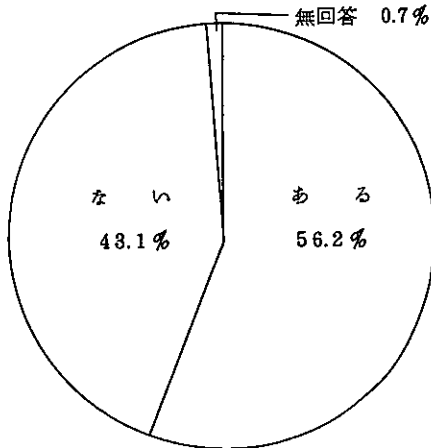
(問) 営業騒音の苦情をどこに申し出たか。
(複数回答)



(問) 迷惑をうけた生活騒音はどんなものか。
(複数回答)



(問) 隣近所からの生活騒音で迷惑を受けたことがあるか。



(問) 生活騒音の解決方法についてどのように考えるか。

(問) 生活騒音で隣近所に迷惑をかけたことがあると思うか。

